土木工事成績評定基準

第１　趣旨

この基準は、静岡市請負工事成績評定要領（平成15年11月１日施行。以下「評定要領」という。）に基づく工事成績の評定に関し必要な事項を定めるものとする。

第２　評定の対象

この基準の対象とする工事は、本市が行う工事のうち土木工事とする。ただし、解体工事、維持修繕業務及び災害時における緊急を要する工事を除く。

第３　評定者

評定要領第４第１号に規定する監督員は、担当監督員及び主任監督員とする。

第４　評定の方法

評定は、次により行うものとする。

（１）評定要領第５第２項に規定する工事成績採点表は、工事成績採点表（様式第１号）によるものとする。

（２）細目別評定点の算出は、細目別評定点採点表（様式第２号）により行うものとする。

この場合において、担当監督員は別紙１の、主任監督員は別紙２の、検査員は別紙３の工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表、記入方法及び留意事項（別紙４）及び施工プロセスチェックリスト（別紙５）を考慮するものとする。

（３）受注者は評定に際し、当該工事における工事特性、創意工夫、社会性等に関する実施状況(様式第３号)を必要に応じて提出し、その提出があった場合にはこれを考慮するものとする。

第５　評定結果の提出

建設局土木部技術政策課長は成績評定を行った報告を受けたときは、遅滞なく、財政局財政部契約課長へ、建設工事検査合格通知書（静岡市工事検査実施要綱（平成15年４月１日施行）様式第４号）を提出するものとする。

第６　評定の変更

受注者に対して評定結果を通知した後、発覚したその工事における工事事故、不正行為等で指名停止、営業停止等の措置がされたものについては、評定変更を行う。ただし、完成後２年を経過したものについては、評定変更を行わない。

附　則

この基準は、平成17年４月１日から施行する。

附　則

この基準は、平成19年４月１日から施行する。

附　則

この基準は、平成20年４月１日から施行する。

附　則

この基準は、平成23年４月１日から施行する。

附　則

この基準は、平成24年４月１日から施行する。

附　則

この基準は、平成26年４月１日から施行する。

様式第1号

工 事 成 績 採 点 表 (完成)

年　月　日作成

台帳番号	

所属

工事名	工事	工事場所	静岡市　地内	契約金額(最終)		完成日	年　月　日
請負者名	現場代理人	主任･監理技術者		契約工期	年　月　日 から　年　月　日	検査年月日	年　月　日

考 査 項 目		①担当監督員					②主任監督員							③中間技術検査							③中間技術検査							③検査員						
		氏名					氏名							氏名							氏名							氏名						
項目	細目別	a	b	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e
1. 施工体制	Ⅰ施工体制一般	+1.0	+0.5	0.0	-5.0	-10.0																												
	Ⅱ配置技術者	+3.0	+1.5	0.0	-5.0	-10.0																												
2. 施工状況	Ⅰ施工管理	+4.0	+2.0	0.0	-5.0	-10.0								+5.0	-	+2.5	-	0.0	-7.5	-15.0	+5.0	-	+2.5	-	0.0	-7.5	-15.0	+5.0	-	+2.5	-	0.0	-7.5	-15.0
	Ⅱ工程管理	+4.0	+2.0	0.0	-5.0	-10.0	+2.0	-	+1.0	-	0.0	-7.5	-15.0																					
	Ⅲ安全対策	+5.0	+2.5	0.0	-5.0	-10.0	+3.0	-	+1.5	-	0.0	-7.5	-15.0																					
	Ⅳ対外関係	+2.0	+1.0	0.0	-2.5	-5.0																												
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅰ出来形	+4.0	+2.0	0.0	-2.5	-5.0								+10.0	+7.5	+5.0	+2.5	0.0	-10.0	-20.0	+10.0	+7.5	+5.0	+2.5	0.0	-10.0	-20.0	+10.0	+7.5	+5.0	+2.5	0.0	-10.0	-20.0
	Ⅱ品質	+5.0	+2.5	0.0	-2.5	-5.0								+15.0	+12.0	+7.5	+4.0	0.0	-12.5	-25.0	+15.0	+12.0	+7.5	+4.0	0.0	-12.5	-25.0	+15.0	+12.0	+7.5	+4.0	0.0	-12.5	-25.0
	Ⅲ出来ばえ													+5.0	-	+2.5	-	0.0	-5.0	-	+5.0	-	+2.5	-	0.0	-5.0	-	+5.0	-	+2.5	-	0.0	-5.0	-
4. 工事特性	Ⅰ施工条件等への対応(※2)						-		0.0	-	-	-	-																					
5. 創意工夫	Ⅰ創意工夫(※3)	-		0.0	-	-																												
6. 社会性等	Ⅰ地域へ貢献等						-	+2.5	0.0	-	-	-	-																					
加減点合計　(1+2+3+4+5+6)		点					点							点							点							点						
評定点(65点±加減点合計)(※1)		①　点					②　点							③　点							③　点							③　点						
7. 評定点計				点 (①　点×0.4+②　点×0.2+③　点×0.4) = 評定点計　点																														
8. 法令遵守等(※5)					点																													
9. 評 定 点 合 計 (※6)		点					7. 評定点数(　点)－8. 法令遵守等(　点)＝　点																											
所　見		担当監督員					主任監督員							検査員																				

※1　1～3の評定(65点±加減点合計)　＋　4.　5.　6の評定　＝　評定点
※2　工事特性は、当該工事特有の難度の高い条件(構造物の特殊性、特殊な技術、都市部等の作業環境･社会条件、厳しい自然･地盤条件、長期工事における安全確保等)に対して適切に対応したことを評価する項目である。
　評価に際しては、担当監督員からの報告を受けて主任監督員が評価するものとする。
※3　創意工夫は、企業の工夫やノウハウにより特筆すべき評価内容があった場合に評価する項目である。
※4　各考査項目毎の採点は、担当監督員は別紙1－①～別紙1－⑪、主任監督員は別紙2－①～別紙2－④、検査員は別紙3－①～別紙3－③による。
※5　法令遵守等の評価は、主任監督員が行い減点のみとする。
※6　評定点合計は、四捨五入により整数とする。

様式第2号

細目別評定点採点表

項　目	細　別	① 担当監督員	② 主任監督員	③ 検 査 員	細目別評定点	得点割合
1. 施工体制	Ⅰ. 施工体制一般	×0.4+2.9=　点			／ 3.3点	%
	Ⅱ. 配置技術者	×0.4+2.9=　点			／ 4.1点	%
2. 施工状況	Ⅰ. 施工管理	×0.4+2.9=　点		×0.4+6.5=　点	／13.0点	%
	Ⅱ. 工程管理	×0.4+2.9=　点	×0.2+3.2=　点		／ 8.1点	%
	Ⅲ. 安全対策	×0.4+2.9=　点	×0.2+3.3=　点		／ 8.8点	%
	Ⅳ. 対外関係	×0.4+2.9=　点			／ 3.7点	%
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅰ. 出来形	×0.4+2.8=　点		×0.4+6.5=　点	／14.9点	%
	Ⅱ. 品質	×0.4+2.9=　点		×0.4+6.5=　点	／17.4点	%
	Ⅲ. 出来ばえ			×0.4+6.5=　点	／ 8.5点	%
4. 工事特性	Ⅰ. 施工条件等への対応		×0.2+3.3=　点		／ 7.3点	%
5. 創意工夫	Ⅰ. 創意工夫	×0.4+2.9=　点			／ 5.7点	%
6. 社会性等	Ⅰ. 地域への貢献等		×0.2+3.2=　点		／ 5.2点	%
7. 法令遵守等			点		点	
				評 定 点 合 計	／ 100点	

※ 得点割合は、細目評定点の合計に対する得点の割合を百分率で示す。

様式第３号

工事特性・創意工夫・社会性等に関する実施状況

工　事　名		請負者名	

項　目	評　価　内　容	備　　　　考
□工事特性	□構造物の特性への対応	対象構造物の高さ、延長、施工（断）面積、施工深度等の規模が特殊な工事 対象構造物の形状が複雑であることなどから、施工条件が特に変化する工事
	□都市部等の作業環境、社会条件等への対応	地盤の変形、近接構造物、地中埋設物への影響に配慮する工事 周辺環境条件により、作業条件、工程等に大きな影響を受ける工事 周辺住民等に対する騒音・振動を特に配慮する工事 現道上での交通規制に大きく影響する工事 緊急時に対応が特に必要な工事 施工個所が広範囲にわたる工事
	□厳しい自然・地盤条件への対応	特殊な地盤条件への対応が必要な工事 雨・雪・風・気温・波浪等の自然条件の影響が大きな工事 急峻な地形及び土石流危険渓流内での工事 動植物等の自然環境の保全に特に配慮しなければならない工事
	□長期工事における安全確保への対応	12ヶ月を超える工期で、事故がなく完成した工事（全面一時中止期間は除く）
□創意工夫	□準備・後片付け	
	□施工関係	施工に伴う機械、器具、工具、装置類 二次製品、代替製品の利用 施工方法の工夫 施工環境の改善 仮設計画の改善 施工管理、品質管理の工夫
	□品質関係	
	□安全衛生関係	安全施設・仮設備の配慮 安全教育・講習会・パトロールの工夫 作業関係の改善 交通事故防止の工夫
	□施工管理関係	
	□その他	
□社会性等 地域社会や住民に対する貢献	□地域への貢献等	地域の自然環境保全、動植物の保護 現場環境の地域への調和 地域住民とのコミュニケーション ボランティアの実施

（注）　１　該当する項目の□にレマークを記入すること。
　　　　２　具体的内容の説明として、写真・略図等を説明資料に整理すること。

項　　　目		評 価 内 容	
提 案 内 容			
（ 説　明 ）			
（添 付 図）			

（注）　説明資料は、簡潔に作成するものとし、必要に応じて別葉とする。

《標準型》　　工事成績採点の考査項目別チェック表　　（担当監督員）

（Ｖ 9.4）

項目	細別		a	b	c	d	e
1. 施工体制	Ⅰ 施工体制一般	評　定 (該当割合)	□ a 90%以上	□ b 80%以上	□ c 80%未満	□ d 文章による指示で改善された	□ e 文章による指示に従わなかった
	評価：　0.0　点 (0 項目中 0 項目)	対象項目 該当項目					%
	Ⅱ 配置技術者	評　定 (該当割合)	□ a 90%以上	□ b 80%以上	□ c 80%未満	□ d 文章による指示で改善された	□ e 文章による指示に従わなかった
	評価：　0.0　点 (0 項目中 0 項目)	対象項目 該当項目					%
2. 施工状況	Ⅰ 施工管理	評　定 (該当割合)	□ a 90%以上	□ b 80%以上	□ c 80%未満	□ d 文章による指示で改善された	□ e 文章による指示に従わなかった
	評価：　0.0　点 (0 項目中 0 項目)	対象項目 該当項目					%
	Ⅱ 工程管理	評　定 (該当割合)	□ a 90%以上	□ b 80%以上	□ c 80%未満	□ d 文章による指示で改善された	□ e 文章による指示に従わなかった
	評価：　0.0　点 (0 項目中 0 項目)	対象項目 該当項目					%
	Ⅲ 安全対策	評　定 (該当割合)	□ a 90%以上	□ b 80%以上	□ c 80%未満	□ d 文章による指示で改善された	□ e 文章による指示に従わなかった
	評価：　0.0　点 (0 項目中 0 項目)	対象項目 該当項目					%
	Ⅳ 対外関係	評　定 (該当割合)	□ a 90%以上	□ b 80%以上	□ c 80%未満	□ d 文章による指示で改善された	□ e 文章による指示に従わなかった
	評価：　0.0　点 (0 項目中 0 項目)	対象項目 該当項目					%
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅰ 出来形 電気・通信・受変電設備	評　定 (該当割合)	□ a 概ね50%程度以内	□ b 概ね80%程度以内	□ c a、bに該当しない	□ d 改善指示	□ e 改造請求
		対象項目 該当項目					%
	評価：　0.0　点	対象項目 該当項目					%
	Ⅱ 品質 維持・修繕工事	評　定 (該当割合)	□ a 概ね50%程度以内	□ b 概ね80%程度以内	□ c a、bに該当しない	□ d 改善指示	□ e 改造請求
		対象項目 該当項目					%
		対象項目 該当項目					%
	評価：　0.0　点 FALSE	対象項目 該当項目					
5. 創意工夫 【軽微なもの】	キーワード評価	対象項目 該当項目					
		対象項目 該当項目					
	評価：　0.0　点 （0～7点） (0 項目)	【創意工夫のキーワード詳細】					

評定点　65.0　点　（加減点計　0.0　点）

工事成績評定点（検査依頼書）　26.0　点

台帳番号		工事名	

別紙 1-1-①②

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

（担当監督員）

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>細別</th><th>a</th><th>b</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="4">1 施工体制</td><td rowspan="2">Ⅰ 施工体制一般</td><td>☐ 適切である</td><td>☐ ほぼ適切である</td><td>☐ 他の評価に該当しない</td><td>☐ やや不適切である</td><td>☐ 不適切である</td></tr>
<tr><td colspan="5">●評価対象項目
☐ ☐ 1 「施工プロセス」のチェックリストのうち、施工体制一般について指示事項が無い。
☐ ☐ 2 施工計画書を、工事着手前に提出している。
☐ ☐ 3 作業分担の範囲を、施工体制台帳及び施工体系図に明確に記載している。
☐ ☐ 4 品質証明員が関係書類、出来形、品質等の確認を工事全般にわたって実施して、品質証明に係る体制が有効に機能している。
☐ ☐ 5 元請負が下請負の作業成果を検査している。
☐ ☐ 6 施工計画書の内容と現場施工方法が一致している。
☐ ☐ 7 緊急指示、災害、事故等が発生した場合の対応が速やかである。
☐ ☐ 8 現場に対する本店や支店による支援体制を整えている。
☐ ☐ 9 工場製作期間における技術者を適切に配置している。
☐ ☐ 10 機械設備、電気設備等について、製作工場における社内検査体制（規格値の設定や確認方法等）を備えている。
☐ ☐ 11 その他 理由：

☐ d 施工体制一般に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。
☐ e 施工体制一般に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">Ⅱ 配置技術者
(現場代理人等)</td><td>☐ 適切である</td><td>☐ ほぼ適切である</td><td>☐ 他の評価に該当しない</td><td>☐ やや不適切である</td><td>☐ 不適切である</td></tr>
<tr><td colspan="5">●評価対象項目
【全体を評価する項目】
☐ ☐ 1 「施工プロセス」のチェックリストのうち、配置技術者について指示事項が無い。
☐ ☐ 2 作業に必要な作業主任者及び専門技術者を選任及び配置している。

【現場代理人を評価する項目】
☐ ☐ 3 現場代理人が、工事全体を把握している。
☐ ☐ 4 設計図書と現場との相違があった場合は、監督職員と協議するなどの必要な対応を行っている。
☐ ☐ 5 監督職員への報告を適時及び的確に行っている。

【監理（主任）技術者を評価する項目】
☐ ☐ 6 書類を共通仕様書及び諸基準に基づき適切に作成し、整理している。
☐ ☐ 7 契約書、設計図書、適用すべき諸基準等を理解し、施工に反映している。
☐ ☐ 8 施工上の課題となる条件（作業環境、気象、地質等）への対応を図っている。
☐ ☐ 9 下請負の施工体制及び施工状況を把握し、技術的な指導を行っている。
☐ ☐ 10 監理（主任）技術者が、明確な根拠に基づいて技術的な判断を行っている。
☐ ☐ 11 その他 理由：

☐ d 配置技術者に対して、監督職員が文書による改善指示を行った。
☐ e 配置技術者に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。</td></tr>
</table>

別紙 1-2-①②

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

（担当監督員）

考査項目	細別	a	b	c	d	e
2 施工状況	I 施工管理	□ 適切である	□ ほぼ適切である	□ 他の評価に該当しない	□ やや不適切である	□ 不適切である
		●評価対象項目 □ □ 1 「施工プロセス」のチェックリストのうち、施工管理について指示事項が無い。 □ □ 2 施工計画書が、設計図書及び現場条件を反映したものとなっている。 □ □ 3 現場条件の変化に対して、適切に対応している。 □ □ 4 工事材料の品質に影響が無いよう保管している。 □ □ 5 日常の出来形管理を、設計図書及び施工計画書に基づき適時及び的確に行っている。 □ □ 6 日常の品質管理を、設計図書及び施工計画書に基づき適時及び的確に行っている。 □ □ 7 現場内の整理整頓を日常的に行っている。 □ □ 8 指定材料の品質証明書及び写真等を整理している。 □ □ 9 工事打合せ簿を、不足無く整理している。 □ □ 10 建設副産物の再利用等への取り組みを適切に行っている。 □ □ 11 工事全般において、低騒音型、低振動型、排出ガス対策型の建設機械及び車両を使用している。 □ □ 12 その他 理由： □ d 施工管理に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。 □ e 施工管理に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。				
	II 工程管理	□ 適切である	□ ほぼ適切である	□ 他の評価に該当しない	□ やや不適切である	□ 不適切である
		●評価対象項目 □ □ 1 「施工プロセス」のチェックリストのうち、工程管理について指示事項が無い。 □ □ 2 工程に与える要因を的確に把握し、それらを反映した工程表を作成している。 □ □ 3 実施工程表の作成及びフォローアップを行っており、適切に工程を管理している。 □ □ 4 現場条件の変化への対応が迅速であり、施工の停滞が見られない。 □ □ 5 時間制限や片側交互通行等の各種制約への対応が適切であり、大きな工程の遅れが無い。 □ □ 6 工事の進捗を早めるための取り組みを行っている。 □ □ 7 適切な工程管理を行い、工程の遅れが無い。 □ □ 8 休日の確保を行っている。 □ □ 9 計画工程以外の時間外作業がほとんど無い。 □ □ 10 その他 理由： □ d 工程管理に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。 □ e 工程管理に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。				

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

（担当監督員）

考査項目	細別	a	b	c	d	e
2 施工状況	Ⅲ 安全対策	□ 適切である	□ ほぼ適切である	□ 他の評価に該当しない	□ やや不適切である	□ 不適切である
		●評価対象項目 □ □ 1 「施工プロセス」のチェックリストのうち、安全対策について指示事項が無い。 □ □ 2 災害防止協議会等を１回／月以上行っている。 □ □ 3 安全教育及び安全訓練等を半日／月以上実施している。 □ □ 4 新規入場者教育の内容に、当該工事の現場特性を反映している。 □ □ 5 工事期間を通じて、労働災害及び公衆災害が発生しなかった。 □ □ 6 過積載防止に取り組んでいる。 □ □ 7 仮設工の点検及び管理を、チェックリスト等を用いて実施している。 □ □ 8 保安施設の設置及び管理を、各種基準及び関係者間の協議に基づき実施している。 □ □ 9 地下埋設物及び架空線等に関する事故防止対策に取り組んでいる。 □ □ 10 その他 理由： □ d 安全対策に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。 □ e 安全対策に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。				
	Ⅳ 対外関係	□ 適切である	□ ほぼ適切である	□ 他の評価に該当しない	□ やや不適切である	□ 不適切である
		●評価対象項目 □ □ 1 「施工プロセス」のチェックリストのうち、対外関係について指示事項が無い。 □ □ 2 関係官公庁などと調整を行い、トラブルの発生が無い。 □ □ 3 地元との調整を行い、トラブルの発生が無い。 □ □ 4 第三者からの苦情が無い、もしくは、苦情に対して適切な対応を行っている。 □ □ 5 関連工事との調整を行い、円滑な進捗に取り組んでいる。 □ □ 6 工事の目的及び内容を、工事看板などにより地域住民や通行者等に分かりやすく周知している。 □ □ 7 その他 理由： □ d 対外関係に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。 □ e 対外関係に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。				

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（土木工事）

（担当監督員）

考査項目	細別	a	b	c	d	e
3 出来形及び出来ばえ	Ⅰ 出来形 土木(農林等含)	□ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね５０％以内である。	□ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね８０％以内である。	□ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、ａ、ｂに該当しない。	□ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。	□ 契約書第１７条に基づき、監督員が改造請求を行った。

●必ずチェックする。

○ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね５０％以内である。

○ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね８０％以内である。

○ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、ａ、ｂに該当しない。

○ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。

○ 出来形の測定結果が規格値、試験基準を満足せず品質が劣る。

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（機械設備工事）

（担当監督員）

考査項目	細　別	a	b	c	d	e
3 出来形及び出来ばえ	Ⅰ 出来形 機械設備工事	□ 適切である	□ ほぼ適切である	□ 他の評価に該当しない	□ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。	□ 契約書第１７条に基づき、監督員が改造請求を行った。

●評価対象項目

□ □ 1 据付に関する出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理図などを工夫している。
□ □ 2 設備全般にわたり、形状及び寸法の実測値が許容範囲内である。
□ □ 3 施工管理基準の撮影記録が撮影基準を満足している。
□ □ 4 設計図書で定められていない出来形管理項目について、監督員と協議の上で管理している。
□ □ 5 不可視部分の出来形を写真撮影している。
□ □ 6 塗装管理基準の塗膜厚管理を適切にまとめている。
□ □ 7 溶接管理基準の出来形管理を適切にまとめている。
□ □ 8 社内の管理基準に基づき管理している。
□ □ 9 設計図書に定められている予備品に不足が無い。
□ □ 10 分解設備における既設部品等の摩耗、損傷等について、整備前と整備後の劣化状況及び回復状況を図表等に記録している。
□ □ 11 その他 理由：

□ d 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。
□ e 出来形の測定結果が規格値、試験基準を満足せず品質が劣る。

別紙 1 - 3 - ① - 電　　工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（電気設備工事・通信設備工事・受変電設備工事）　　（担当監督員）

考査項目	細別	a	b	c	d	e
3 出来形及び出来ばえ	Ⅰ 出来形	□ 適切である	□ ほぼ適切である	□ 他の評価に該当しない	□ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。	□ 契約書第１７条に基づき、監督員が改造請求を行った。
	電気設備工事・通信設備工事・受変電設備工事	●評価対象項目 □ □ 1 据付に関する出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理図及び出来形管理表を工夫している。 □ □ 2 機器等の測定（試験）結果が、その都度管理図表などに記録され、適切に管理している。 □ □ 3 不可視部分の出来形を写真撮影している。 □ □ 4 設計図書に定められていない出来形管理項目について、監督員と協議の上で管理している。 □ □ 5 設備全般にわたり、形状及び寸法の実測値が許容範囲内である。 □ □ 6 設備の据付及び固定方法が設計図書又は承諾図書通り施工している。 □ □ 7 配管及び配線が、設計図書又は承諾図書通りに敷設している。 □ □ 8 測定機器のキャリブレーションを、定期的に実施している。 □ □ 9 行先などを表示した名札がケーブルなどに分かり易く堅固に取り付けている。 □ □ 10 配管及び配線の支持間隔や絶縁抵抗等について、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ □ 11 社内の管理基準に基づき管理している。 □ □ 12 その他 理由： □ d 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。 □ e 出来形の測定結果が規格値、試験基準を満足せず品質が劣る。				

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（土木工事）

（担当監督員）

考査項目	細　　別	a	b	c	d	e
3 出来形及び出来ばえ	Ⅱ 品質 土木(農林等含)	□ 品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね５０％以内である。	□ 品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規定値の概ね８０％以内である。	□ 品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、ａ、ｂに該当しない。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。	□ 契約書第１７条に基づき、監督員が改善請求を行った。

●必ずチェックする。

○ 品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね５０％以内である。

○ 品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規定値の概ね８０％以内である。

○ 品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、ａ、ｂに該当しない。

○ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。

○ 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず品質が劣る。

※品質管理資料による評定が困難な場合は、現地立会・試験結果等を総合的に判断して、a、b、c、d、e評価を行う。

別紙 1-3-②-機

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（機械設備工事）

（担当監督員）

考査項目	細別	a	b	c	d	e
3 出来形及び出来ばえ	II 品質 機械設備工事	□ 適切である	□ ほぼ適切である	□ 他の評価に該当しない	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。	□ 契約書第１７条に基づき、監督員が改善請求を行った。

●評価対象項目

□ □ 1 材料、部品の品質照合の書類（現物照合）の内容が設計図書の仕様を満足している。
□ □ 2 設備の機能及び性能を、承諾図書のとおり確保している。
□ □ 3 設計図書の仕様を踏まえた詳細設計を行い、承諾図書として提出している。
□ □ 4 機器の品質、機能及び性能が設計図書を満足して、成績書にまとめられている。
□ □ 5 溶接管理基準の品質管理項目について規格値を満足している。
□ □ 6 塗装管理基準の品質管理項目について規格値を満足している。
□ □ 7 操作制御設備について、操作スイッチや表示灯を承諾図書のとおり配置し、操作性に優れている。
□ □ 8 操作制御設備の安全装置及び保護装置が承諾図書のとおり機能している。
□ □ 9 小配管、電気配線・配管が、承諾図書のとおり敷設している。
□ □ 10 設備の取扱説明書を工夫している。
□ □ 11 完成図書（取扱説明書）に定期的な点検及び交換を必要とする部品並びに箇所を明示している。
□ □ 12 機器の配置が点検しやすいよう工夫している。
□ □ 13 設備の構造や機器の配置が、部品等の交換作業を容易にできるよう工夫している。
□ □ 14 二次コンクリートの配合試験及び試験練りが実施され、試験成績表にまとめられている。
□ □ 15 バルブ類の平時の状態を示すラベルなどが見やすい状態で表示している。
□ □ 16 計器類に運転時の適用範囲を見やすく表示している。
□ □ 17 回転部や高温部等の危険箇所に表示又は防護をしている。
□ □ 18 構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。
□ □ 19 現地状況を勘案し施工方法等について提案を行うなど、積極的に取り組んでいる。
□ □ 20 その他 理由：

□ d 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。
□ e 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず品質が劣る。

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（電気設備工事・通信設備工事・受変電設備工事）

（担当監督員）

考査項目	細別	a	b	c	d	e
3 出来形及び出来ばえ	Ⅱ 品質 電気設備工事 通信設備工事 受変電設備工事	□ 適切である	□ ほぼ適切である	□ 他の評価に該当しない	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。	□ 契約書第１７条に基づき、監督員が改善請求を行った。

●評価対象項目

□ □ 1 製作着手前に、品質や性能の確保に係る技術検討を実施している。
□ □ 2 材料、部品の品質照合の結果が、品質保証書等（現物照合を含む）で確認でき、設計図書の仕様を満足している。
□ □ 3 機器の品質機能及び性能が、設計図書を満足し、成績書にまとめている。
□ □ 4 操作スイッチや表示灯が承諾図書のとおり配置され、操作性に優れている。
□ □ 5 ケーブル及び配管の接続など作業が施工計画書に記載された手順に沿って行われ、不具合が無い。
□ □ 6 設備の機能及び性能が設計図書の仕様を満足している。
□ □ 7 操作制御関係の機能及び性能が、仕様を満足しているとともに、必要な安全装置及び保護装置の作動が確認できる。
□ □ 8 設備の総合性能が、設計図書の仕様を満足している。
□ □ 9 現場条件によって機器（製品）の機能及び性能が確認できない場合において、工場試験などで確認している。
□ □ 10 設備全体についての取扱説明書を工夫し作成（修繕・改造・更新含む）の場合は、修正又は更新）している。
□ □ 11 完成図書で定期的な点検や交換を要する部品及び箇所を明示している。
□ □ 12 設備の構造において、点検や消耗品の取替え作業が容易にできるよう工夫している。
□ □ 13 その他 理由：

□ d 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。
□ e 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず品質が劣る。

別紙 1 - 3 - ② - 維

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（維持・修繕工事）

（担当監督員）

考査項目	細別	a	b	c	d	e
3 出来形及び出来ばえ	II 品質 維持・修繕工事	□ 適切である	□ ほぼ適切である	□ 他の評価に該当しない	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。	□ 契約書第１７条に基づき、監督員が改善請求を行った。

●評価対象項目

□ □ 1 常に緊急的な作業に対応できる体制を整えている。
□ □ 2 緊急的な作業に対し、迅速に対応している。
□ □ 3 監督員の指示事項に対し、現地状況を勘案し、施工方法や構造について提案を行うなど、積極的に取り組んでいる。
□ □ 4 施工後のメンテナンスに対する提言や修繕サイクル等を勘案した提案等を行っている。
□ □ 5 理　由：
□ □ 6 理　由：
□ □ 7 理　由：
□ □ 8 理　由：

□ d 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。
□ e 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず品質が劣る。

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

（担当監督員）

考 査 項 目	細　別	配点	工　夫　事　項
5 創意工夫	Ⅰ 創意工夫		【施工】
		1	□ 1 施工に伴う器具、工具、装置等に関する工夫又は設備据付後の試運転調整に関する工夫。
		1	□ 2 コンクリート二次製品などの代替材の利用に関する工夫。
		1	□ 3 土工、地盤改良、橋梁架設、舗装、コンクリート打設等の施工に関する工夫。
		1	□ 4 部材並びに機材等の運搬及び吊り方式などの施工方法に関する工夫。
		1	□ 5 整備工事における加工や組立等又は電気工事における配線や配管等に関する工夫。
		1	□ 6 給排水工事や衛生設備工事等における配管又はポンプ類の凍結防止、配管のつなぎ等に関する工夫。
		1	□ 7 照明などの視界の確保に関する工夫。
		1	□ 8 仮排水、仮道路、迂回路等の計画的な施工に関する工夫。
		1	□ 9 運搬車両、施工機械等に関する工夫。
		1	□ 10 支保工、型枠工、足場工、仮桟橋、覆工板、山留め等の仮設工に関する工夫。
		1	□ 11 盛土の締固度、杭の施工高さ等の管理に関する工夫。
		1	□ 12 施工計画書の作成、写真の管理等に関する工夫。
		1	□ 13 出来形又は品質の計測、集計、管理図等に関する工夫。
		1	□ 14 施工管理ソフト、土量管理システム等の活用に関する工夫。
		2	□ 15 ＩＣＴ（情報通信技術）を活用した情報化施工を取り入れた工事。（※本項目は２点の加点とする。）
		1	□ 16 特殊な工法や材料を用いた工事。
		1	□ 17 優れた技術力又は能力として評価する技術を用いた工事。
			【新技術活用】 ※新技術の活用に関する項目での加点は最大４点とする。
		2	□ 18 ＮＥＴＩＳ登録技術のうち試行技術を活用し、活用効果調査表を提出している。（※本項目は２点の加点とする。）
		2	□ 19 ＮＥＴＩＳ登録技術のうち活用した試行技術が「少実績優良技術」である場合又は発注者による活用効果調査結果の総合評価点が１２０点以上であった場合。（※本項目は２点の加点とする。）
		4	□ 20 ＮＥＴＩＳ評価情報技術のうち「少実績優良技術」を除く「有用とされる技術」を活用し、活用効果調査表を提出している。（※本項目は４点の加点とする。）
		4	□ 21 ＮＥＴＩＳ登録技術のうち試行技術及び「有用とされる技術」以外の新技術を活用した結果、発注者による活用効果調査結果の総合評価点が１２０点以上の場合。（※本項目は４点の加点とする。）
			【品質】
		1	□ 22 土工、設備、電気の品質向上に関する工夫。
		1	□ 23 コンクリートの材料、打設、養生に関する工夫。
		1	□ 24 鉄筋、ＰＣケーブル、コンクリート二次製品等の使用材料に関する工夫。
		1	□ 25 配筋、溶接作業等に関する工夫。
			【安全衛生】
		2	□ 26 建設業労働災害防止協会が定める指針に基づく安全衛生教育を実施している。（※本項目は２点の加点とする。）
		1	□ 27 安全を確保するための仮設備等に関する工夫。（落下物、墜落・転落、挟まれ、看板、立入禁止柵、手摺り、足場等）
		1	□ 28 安全教育、技術向上講習会、安全パトロール等に関する工夫。
		1	□ 29 現場事務所、労務者宿舎等の空間及び設備等に関する工夫。
		1	□ 30 有毒ガス並びに可燃ガスの処理及び粉塵防止並びに作業中の換気等に関する工夫。
		1	□ 31 一般車両突入時の被害軽減方策又は一般交通の安全確保に関する工夫。
		1	□ 32 厳しい作業環境の改善に関する工夫。
		1	□ 33 環境保全に関する工夫。
			【その他】
		1	□ 34 その他　理由：
		1	□ 35 その他　理由：
		1	□ 36 その他　理由：
		1	□ 37 その他　理由：
		1	□ 38 その他　理由：
		1	□ 39 その他　理由：
		1	□ 40 その他　理由：
		評点	0点 ／ 【創意工夫の詳細評価】工夫の内容及び具体的内容を記載　**チェックした項目の評価内容を詳細に記入して下さい。**

※１．特に評価すべき創意工夫事例を加点評価する。
※２．評価は各項目において１つ■マークが付されれば１、２、４点で評価し、最大７点の加点評価とする。
※３．該当する数と重みを勘案して評定する。１項目１点を目安とするが、内容によってはそれ以上の点数を与えてもよい。
※４．上記の考査項目の他に具体の内容を記載して加点する。なお、主任監督員が評価する「工事特性」との二重評価は行わない。

《標準型》　工事成績採点の考査項目別チェック表　（主任監督員）

（Ｖ 9.4 ）

2.　施工状況	Ⅱ 工程管理 評価：　0.0　点 （ 0 項目 ）	評　定	□ a 優れている	□ b やや優れている	■ c 他の評価に該当しない	□ d やや劣っている	□ e 劣っている
		対象項目 該当項目					
	Ⅲ 安全対策 評価：　0.0　点 （ 0 項目 ）	評　定	□ a 優れている	□ b やや優れている	■ c 他の評価に該当しない	□ d やや劣っている	□ e 劣っている
		対象項目 該当項目					
4.　工事特性	Ⅰ 施工条件等への対応 キーワード評価 評価：　0.0　点 （+20～0点） （ 0 項目 ）	対象項目 該当項目					
		【工事特性のキーワード詳細】					
6.　社会性等	Ⅰ 地域への貢献等 評価：　0.0　点 （ 0 項目 ）	評　定	□ a 優れている	□ a' bより優れている	□ b やや優れている	□ b' cより優れている	■ c 他の評価に該当しない
		対象項目 該当項目		【地域への貢献等の実施状況】			
8. 法令遵守等	評価：　0.0　点	■　9 該当項目なし □　9 該当項目あり （その他の場合の理由）					

評定点　65.0　点　（加減点計　0.0　点）

工事成績評定点（検査依頼書）　13.0

法令遵守等　0.0　点

台帳番号		工事名	

別紙 2 - 2 - ②

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

（主任監督員）

考査項目	細　別	a	b	c	d	e
2 施工状況	II 工程管理	□ 優れている	□ やや優れている	■ 他の評価に該当しない	□ やや劣っている	□ 劣っている

●評価対象項目

- □ 1 隣接する他の工事などとの工程調整に取り組み、遅れを発生させることなく工事を完成させた。
- □ 2 地元及び関係機関との調整に取り組み、遅れを発生させることなく工事を完成させた。
- □ 3 工程管理を適切に行ったことにより、休日や夜間工事の回避等を行い、地域住民に公共工事に対する好印象を与えた。
- □ 4 工程管理に係る積極的な取り組みが見られた。
- □ 5 災害復旧工事など特に工期的な制約がある場合において、余裕をもって工事を完成させた。
- □ 6 工事施工箇所が広範囲に点在している場合において、工程管理を的確に行い、余裕をもって工事を完成させた。
- □ 7 その他 理由：

- □ d やや劣っている
- □ e 劣っている

0 点

別紙 2 - 2 - ③

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

（主任監督員）

考査項目	細　別	a	b	c	d	e
2 施工状況	III 安全対策	□ 優れている	□ やや優れている	■ 他の評価に該当しない	□ やや劣っている	□ 劣っている

●評価対象項目

- □ 1 建設労働災害及び公衆災害の防止に向けた取り組みが顕著であった。
- □ 2 安全衛生を確保するための管理体制を整備し、組織的に取り組んだ。
- □ 3 安全衛生を確保するため、他の模範となるような活動に積極的に取り組んだ。
- □ 4 安全対策に関する技術開発や創意工夫に取り組んだ。
- □ 5 安全協議会での活動に積極的に取り組んだ。
- □ 6 安全対策に係る取り組みが地域から評価された。
- □ 7 その他 理由：

- □ d やや劣っている
- □ e 劣っている

0 点

別紙 2 - 4 - ①　　工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表　　（主任監督員）

考査項目	細別		対応事項	【事例】具体的な施工条件等への対応事例
4 工事特性	I 施工条件等への対応	I 構造物の特性への対応 ※1つ以上レ印が付けば4点の加点 0点	□ 1 対象構造物の高さ、延長、施工（断）面積、施工深度等の規模が特殊な工事	【1．について】 □ 1 切土　20万m3<V・盛土 15万m3<V □ 2 護岸・築堤高　10m<H □ 3 トンネル(ｼｰﾙﾄﾞ)　8m<φ □ 4 ダム用水門<設計水深25m □ 5 樋門・樋管　15m2<A □ 6 揚排水機場　2000mm<φ □ 7 堰、水門　最大径間長25m以上又は径間数3径間以上又は50m2/門 □ 8 トンネル(開削工法)　20m<H □ 9 トンネル(NATM)　内空断面積　100m2<A □ 10 トンネル(沈埋工法)　300m2<A □ 11 海岸堤防、護岸、突堤、離岸提　水深10m<H □ 12 地滑り防止工　100m<W　かつ150m<L □ 13 浚渫工　100万m3<V □ 14 流路工　500m3<Q □ 15 砂防ダム　15m<H □ 16 ダム高　150m<H □ 17 転流トンネル　400m3/s<Q □ 18 橋梁下部工　高さ　30m<H □ 19 橋梁上部工　最大支間長　100m<L
			□ 2 対象構造物の形状が複雑であることなどから、施工条件が特に変化する工事	【2．について】 □ 1 砂防工事などにおいて、現地合わせに基づいて再設計が必要な工事。 □ 2 鉄道に隣接した橋脚の耐震補強工事又は河道内の流水部における橋脚の撤去工事。 □ 3 供用中の道路トンネルの拡幅工事。
			□ 3 その他 理由：	【3．について】 □ 1 その他、構造物固有の難しさへの対応が特に必要な工事。 □ 2 その他、技術固有の難しさへの対応が必要である工事。 □ 3 地山強度が低い又は度土被りが薄いため、ＦEM解析などによる検討が必要な工事。
		II 都市部等の作業環境、社会条件等への対応 ※1つ以上レ印が付けば6点の加点とする 0点	□ 4 地盤の変形、近接構造物、地中埋設物への影響に配慮する工事	【4．について】 □ 1 供用中の鉄道又は道路と交差する橋梁などの工事。 □ 2 市街地等の家屋密集地での、鉄道又は道路をアンダーパスする工事。 □ 3 監視などの結果に基づき、工法の変更を行った工事。
			□ 5 周辺環境条件により、作業条件、工程等に大きな影響を受ける工事	【5．について】 □ 1 ガス管、水道管、電話線等の支障物件の移設について、施工工程の管理に特に注意を要した工事。 □ 2 地元調整や環境対策などの制約が特に多い工事。 □ 3 そのほか各種制約があり、施工に特に厳しい制約を受けた工事。
			□ 6 周辺住民等に対する騒音・振動を特に配慮する工事	【6．について】 □ 1 市街地での夜間工事。 □ 2 ＤＩＤ地区での工事。
			□ 7 現道上での交通規制に大きく影響する工事	【7．について】 □ 1 日交通量が概ね1万台以上の道路で片側交互通行の交通規制をした工事。 □ 2 供用している自動車専用道路等の路上工事で、交通規制が必要な工事。 □ 3 工事期間中の大半にわたって、交通開放を行うため規制標識の設置撤去を日々行った工事。
			□ 8 緊急時に対応が特に必要な工事	【8．について】 □ 1 緊急時の作業があり、その作業の全てに対応した工事。
			□ 9 施工箇所が広範囲にわたる工事	【9．について】 □ 1 作業現場が広範囲に分伏している工事。
			□ 10 その他 理由：	【10．について】 □ 1 施工ヤードの広さや高さに制限があり、機械の使用など施工に制約が受けた工事。 □ 2 その他、周辺環境又は社会条件への対応が特に必要な工事。
		III 厳しい自然・地盤条件への対応 ※1つ以上レ印が付けば4点の加点とする 0点	□ 11 特殊な地盤条件への対応が必要な工事	【11．について】 □ 1 河川内の橋脚工事において地下水位が高く、ウェルポイント工法などによる排水や大規模な山留めなどが必要な工事。 □ 2 支持地盤の形状が複雑なため、深礎杭基礎毎に地質調査を実施するなど支持地盤を確認しながら再設計した工事。 □ 3 施工不可能日が多いことから、施工機械の稼働率や台数などを的確に把握する必要が生じた工事。
			□ 12 雨・雪・風・気温・波浪等の自然条件の影響が大きな工事	【12．について】 □ 1 海岸又は河川区域内のため、設計書で計上する以上に波浪等の影響で不稼働日が多く、主に作業船や台船を使用する工事。 □ 2 潜水夫を多用した工事又は波浪や水位変動が大きいため作業構台等を設置した工事。
			□ 13 急峻な地形及び土石流危険渓流内での工事	【13．について】 □ 1 急峻な地形なため、作業構台や作業床の設置が制限される工事。もしくは、命綱を使用する必要があった工事（法面工は除く）。 □ 2 斜面上又は急峻な地形直下での工事のため、工事に伴う地滑り防止対策等の安全対策を必要とした工事。 □ 3 土石流危険渓流に指定された区域内における工事。
			□ 14 動植物等の自然環境の保全に特に配慮しなければならない工事	【14．について】 □ 1 イヌワシ等の猛禽類などの貴重な動植物への配慮のため、工程や施工方法に制約を受けた工事。
			□ 15 その他 理由：	【15．について】 □ 1 その他、自然条件又は地盤条件への対応が必要であった工事。 □ 2 その他、災害等における臨機の措置のうち特に評価すべき事項が認められる工事。
		IV 長期工事における安全確保への対応 ※1つ以上レ印が付けば6点の加点とする 0点	□ 16．12ヶ月を超える工期で、事故がなく完成した工事（全面一時中止期間は除く） ※ 但し、文書注意に至らない事故は除く。	【16．について】 □ 1 12ヶ月を超える工期で、事故がなく完成した工事。
			□ 17 その他 理由：	【17．について】 □ 1 その他
	評価	評点：	0 点　【工事特性のキーワードの詳細】	

※1．工事特性は、最大２０点の加点評価とする。
※2．担当監督員が評価する「5．創意工夫」との二重評価は行わない。
※3．評価にあたっては、担当監督員等の意見も参考に評価する。

別紙 2 - 6 - ①

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

（主任監督員）

考査項目	細 別	a	a’	b	b’	c
6 社会性等	Ⅰ 地域への貢献等	□ 優れている	□ bより優れている	□ やや優れている	□ cより優れている	■ 他の評価に該当しない
	0 点	●評価対象項目 □ 1 周辺環境への配慮に積極的に取り組んだ。 □ 2 現場事務所や作業現場の環境を周辺地域との景観に合わせるなど、積極的に周辺地域との調和を図った。 □ 3 定期的に広報紙の配布や現場見学会等を実施して、積極的に地域とのコミュニケーションを図った。 □ 4 道路清掃などを積極的に実施し、地域に貢献した。 □ 5 地域が主催するイベントへ積極的に参加し、地域とのコミュニケーションを図った。 □ 6 災害時などにおいて、地域への支援又は行政などによる救援活動への積極的な協力を行った。 □ 7 その他 理由： 【地域への貢献等の実施状況】				

8 法令遵守等

別紙 2 - 8

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

（主任監督員）

考査項目	法令遵守等の該当項目一覧表
8 法令遵守等 0 点	「８ その他」を選択したときは、理由と措置点数を入力して下さい。

措 置 内 容		措置点数
○	１．指名停止３ヶ月以上	−２０点
○	２．指名停止２ヶ月以上３ヶ月未満	−１５点
○	３．指名停止１ヶ月以上２ヶ月未満	−１３点
○	４．指名停止２週間以上１ヶ月未満	−１０点
○	５．文書注意	−８点
○	６．口頭注意	−５点
○	７．工事関係者事故又は公衆災害が発生したが、当該事故に係る安全管理の措置の不適切な程度が軽微なため、口頭注意以上の処分が行われなかった場合	−３点
○	８．その他 :	
●	９．該当項目なし	
措置点数	**減点**	0点

① 本評価項目（7.法令遵守等）で評価する事例は、施工にあたって工事関係者が下記の適応事例で上表の措置があった場合に適用する。

② 「施工」とは、請負契約書の記載内容（工事名、工期、施工場所等）を履行することに限定する。

③ 「工事関係者」とは、当該工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、主任技術者、品質証明員、請負会社の現場従事職員及び当該工事にあたって下請契約し、その履行をするために従事する者に限定する。

④ 総合評価落札方式における技術提案が、受注者の責により履行されなかった場合は、８．その他の項目で減ずる措置を行う。

【上記で評価する場合の適応事例】

１．入札前に提出した調査資料などにおいて、虚偽の事実が判明した。
２．承諾なしに権利又は義務を第三者に譲渡又は承継した。
３．使用人に関する労働条件に問題があり送検された。
４．産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等の関係法令に違反する事実が判明した。
５．当該工事関係者が贈収賄などにより逮捕又は公訴された。
６．一括下請や技術者の専任違反等の建設業法に違反する事実が判明した。
７．入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検された。
８．労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。
９．監督又は検査の実施を、不当な圧力をかけるなどにより妨げた。
１０．下請代金を期日以内に支払っていない。不当に下請代金の額を減じているなど下請代金支払遅延等防止法第４条に規定する親事業者の遵守事項に違反する行為がある。
１１．過積載等の道路交通法違反により、逮捕又は送検された。
１２．受注企業の社員に「指定暴力団」又は「指定暴力団の傘下組織（団体）」に所属する構成員、準構成員、企業舎弟等の暴力団関係者がいることが判明した。
１３．下請に暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第９条に記されている砂利、砂、防音シート、軍手等の物品の納入、土木作業員やガードマンの受け入れ、土木作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。
１４．安全管理が不適切であったことから死傷者を生じさせた工事関係者事故又は重大な損害を与えた公衆損害事故を起こした。

《標準型》　　工事成績採点の考査項目別チェック表　　（検査員）

2.　施工状況	Ⅰ.施工管理	評定	□a	□a'	□b	□b'	□c	□d	□e
		（判断基準）	90%以上		80%以上～90%未満		80%未満	文書で指示を行い改善された	検査員が修補指示を行った
	評価：　0.0　点	対象項目 該当項目							%
3.　出来形及び出来ばえ	Ⅰ.出来形 土木（農林等含）	評定	□a	□a'	□b	□b'	■c	□d	□e
		（評価対象項目）	4項目	3項目	3項目	2項目	a～b' に該当しない	文書で指示を行い改善された	検査員が修補指示を行った
		（ばらつき）	概ね50%以内	概ね50%以内	概ね80%以内	概ね80%以内			
		●土木（農林等含）							
		対象項目 該当項目	1 2 3 4 5 6 □□□□□□						
		評定	優れている	bより優れている	やや優れている	cより優れている	他の評価に該当しない	やや劣っている	劣っている
		（判断基準）	90%以上	80%以上～90%未満	70%以上～80%未満	60%以上～70%未満	60%未満	文書で指示を行い改善された	検査員が修補指示を行った
		○機械設備工事・電気設備工事・通信設備工事・受変電設備工事の場合							
	評価：　0.0　点 （6項目中0項目）	対象項目 該当項目							%
	Ⅱ.品質	評定	□a	□a'	□b	□b'	■c	□d	□e
		（該当割合）	ばらつきが少ない	bよりばらつきが少ない	ややばらつきが大きい	bよりばらつきが大きい	他の評価に該当しない	文書で指示を行い改善された	検査員が修補指示を行った
		（ばらつき）	判断基準表（評価値とばらつき）により評価						
	評価：　0.0　点	対象項目 該当項目							0.0 %
	Ⅲ.出来ばえ	評定	□a	□a'	□b	□b'	□c	□d	□e
		（該当割合）	優れている		やや優れている		他の評価に該当しない	劣っている	
	評価：　0.0　点	対象項目 該当項目							

評定点　65.0　点　　（加減点計　0.0　点）

台帳番号	2010000428	工事名	平成22年度 駿市道第1号 国吉田有度山1号線道路改良工事工事

別紙－3①

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

（検査員）

考査項目	細別	a	b	c	d	e
2．施工状況	Ⅰ．施工管理	□ 評価値が90%以上	□ 評価値が80以上～90%未満	□ 評価値が80未満	□ やや劣っている	□ 劣っている
		●評価対象項目 □ □ 1 請負契約約款18条第1項第1号から5号に基づく設計図書の照査を行っていることが確認できる。 □ □ 2 施工計画書が工事着手前に提出され、所定の項目が記載されているとともに、設計図書の内容及び現場条件を反映したものとなっていることが確認できる。 □ □ 3 工事期間を通じて、施工計画書の記載内容と現場施工方法が一致していることが確認できる。 □ □ 4 現場条件又は計画内容に変更が生じた場合は、その都度当該工事着手前に変更計画書を提出していることが確認できる。 □ □ 5 工事材料の品質に影響が無いよう工事材料を保管していることが確認できる。 □ □ 6 段階確認、立会の手続きを事前に行っていることが確認できる。 □ □ 7 建設副産物の再利用等への取り組みを行っていることが確認できる。 □ □ 8 施工体制台帳及び施工体系図を法令等に沿った内容で的確に整備していることが確認できる。 □ □ 9 下請に対する引き取り（完成）検査を書面で実施していることが確認できる。 □ □ 10 品質証明体制が確立され、品質証明員による関係書類、出来形、品質等の確認を工事全般にわたって行っていることが確認できる。 □ □ 11 工事の関係書類を不足なく簡潔に整理していることが確認できる。 □ □ 12 社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。 □ □ 13 その他 理由: d □ 施工管理について、監督員が文書による改善指示を行った。 e □ 施工管理について、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。				

① 該当「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値(　　%)＝該当項目数(　　)／評価対象項目数(　　)
④ なお、削除後の評価対対象項目数が２項目以下の場合はC評価とする。

別紙－１②

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

（検査員）

考査項目	細　別	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形	☐ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね５０%以内で、下記の「評定対象項目」の４項目以上が該当する。	☐ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね５０%以内で、下記の「評定対象項目」の３項目以上が該当する。	☐ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね８０%以内で、下記の「評定対象項目」の３項目以上が該当する。	☐ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね８０%以内で、下記の「評定対象項目」の２項目以上が該当する。	■ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、ａ～ｂ’に該当しない。	☐ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	☐ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
	総合	●評定に対応するシートを下記の中から必ず選択（チェック）して、以降の該当シートを１つだけに記入すること。 ● 土木(農林等含) ○ 機械設備工事 ○ 電気設備工事・通信設備工事・受変電設備工事 ●上記で選択されたシートが工事成績採点表に反映される。						

別紙－３②－１ 土木

（検査員）

考査項目	細　別	a	a’	b	b’	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形	☐ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね５０%以内で、下記の「評定対象項目」の４項目以上が該当する。	☐ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね５０%以内で、下記の「評定対象項目」の３項目以上が該当する。	☐ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね８０%以内で、下記の「評定対象項目」の３項目以上が該当する。	☐ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね８０%以内で、下記の「評定対象項目」の２項目以上が該当する。	■ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、ａ～ｂ’に該当しない。	☐ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	☐ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
	０ 項目	●評価対象項目 ☑ ☐ １ 出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理図及び出来形管理表を工夫していることが確認できる。 ☑ ☐ ２ 社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。 ☑ ☐ ３ 不可視部分の出来形が写真で確認できる。 ☑ ☐ ４ 写真管理基準の管理項目を満足している。 ☑ ☐ ５ 出来形管理基準が定められていない工種について、監督員との協議の上で管理していることが確認できる。 ☑ ☐ ６ その他　理由：　理由が記入されていません ｄ ☐ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。 ｅ ☐ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。						

① 出来形は、工事全般を通じて評定するものとする。
② 出来形とは、設計図書に示された工事目的物の形状及び寸法をいう。
③ 出来管理とは「土木工事施工管理基準」の測定項目、測定基準及び規格値に基づき所定の出来形を確保する管理体系である。
④ 出来形管理項目を設定していない工事は「ｃ」評価とする。
※ ばらつきの判定は別紙－４参照

別紙－３②－２ 機械設備工事　　工 事 成 績 採 点 の 考 査 項 目 の 考 査 項 目 別 運 用 表　　（検査員）

考 査 項 目	細　別	a	a’	b	b’	c	d	e
3. 出来形 及び 出来ばえ	Ⅰ. 出来形	□　優れている 評価値が90%以上	□　bより優れている 評価値が80以上～90%未満	□　やや優れている 評価値が70以上～80未満	□　cより優れている 評価値が60以上～70%未満	□　他の評価に該当しない。 評価値が60未満	□　やや劣っている 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	□　劣っている 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
		●評価対象項目 □ □　1 据付に関する出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理図などを工夫していることが確認できる。 □ □　2 設備全般にわたり、形状及び寸法の実測値が許容範囲内であり、出来形の確認ができる。 □ □　3 施工管理基準の撮影記録が撮影基準を満足し、出来形の確認できる。 □ □　4 設計図書で定められていない出来形管理項目について、監督員と協議の上で管理していることが確認できる。 □ □　5 不可視部分の出来形が写真で確認できる。 □ □　6 塗装管理基準の塗膜厚管理が適切にまとめられており、出来形の確認ができる。 □ □　7 溶接管理基準の出来形管理が適切にまとめられており、出来形の確認ができる。 □ □　8 社内の管理基準に基づき管理していることが確認ができる。 □ □　9 設計図書に定められている予備品に不足が無いことが確認ができる。 □ □　10 分解整備における既設部品等の摩耗、損傷等について、整備前と整備後の老化状況及び回復状況が図表等に記録していることが確認ができる。 □ □　11 その他　理由： d □　出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。 e □　出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。						

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値(　%)＝該当項目(　)／評価対象項目(　)
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はC評価とする。

考査項目	細　別	a	a’	b	b’	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅰ. 出来形	□ 優れている 評価値が90%以上	□ bより優れている 評価値が80以上～90%未満	□ やや優れている 評価値が70以上～80未満	□ cより優れている 評価値が60以上～70%未満	□ 他の評価に該当しない。 評価値が60未満	□ やや劣っている 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	□ 劣っている 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

●評価対象項目

- ◘ ◘ １ 据付に関する出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理図及び出来形管理表を工夫していることが確認できる。
- ◘ ◘ ２ 機器等の測定（試験）結果が、その都度管理図表などに記録され、適切に管理していることが確認できる。
- ◘ ◘ ３ 写真管理基準の管理項目を満足している。
- ◘ ◘ ４ 不可視部分の出来形が写真で確認できる。
- ◘ ◘ ５ 設計図書で定められていない出来形管理項目について、監督員と協議の上で管理していることが確認できる。
- ◘ ◘ ６ 設備全般にわたり、形状、寸法の実測値が許容範囲内であることが確認できる。
- ◘ ◘ ７ 設備の据付、固定方法が、設計図書又は承諾図書のとおり施工していることが確認できる。
- ◘ ◘ ８ 配管及び配線が設計図書又は承諾図書通り敷設していることが確認できる。
- ◘ ◘ ９ 行先などを表示した名札が、ケーブルなどに分かり易く堅固に取り付けている。
- ◘ ◘ １０ 配管及び配線の支持間隔や絶縁抵抗等について、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- ◘ ◘ １１ 社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。
- ◘ ◘ １２ その他　理由：

ｄ ◘　出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。
ｅ ◘　出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

① 当該｢評価対象項目｣のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値(　%)＝該当項目(　)／評価対象項目(　)
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はC評価とする。

判断基準		a	a’	b	b’	c	d	e
評価値	90%以上	ばらつき50%以下	ばらつき80%以下	ばらつき80%超える ばらつき判断不能				
	75%以上 90%未満		ばらつき50%以下	ばらつき80%以下	ばらつき80%超える ばらつき判断不能			
	60%以上 75%未満			ばらつき50%以下	ばらつき80%以下	ばらつき80%超える ばらつき判断不能		
	60%未満				ばらつき50%以下	ばらつき80%以下 ばらつき80%超える		

別紙-3③-25　二次製品構造物　　(静岡市追加)

考査項目	細別	□ a	□ a’	□ b	□ b’	□ c	□ d	□ e
3．出来形及び出来ばえ	II．品質	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。〈判断基準値参照〉 [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ ばらつきの判断は別紙4-参照　☑ ばらつき 50% 以内　□ ばらつき 80% 以内　□ ばらつき 80% 超える					品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

●評価対象項目

【共　通】

- □ □ 1 仕様書等で定められている品質管理を実施されていることが確認できる。
- □ □ 2 材料の品質規定証明書を整備されていることが確認できる。
- □ □ 3 寸法誤差が少ない、表面状況のよい製品が使用されていることが確認できる。
- □ □ 4 基礎地盤の整形、清掃、湧水処理等が適切に実施されていることが確認できる。
- □ □ 5 二次製品の保管、吊り込み、据え付け等に十分注意を払っていいることが確認できる。
- □ □ 6 土留め、ウェルポイント等の仮設が設計図書に基づき適切に施工・管理されていることが確認できる。
- □ □ 7 その他　理由：

【擁壁類（補強土擁壁は除く）】

- □ □ 8 胴込コンクリート、裏込材の充填が十分で空隙が生じてないことが確認できる。
- □ □ 9 基礎コンクリート及び天端等の調整コンクリートにクラック等の欠陥がないことが確認できる。
- □ □ 10 材料の連結または、かみ合わせが適切である。確認できる。
- □ □ 11 端部における地山とのするつけが適切であることが確認できる。
- □ □ 12 丁張りを２重、３重に設けるなど、法勾配、裏込め材の厚さの確保のため細心の注意をはらっていることが確認できる。
- □ □ 13 コンクリート板擁壁工の施工にあたり、ソイルコンクリートの配合、練混ぜ、打込み、締固め及び養生が適切に行われていることが確認できる。
- □ □ 14　その他　理由：

【用排水施設】

- □ □ 15 位置、方向、高さ、勾配等について前後の施設又は地形になじみよく施工されていることが確認できる。
- □ □ 16 不等沈下防止に配慮して、基礎地盤の締固めが特に入念に行われていることが確認できる。
- □ □ 17 呑口、吐口、集水桝等の取り付けコンクリートにクラック等の欠陥がないことが確認できる。
- □ □ 18 施設の流末は浸食、滞留等が生じないよう処理されていることが確認出来る。
- □ □ 19 不等沈下の発生がなく、基礎コンクリートの亀裂や継目部からの漏水も見られないことが確認できる。
- □ □ 20 継目部の目地モルタルが適切に施工されていることが確認できる。
- □ □ 21 製品周辺の盛土、埋戻土の施工にあたり、巻出し、転圧が適切に施工されていることが確認できる。
- □ □ 22 製品の継目部には隙間、ズレがなく、適切に施工されていることが確認できる。
- □ □ 23 その他　理由：

d □ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。

e □ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

細別	a	a’	b	b’	c	d	e
III. 出来ばえ	□ a 優れている 履行３項目以上で77%以上	＼	□ b やや優れている 履行３項目以上で63%以上	＼	■ c 他の評価に該当しない 履行２項目以下または50%以上	□ d 劣っている a~cに該当しない	＼

●評価対象項目

- □ □ 1 構造物の通りがよい。
- □ □ 2 材料の連結、かみ合わせがよい。
- □ □ 3 天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。
- □ □ 4 既設構造物とのすりつけがよい。
- □ □ 5 きめ細かな施工がなされている。
- □ □ 6 土工の仕上げが良い。
- □ □ 7 全体的な美観が良い

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値(　%)＝該当項目(　)／評価対象項目(　)
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はC評価とする。

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

（検査員）

判断基準		a	a’	b	b’	c	d	e
評価値	90%以上	ばらつき50%以下	ばらつき80%以下	ばらつき80%超える ばらつき判断不能				
	75%以上 90%未満		ばらつき50%以下	ばらつき80%以下	ばらつき80%超える ばらつき判断不能			
	60%以上 75%未満			ばらつき50%以下	ばらつき80%以下	ばらつき80%超える ばらつき判断不能		
	60%未満				ばらつき50%以下	ばらつき80%以下 ばらつき80%超える		

別紙-3③-2　　コンクリート構造物工事

考査項目	細別	□ a	□ a’	□ b	□ b’	□ c	□ d	□ e
3. 出来形及び出来ばえ	II. 品質	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。〈判断基準値参照〉 [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ ばらつきの判断は別紙-4参照　☑ ばらつき 50% 以内　□ ばらつき 80% 以内　□ ばらつき 80% 超える					品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
		●評価対象項目 □ □ 1 ｺﾝｸﾘｰﾄの配合試験及び試験練りを行っており､ｺﾝｸﾘｰﾄの品質(強度・w／c、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、ｱﾙｶﾘ骨材反応抑制等）が確認できる。 □ □ 2 ｺﾝｸﾘｰﾄ受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。 □ □ 3 圧縮強度試験に使用したｺﾝｸﾘｰﾄ供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。 □ □ 4 施工条件や気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ及び締固め方法が、定められた条件を満足していることが確認できる。（寒中及び暑中コンクリート等を含む） □ □ 5 ｺﾝｸﾘｰﾄの圧縮強度を管理し、必要な強度に達した後に型枠及び支保工の取り外しを行っていることが確認できる。 □ □ 6 ｺﾝｸﾘｰﾄの打設前に、打継ぎ目処理を適切に行っていることが確認できる。 □ □ 7 鉄筋の品質が、証明書類で確認できる。 □ □ 8 ｺﾝｸﾘｰﾄ打設までにさび、どろ、油等の有害物が鉄筋に付着しないよう管理していることが確認できる。 □ □ 9 鉄筋の組立及び加工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ □ 10 圧接作業にあたり、作業員の技量確認を行っていることが確認できる。 □ □ 11 ｺﾝｸﾘｰﾄの養生が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ □ 12 ｽﾍﾟｰｻｰの品質及び個数が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ □ 13 有害なクラックが無い。 □ □ 14 その他　理由： d □ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。 e □ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。						
	III. 出来ばえ	□ a 優れている 履行３項目以上で77%以上		□ b やや優れている 履行３項目以上で63%以上		■ c 他の評価に該当しない 履行２項目以下または50%以上	□ d 劣っている a～cに該当しない	
		●評価対象項目 □ □ 1 コンクリート構造物の表面状態が良い。 □ □ 2 コンクリート構造物の通りが良い。 □ □ 3 天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。 □ □ 4 クラックが無い。 □ □ 5 漏水が無い。 □ □ 6 全体的な美観が良い。						

① 当該｢評価対象項目｣のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値(　%)＝該当項目(　)／評価対象項目(　)
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はC評価とする。

別紙-3　　工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表　　（検査員）

判断基準		a	a’	b	b’	c	d	e
評価値	90%以上	ばらつき50%以下	ばらつき80%以下	ばらつき80%超える ばらつき判断不能				
	75%以上 90%未満		ばらつき50%以下	ばらつき80%以下	ばらつき80%超える ばらつき判断不能			
	60%以上 75%未満			ばらつき50%以下	ばらつき80%以下	ばらつき80%超える ばらつき判断不能		
	60%未満				ばらつき50%以下	ばらつき80%以下 ばらつき80%超える		

別紙-3③-3　　法面工事

考査項目	細　別	□ a	□ a’	□ b	□ b’	□ c	□ d	□ e
3．出来形及び出来ばえ	II．品質	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。〈判断基準値参照〉 [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ ばらつきの判断は別紙-４参照　☑ ばらつき 50% 以内　□ ばらつき 80% 以内　□ ばらつき 80% 超える					品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

●評価対象項目
【共通】
□ □ 1 施工基面が平滑に仕上げられていることが確認できる。（特に法枠工、ｺﾝｸﾘｰﾄ又はﾓﾙﾀﾙ吹付工関係）
□ □ 2 施工に際して、品質に害となる施工面の浮き石やゴミ等を除去してから施工していることが確認できる。
□ □ 3 盛土の施工にあたり、法面の崩壊が起こらないよう締固めを十分行っていることが確認できる。
□ □ 4 雨水による崩壊が起こらないように、排水対策を実施していることが確認できる。
□ □ 5 その他　理由:
【種子吹付工、客土吹付工、植生基材吹付工関係】
□ □ 6 土壌試験の結果を施工に反映していることが確認できる。
□ □ 7 ﾈｯﾄなどの境界に隙間が生じていないことが確認できる。
□ □ 8 ﾈｯﾄなどが破損を生じていないことが確認できる。
□ □ 9 吹付け厚さが均等であることが確認できる。
□ □ 10 使用する材料の種類、品質、配合等が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ □ 11 施工時期が定められた条件を満足していることが確認できる。
□ □ 12 その他　理由:
【ｺﾝｸﾘｰﾄ又はﾓﾙﾀﾙ吹付工関係】
□ □ 13 使用する材料の種類、品質及び配合が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ □ 14 金網の重ね幅が、１０ｃｍ以上確保されていることが確認できる。
□ □ 15 金網が破損を生じていないことが確認できる。
□ □ 16 吸水性の吹付け面において、事前に吸水させてから施工していることが確認できる。
□ □ 17 吹付け厚さが均等であることが確認できる。
□ □ 18 吹付け厚さに応じて２層以上に分割して施工していることが確認できる。
□ □ 19 圧縮強度試験に使用したｺﾝｸﾘｰﾄの供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。
□ □ 20 不良箇所が生じないよう跳ね返り材料の処理を行っていることが確認できる。
□ □ 21 法肩の吹付けにあたり、地山に沿って巻き込んで施工していることが確認できる。
□ □ 22 その他　理由:
【現場ｳﾁ法枠工関係（ﾌﾟﾚｷｬｽﾄ法枠工含む）】
□ □ 23 使用する材料の種類、品質及び配合が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ □ 24 ｱﾝｶｰを設計図書どおりの長さで施工していることが確認できる。
□ □ 25 現場養生が、設計図書の仕様を満足するように実施されていることが確認できる。
□ □ 26 強度試験に使用したｺﾝｸﾘｰﾄ供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。
□ □ 27 枠内に空隙が無いことが確認できる。
□ □ 28 層間にはく離が無いことが確認できる。
□ □ 29 不良箇所が生じないよう跳ね返り材料の処理を行っていることが確認できる。
□ □ 30 その他　理由:

d □ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。
e □ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

細別	a	a’	b	b’	c	d	e
III．出来ばえ	□ a 優れている 履行３項目以上で77%以上		□ b やや優れている 履行３項目以上で63%以上		■ c 他の評価に該当しない 履行２項目以下または50%以上	□ d 劣っている a～cに該当しない	

●評価対象項目
□ □ 1 通りが良い。
□ □ 2 植生、吹付等の状態が均一である。
□ □ 3 端部処理が良い。
□ □ 4 全体的な美観が良い。

① 当該｢評価対象項目｣のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値(　%)＝該当項目(　)／評価対象項目(　)
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はC評価とする。

別紙-3　　　　工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表　　　　（検査員）

判断基準		a	a’	b	b’	c	d	e
評価値	90%以上	ばらつき50%以下	ばらつき80%以下	ばらつき80%超える ばらつき判断不能				
	75%以上 90%未満		ばらつき50%以下	ばらつき80%以下	ばらつき80%超える ばらつき判断不能			
	60%以上 75%未満			ばらつき50%以下	ばらつき80%以下	ばらつき80%超える ばらつき判断不能		
	60%未満				ばらつき50%以下	ばらつき80%以下 ばらつき80%超える		

別紙-3③-2　　舗装工事

考査項目	細別	□ a	□ a’	□ b	□ b’	□ c	□ d	□ e
3．出来形及び出来ばえ	Ⅱ．品質	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。〈判断基準値参照〉 [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ ばらつきの判断は別紙-４参照　☑ ばらつき 50% 以内　□ ばらつき 80% 以内　□ ばらつき 80% 超える					品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
		●評価対象項目 【路床・路盤工関係】 □ □ １ 設計図書に定められた試験方法でＣＢＲ値を測定していることが確認できる。 □ □ ２ 路床及び路盤工のﾌﾟﾙｰﾌﾛｰﾘﾝｸﾞを行っていることが確認できる。 □ □ ３ 路床及び路盤工の密度管理が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ □ ４ 路盤の安定処理は材料が均一になるよう施工していることが確認できる。 □ □ ５ 路盤の施工に先立って、路床面、下層路盤面の浮き石及び有害物を除去してから施工していることが確認できる。 □ □ ６ 路床盛土において、一層の仕上がり厚を２０ｃｍ以下とし、各層ごとに締固めて施工していることが確認できる。 □ □ ７ 路床盛土において、構造物の隣接箇所や狭い箇所における締固めが、タンパ等の小型締固め機械により施工していることが確認できる。 □ □ ８ その他　理由： 【ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装工関係】 □ □ ９ ｱｽﾌｧﾙﾄ混合物の品質が、配合設計及び試験練りの結果又は事前審査審査制度の証明書類により確認できる。 □ □ 10 舗装工の施工にあたって、上層路盤面の浮き石などの有害物を除去していることが確認できる。 □ □ 11 ﾌﾟﾗﾝﾄ出荷時、現場到着時、舗設時等においてｱｽﾌｧﾙﾄ混合物の温度管理を記録していることが確認できる。 □ □ 12 舗設後の交通開放が、定められた条件を満足していることが確認できる。 □ □ 13 各層の継ぎ目の位置が、設計図書に定められた数値以上であることが確認できる。 □ □ 14 縦継目及び横継目の位置、構造物との接合面の処理等が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ □ 15 ｱｽﾌｧﾙﾄ混合物の運搬及び舗設にあたって、気象条件を配慮していることが確認できる。 □ □ 16 密度管理が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ □ 17 その他　理由: 【ｺﾝｸﾘｰﾄ舗装工関係】 □ □ 18 ｺﾝｸﾘｰﾄの配合試験及び試験練りを行っており、ｺﾝｸﾘｰﾄの品質(強度・ｗ／ｃ、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、ｱﾙｶﾘ骨材反応抑制等）が確認できる。 □ □ 19 舗装工の施工に先立って、上層路盤面の浮き石等の有害物を除去してから施工していることが確認できる。 □ □ 20 ｺﾝｸﾘｰﾄ受け入れに必要な試験を実施しており、温度、ｽﾗﾝﾌﾟ、空気量等の測定結果が確認できる。 □ □ 21 圧縮強度試験に使用したｺﾝｸﾘｰﾄ供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。 □ □ 22 運搬時間、打設方法及び養生方法が、施工条件及び気象条件に適しており、設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。 □ □ 23 材料が分離しないようｺﾝｸﾘｰﾄを敷均していることが確認できる。 □ □ 24 ﾁｪｱｰ及びﾀｲﾊﾞｰを損傷などが発生しないよう保管していることが確認できる。 □ □ 25 その他　理由: ｄ □ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。 ｅ □ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。						
	Ⅲ．出来ばえ	□　a　優れている 履行３項目以上で77%以上		□　b やや優れている 履行３項目以上で63%以上		■　c 他の評価に該当しない 履行２項目以下または50%以上	□　d 劣っている a～cに該当しない	
		●評価対象項目 □ □ １ 舗装の平坦性が良い。 □ □ ２ 構造物の通りが良い。 □ □ ３ 端部処理が良い。 □ □ ４ 構造物へのすりつけ等が良い。 □ □ ５ 雨水処理が良い。 □ □ ６ 全体的な美観が良い。						

① 当該｢評価対象項目｣のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値(　%)＝該当項目(　)／評価対象項目(　)
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はC評価とする。

別紙-3

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

（検査員）

判断基準		a	a'	b	b'	c	d	e
評価値	90%以上	ばらつき50%以下	ばらつき80%以下	ばらつき80%超える ばらつき判断不能				
	75%以上 90%未満		ばらつき50%以下	ばらつき80%以下	ばらつき80%超える ばらつき判断不能			
	60%以上 75%未満			ばらつき50%以下	ばらつき80%以下	ばらつき80%超える ばらつき判断不能		
	60%未満				ばらつき50%以下	ばらつき80%以下 ばらつき80%超える		

別紙-3③-6　維持修繕工事

考査項目	細別	□ a	□ a'	□ b	□ b'	□ c	□ d	□ e
3.出来形及び出来ばえ	II.品質	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。〈判断基準値参照〉 [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ ばらつきの判断は別紙4-参照　☑ ばらつき 50% 以内　□ ばらつき 80% 以内　□ ばらつき 80% 超える					品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
		●評価対象項目 □ □ 1 使用する材料の品質・形状等が適切であり、かつ現場において材料確認を適宜・的確に行っていることが確認できる。 □ □ 2 構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。 □ □ 3 監督員の指示事項に対して、現地状況を勘案し、施工方法や構造についての提案を行うなど積極的に取り組んでいることが確認できる。 □ □ 4 緊急的な作業において、迅速かつ適切に対応していることが確認できる。 □ □ 5 施工後のﾒﾝﾃﾅﾝｽに対する提言や修繕ｻｲｸﾙ等を勘案した提案等を行っていることが確認できる。 □ □ 6 その他　理由： □ □ 7 その他　理由： □ □ 8 その他　理由： d □ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。 e □ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。						
	III.出来ばえ	□ a 優れている 履行3項目以上で77%以上		□ b やや優れている 履行3項目以上で63%以上		■ c 他の評価に該当しない 履行2項目以下または50%以上	□ d 劣っている a～cに該当しない	
		●評価対象項目 □ □ 1 小構造物等にも細心の注意が払われている。 □ □ 2 きめ細かな施工がなされている。 □ □ 3 既設構造物とのすりつけが良い。 □ □ 4 全体的な美観が良い。						

① 当該｢評価対象項目｣のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値(　%)＝該当項目(　)／評価対象項目(　)
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はC評価とする。

別紙-3　工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表　（検査員）

判断基準		a	a'	b	b'	c	d	e
評価値	90%以上	ばらつき50%以下	ばらつき80%以下	ばらつき80%超える ばらつき判断不能				
	75%以上 90%未満		ばらつき50%以下	ばらつき80%以下	ばらつき80%超える ばらつき判断不能			
	60%以上 75%未満			ばらつき50%以下	ばらつき80%以下	ばらつき80%超える ばらつき判断不能		
	60%未満				ばらつき50%以下	ばらつき80%以下 ばらつき80%超える		

別紙-3③-25　二次製品構造物　（静岡市追加）

考査項目	細別	□ a	□ a'	□ b	□ b'	□ c	□ d	□ e
3．出来形及び出来ばえ	II．品質	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。〈判断基準値参照〉 [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ ばらつきの判断は別紙4-参照　☑ ばらつき 50% 以内　□ ばらつき 80% 以内　□ ばらつき 80% 超える					品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

●評価対象項目

【共　通】
- □ □ 1 仕様書等で定められている品質管理を実施されていることが確認できる。
- □ □ 2 材料の品質規定証明書を整備されていることが確認できる。
- □ □ 3 寸法誤差が少ない、表面状況のよい製品が使用されていることが確認できる。
- □ □ 4 基礎地盤の整形、清掃、湧水処理等が適切に実施されていることが確認できる。
- □ □ 5 二次製品の保管、吊り込み、据え付け等に十分注意を払っていることが確認できる。
- □ □ 6 土留め、ウェルポイント等の仮設が設計図書に基づき適切に施工・管理されていることが確認できる。
- □ □ 7 その他　理由：

【擁壁類（補強土擁壁は除く）】
- □ □ 8 胴込コンクリート、裏込材の充填が十分で空隙が生じてないことが確認できる。
- □ □ 9 基礎コンクリート及び天端等の調整コンクリートにクラック等の欠陥がないことが確認できる。
- □ □ 10 材料の連結または、かみ合わせが適切である。確認できる。
- □ □ 11 端部における地山とのすりつけが適切であることが確認できる。
- □ □ 12 丁張りを2重、3重に設けるなど、法勾配、裏込め材の厚さの確保のため細心の注意をはらっていることが確認できる。
- □ □ 13 コンクリート板擁壁工の施工にあたり、ソイルコンクリートの配合、練混ぜ、打込み、締固め及び養生が適切に行われていることが確認できる。
- □ □ 14　その他　理由：

【用排水施設】
- □ □ 15 位置、方向、高さ、勾配等について前後の施設又は地形になじみよく施工されていることが確認できる。
- □ □ 16 不等沈下防止に配慮して、基礎地盤の締固めが特に入念に行われていることが確認できる。
- □ □ 17 呑口、吐口、集水桝等の取り付けコンクリートにクラック等の欠陥がないことが確認できる。
- □ □ 18 施設の流末は浸食、滞留等が生じないよう処理されていることが確認出来る。
- □ □ 19 不等沈下の発生がなく、基礎コンクリートの亀裂や継目部からの漏水も見られないことが確認できる。
- □ □ 20 継目部の目地モルタルが適切に施工されていることが確認できる。
- □ □ 21 製品周辺の盛土、埋戻土の施工にあたり、巻出し、転圧が適切に施工されていることが確認できる。
- □ □ 22 製品の継目部には隙間、ズレがなく、適切に施工されていることが確認できる。
- □ □ 23 その他　理由：

d □ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。
e □ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

細別	a	a'	b	b'	c	d	e
III．出来ばえ	□ a 優れている 履行3項目以上で77%以上		□ b やや優れている 履行3項目以上で63%以上		■ c 他の評価に該当しない 履行2項目以下または50%以上	□ d 劣っている a～cに該当しない	

●評価対象項目
- □ □ 1 構造物の通りがよい。
- □ □ 2 材料の連結、かみ合わせがよい。
- □ □ 3 天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。
- □ □ 4 既設構造物とのすりつけがよい。
- □ □ 5 きめ細かな施工がなされている。
- □ □ 6 土工の仕上げが良い。
- □ □ 7 全体的な美観が良い

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値(　%)＝該当項目(　)／評価対象項目(　)
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はC評価とする。

別紙-3　　工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表　　（検査員）

判断基準		a	a’	b	b’	c	d	e
評価値	90%以上	ばらつき50%以下	ばらつき80%以下	ばらつき80%超える ばらつき判断不能				
	75%以上 90%未満		ばらつき50%以下	ばらつき80%以下	ばらつき80%超える ばらつき判断不能			
	60%以上 75%未満			ばらつき50%以下	ばらつき80%以下	ばらつき80%超える ばらつき判断不能		
	60%未満				ばらつき50%以下	ばらつき80%以下 ばらつき80%超える		

別紙-3③-29　下水道工事　　（静岡市追加）

考査項目	細別	□ a	□ a’	□ b	□ b’	□ c	□ d	□ e
3．出来形及び出来ばえ	II．品質	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。〈判断基準値参照〉 [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ ばらつきの判断は別紙-４参照　☑ ばらつき 50% 以内　□ ばらつき 80% 以内　□ ばらつき 80% 超える					品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
		●評価対象項目 【共　通】 □ □ １ 管渠・マンホール用品の規格・品質がミルシートで確認できる。 □ □ ２ 埋戻し、締固めが適切な方法で施工されていることが確認できる。 □ □ ３ 設計図書に基づくｺﾝｸﾘｰﾄの配合試験及び試験練りが行われており、適切なｺﾝｸﾘｰﾄの規格(強度・ｗ／ｃ・最大骨材粒径・塩基総量等）が確認できる □ □ ４ ｺﾝｸﾘｰﾄ打設時の必要な供試体を採取し、強度・ｽﾗﾝﾌﾟ・空気量等が確認できる。また当該現場の供試体であることが確認できる。 □ □ ５ 舗装復旧が施工管理基準に基づき、適切に施工されていることが確認できる。 □ □ ６ 掘削時の湧水等に対して、適切な排水対策を実施していることが確認できる。 □ □ ７ その他　理由： 【開削工】 □ □ ８ 管路床付面が良好な仕上げとなっていることが確認できる。 □ □ ９ 土留工が適切に施工されていることが確認できる。 □ □ 10 管渠の接合状況が良好であることが確認できる。 □ □ 11 その他　理由： 【推進工】 □ □ 12 測量及び観測結果を毎日整理し、それに基づいた施工が行われていることが確認できる。 □ □ 13 常に切羽及び地表面の状態を観測して施工されていることが確認できる。 □ □ 14 推進作業等がデータで確認できる。 □ □ 15 地盤改良工の施工管理状況がデータで確認できる。 □ □ 16 その他　理由： 【シールド工】 □ □ 17 セグメントの規格・品質がミルシートで確認できる。 □ □ 18 溶接作業にあたり、作業員の技量確認を行っていることが確認できる。 □ □ 19 二次コンクリート打設前に、付着物除去のための充分な水洗清掃を行っていることが確認できる。 □ □ 20 常に切羽及び地表面の状態を観察して施工されていることが確認できる。 □ □ 21 シールド推進作業等がデータで確認できる。 □ □ 22 裏込め注入状況がデータで確認できる。 □ □ 23 地盤改良工の施工管理状況がデータで確認できる。 □ □ 24 その他 理由： d □ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。 e □ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。						
	III．出来ばえ	□ a　優れている 履行３項目以上で77%以上		□ b やや優れている 履行３項目以上で63%以上		■ c 他の評価に該当しない 履行２項目以下または50%以上	□ d 劣っている a～cに該当しない	
		●評価対象項目 □ □ １ 通りがよい。 □ □ ２ きめ細かな施工がなされている。 □ □ ３ 舗装復旧等の状態がよい。 □ □ ４ マンホール天端と路面とのすりつけが良い。 □ □ ５ マンホールの仕上げが良い。また管との接続が良好である。 □ □ ６ 全体的な美観がよい。						

① 当該｢評価対象項目｣のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値(　%)＝該当項目(　)／評価対象項目(　)
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はＣ評価とする。

別紙-3

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

（検査員）

判断基準		a	a’	b	b’	c	d	e
評価値	90%以上	ばらつき50%以下	ばらつき80%以下	ばらつき80%超える ばらつき判断不能				
	75%以上 90%未満		ばらつき50%以下	ばらつき80%以下	ばらつき80%超える ばらつき判断不能			
	60%以上 75%未満			ばらつき50%以下	ばらつき80%以下	ばらつき80%超える ばらつき判断不能		
	60%未満				ばらつき50%以下	ばらつき80%以下 ばらつき80%超える		

別紙-3③-　補強土壁工事

考査項目	細別	□ a	□ a’	□ b	□ b’	□ c	□ d	□ e
3. 出来形及び出来ばえ	II. 品質	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。〈判断基準値参照〉 [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ ばらつきの判断は別紙-4参照　☑ ばらつき 50% 以内　☐ ばらつき 80% 以内　☐ ばらつき 80% 超える					品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
		●評価対象項目 ☐ ☐ 1 盛土材料の土質が適正である。 ☐ ☐ 2 盛土の締固めを適切な条件（人力機械別、巻き出し厚・敷均し・転圧作業等）で施工されている。 ☐ ☐ 3 プレキャスト製品・材料等の品質が工場管理資料より的確に確認できる。 ☐ ☐ 4 現場条件に応じた排水対策が施工時を含め適切に講じられている。 ☐ ☐ 5 盛土の締固め管理（密度等）が適切に実施されていることが確認できる。 ☐ ☐ 6 その他　理由： d ☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。 e ☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。						
	III. 出来ばえ	□ a 優れている 履行３項目以上で77%以上	／	□ b やや優れている 履行３項目以上で63%以上	／	■ c 他の評価に該当しない 履行2項目以下または50%以上	□ d 劣っている a～cに該当しない	／
		●評価対象項目 ☐ ☐ 1 壁面材（コンクリート製品）の割れ・カケがない。 ☐ ☐ 2 基礎上面の平坦性が良い。 ☐ ☐ 3 天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。 ☐ ☐ 4 壁面材の目違い、段差が少なく構造物の通りが良い。 ☐ ☐ 5 全体的な美観が良い。						

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値(　%)＝該当項目(　)／評価対象項目(　)
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はＣ評価とする。

別紙-3

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

（検査員）

判断基準		a	a’	b	b’	c	d	e
評価値	90%以上	ばらつき50%以下	ばらつき80%以下	ばらつき80%超える ばらつき判断不能				
	75%以上 90%未満		ばらつき50%以下	ばらつき80%以下	ばらつき80%超える ばらつき判断不能			
	60%以上 75%未満			ばらつき50%以下	ばらつき80%以下	ばらつき80%超える ばらつき判断不能		
	60%未満				ばらつき50%以下	ばらつき80%以下 ばらつき80%超える		

別紙-3③-43　上水道工事

考査項目	細別	□ a	□ a’	□ b	□ b’	□ c	□ d	□ e
3．出来形及び出来ばえ	II．品質	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。〈判断基準値参照〉 [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ ばらつきの判断は別紙-4参照　☑ ばらつき 50% 以内　□ ばらつき 80% 以内　□ ばらつき 80% 超える					品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
		●評価対象項目 □ □ 1 配管材料の規格、品質がミルシートで確認できる。 □ □ 2 施工時の試験及び記録が適切であることが確認できる。 □ □ 3 管渠の接合状況が良好であることが確認できる。 □ □ 4 埋戻し、締固め、舗装復旧が適切な方法で施工されていることが確認できる。 □ □ 5 規定の管土被りが確保されていることが確認できる。 □ □ 6 その他　理由： d □ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。 e □ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。						
	III．出来ばえ	□ a 優れている 履行3項目以上で77%以上		□ b やや優れている 履行3項目以上で63%以上		■ c 他の評価に該当しない 履行2項目以下または50%以上	□ d 劣っている a～cに該当しない	
		●評価対象項目 □ □ 1 施工管理記録等から、不可視部分の出来ばえのよさがうかがえる。 □ □ 2 弁筐等の仕上げがよい。 □ □ 3 埋戻し及び路面復旧の状態がよい。 □ □ 4 きめ細かな施工がなされている。 □ □ 5 全体的な美観がよい。						

① 当該｢評価対象項目｣のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値(　%)＝該当項目(　)／評価対象項目(　)
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はC評価とする。

別紙-3　　工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表　　（検査員）

判断基準		a	a’	b	b’	c	d	e
評価値	90%以上	ばらつき50%以下	ばらつき80%以下	ばらつき80%超える ばらつき判断不能				
	75%以上 90%未満		ばらつき50%以下	ばらつき80%以下	ばらつき80%超える ばらつき判断不能			
	60%以上 75%未満			ばらつき50%以下	ばらつき80%以下	ばらつき80%超える ばらつき判断不能		
	60%未満				ばらつき50%以下	ばらつき80%以下 ばらつき80%超える		

別紙-3③-11　防護柵（網）設置工事

考査項目	細別	□ a	□ a’	□ b	□ b’	□ c	□ d	□ e
3．出来形及び出来ばえ	II．品質	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。〈判断基準値参照〉 [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ ばらつきの判断は別紙-4参照　☑ ばらつき 50% 以内　☐ ばらつき 80% 以内　☐ ばらつき 80% 超える					品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
		●評価対象項目 ☐ ☐ 1 防護柵設置要綱等の規定を満足していることが確認できる。 ☐ ☐ 2 防護柵等の床堀りの仕上がり面において、地山の乱れや不陸が生じないよう施工していることが確認できる。 ☐ ☐ 3 防護柵等の基礎工の施工にあたって、無筋及び鉄筋コンクリートの規定を満足していることが確認できる。 ☐ ☐ 4 防護柵等の支柱の施工にあたって、既設舗装面へ影響が無いよう施工していることが確認できる。 ☐ ☐ 5 基礎設置箇所について地盤の地耐力を把握して、施工していることが確認でこる。 ☐ ☐ 6 防護柵の支柱の根入長が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ ☐ 7 ガードケーブルを支柱に取付ける場合、設計図書に定められた所定の張力を与えていることが確認できる。 ☐ ☐ 8 ガードケーブルの端末支柱を土中に設置する場合、打設したコンクリートが設計図書に定められた強度以上であることが確認できる。 ☐ ☐ 9 その他　理由： d ☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。 e ☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。						
	III．出来ばえ	□ a　優れている 履行３項目以上で77%以上		□ b やや優れている 履行３項目以上で63%以上		■ c 他の評価に該当しない 履行２項目以下または50%以上	□ d 劣っている a～cに該当しない	
		●評価対象項目 ☐ ☐ 1 通りが良い ☐ ☐ 2 端部の処理が良い。 ☐ ☐ 3 部材表面に傷及び錆が無い。 ☐ ☐ 4 既設構造物等とのすりつけが良い。 ☐ ☐ 5 きめ細やかに施工されている。 ☐ ☐ 6 全体的に美観が良い。						

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値(　%)＝該当項目(　)／評価対象項目(　)
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はC評価とする。

別紙-3　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（検査員）

判断基準		a	a’	b	b’	c	d	e
評価値	90%以上	ばらつき50%以下	ばらつき80%以下	ばらつき80%超える ばらつき判断不能				
	75%以上 90%未満		ばらつき50%以下	ばらつき80%以下	ばらつき80%超える ばらつき判断不能			
	60%以上 75%未満			ばらつき50%以下	ばらつき80%以下	ばらつき80%超える ばらつき判断不能		
	60%未満				ばらつき50%以下	ばらつき80%以下 ばらつき80%超える		

別紙-3③-41　木材木製品工事（木ダム、木橋、木土留工、木流路工等）

考査項目	細別	□ a	□ a’	□ b	□ b’	□ c	□ d	□ e
3．出来形及び出来ばえ	II．品質	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。〈判断基準値参照〉 [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ ばらつきの判断は別紙-４参照　☑ ばらつき 50% 以内　□ ばらつき 80% 以内　□ ばらつき 80% 超える					品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
		●評価対象項目 □ □ 1 木材・木製品の品質が良好で（曲り等がない）設計図書に基づき適切に施工されていることが確認できる。 □ □ 2 仕様書で定められている品質管理が実施されていることが確認できる。 □ □ 3 組み立て等のボルト等の締め付けが確認できることが確認できる。 □ □ 4 木材・木製品どうしの接続が良好で規定どおり施工されていることが確認できる。 □ □ 5 部品・材料等の品質及び形状が設計図書等との適切性が確認できる。 □ □ 6 木材・木製品による地山及び構造物との取り合いまたはすり付けは良好に施工されていることが確認できる。 □ □ 7 その他　理由： d □ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。 e □ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。						
	III．出来ばえ	□ a　優れている 履行３項目以上で77%以上		□ b やや優れている 履行３項目以上で63%以上		■ c 他の評価に該当しない 履行２項目以下または50%以上	□ d 劣っている a～cに該当しない	
		●評価対象項目 □ □ 1 通りがよく、バランスが保たれている。 □ □ 2 金具等規格にあったものが使用され統一性がよい。 □ □ 3 形状・寸法等が確保され統一性が良い。 □ □ 4 コンクリート構造物へのすり付け等がよい。 □ □ 5 地山への密着性が確保され仕上げがよい。 □ □ 6 全体的な美観が良い。						

① 当該｢評価対象項目｣のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値(　%)＝該当項目(　)／評価対象項目(　)
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はC評価とする。

別紙-3　　工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表　　（検査員）

判断基準		a	a’	b	b’	c	d	e
評価値	90%以上	ばらつき50%以下	ばらつき80%以下	ばらつき80%超える ばらつき判断不能				
	75%以上 90%未満		ばらつき50%以下	ばらつき80%以下	ばらつき80%超える ばらつき判断不能			
	60%以上 75%未満			ばらつき50%以下	ばらつき80%以下	ばらつき80%超える ばらつき判断不能		
	60%未満				ばらつき50%以下	ばらつき80%以下 ばらつき80%超える		

別紙-3③-35　土工事（区画整理、農地造成）

考査項目	細別	□ a	□ a’	□ b	□ b’	□ c	□ d	□ e
3. 出来形及び出来ばえ	II. 品質	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。〈判断基準値参照〉 [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ ばらつきの判断は別紙-4参照　☑ ばらつき 50% 以内　□ ばらつき 80% 以内　□ ばらつき 80% 超える					品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
		●評価対象項目 □ □ 1 伐開・除根作業により発生した伐開木、根株、枝条等が適切に処理されていることが確認できる。 □ □ 2 仮設道路、仮排水路等は設計図書により施工・管理されており、その出来形についても適切に管理され設計以上であることが確認できる。 □ □ 3 雨水等による崩落、土砂の流亡等を防止するための排水対策を実施していることが確認できる。 □ □ 4 表土のはぎ取りにあたり、雑物等が混入しないよう注意すると共に、表土の基礎への混入や逸散の防止等に細心の注意を払って施工していることが確認できる □ □ 5 造成、整地等は設計図書等に基づき施工されており、仕上がりについては基準値を余裕もって満足している。 □ □ 6 道路の造成にあたり、横断勾配、土質等について設計図書等に基づき適切に施工されており、仕上がりについても基準値を余裕をもって満足していることが確認できる。 □ □ 7 土壌改良に使用する肥料は法律に基づく保証票が確認でき、施工は仕様書等に基づき細心の注意を払っていることが確認できる。 □ □ 8 畦畔、溝畔等は設計図書に基づき施工されており、仕上がりは規格値を余裕をもって満足していることが確認できる。 □ □ 9 その他　理由： d □ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。 e □ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。						
	III. 出来ばえ	□ a 優れている 履行3項目以上で77%以上		□ b やや優れている 履行3項目以上で63%以上		■ c 他の評価に該当しない 履行2項目以下または50%以上	□ d 劣っている a～cに該当しない	
		●評価対象項目 □ □ 1 切盛の勾配が確保され、法面の仕上げがよい。 □ □ 2 整地、均平の仕上げがよい。 □ □ 3 畦畔、溝畔等の仕上げがよい。 □ □ 4 構造物へのすりつけがよい。 □ □ 5 植生、吹き付け等の状態が均一である。 □ □ 6 排水路の通りが良い。 □ □ 7 全体的な美観が良い。						

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値(　%)＝該当項目(　)／評価対象項目(　)
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はC評価とする。

別紙-3　工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表　（検査員）

判断基準		a	a’	b	b’	c	d	e
評価値	90%以上	ばらつき50%以下	ばらつき80%以下	ばらつき80%超える ばらつき判断不能				
	75%以上 90%未満		ばらつき50%以下	ばらつき80%以下	ばらつき80%超える ばらつき判断不能			
	60%以上 75%未満			ばらつき50%以下	ばらつき80%以下	ばらつき80%超える ばらつき判断不能		
	60%未満				ばらつき50%以下	ばらつき80%以下 ばらつき80%超える		

別紙－３③-27 取壊工事

考査項目	細別	□ a	□ a’	□ b	□ b’	□ c	□ d	□ e
3. 出来形及び出来ばえ	II. 品質	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。〈判断基準値参照〉 [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ ばらつきの判断は別紙-４参照　☑ ばらつき 50% 以内　□ ばらつき 80% 以内　□ ばらつき 80% 超える					品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
		●評価対象項目 □ □ 1 分別、再資源化を適切に実施していることが確認できる。 □ □ 2 施工計画書に定められた計画により管理されていることが確認できる。 □ □ 3 廃棄物の処理が適切であることが確認できる。 □ □ 4 請負者の管理記録が整備されていることが確認でこる。 □ □ 5 不可視部分の写真記録が適正であることが確認できる。 □ □ 6 その他　理由： d □ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。 e □ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。						
	III. 出来ばえ	□ a 優れている 履行３項目以上で77%以上		□ b やや優れている 履行３項目以上で63%以上		■ c 他の評価に該当しない 履行２項目以下または50%以上	□ d 劣っている a～cに該当しない	
		●評価対象項目 □ □ 1 きめ細やかな施工がされている。 □ □ 2 既存部分や関連設備との調整がなされている。 □ □ 3 取壊し後の整地等仕上がりの状態が良好である。 □ □ 4 取壊し対象（リサイクル材、産業廃棄物等）の散乱等がなく処理が適切である。						

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値(　%)＝該当項目(　)／評価対象項目(　)
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はC評価とする。

別紙-3

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

（検査員）

判断基準		a	a’	b	b’	c	d	e
評価値	90%以上	ばらつき50%以下	ばらつき80%以下	ばらつき80%超える ばらつき判断不能				
	75%以上 90%未満		ばらつき50%以下	ばらつき80%以下	ばらつき80%超える ばらつき判断不能			
	60%以上 75%未満			ばらつき50%以下	ばらつき80%以下	ばらつき80%超える ばらつき判断不能		
	60%未満				ばらつき50%以下	ばらつき80%以下 ばらつき80%超える		

別紙-3③-11　区画線等設置工事

考査項目	細別	□ a	□ a’	□ b	□ b’	□ c	□ d	□ e
3. 出来形及び出来ばえ	II. 品質	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。〈判断基準値参照〉 [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ ばらつきの判断は別紙-4参照　☑ ばらつき 50% 以内　☐ ばらつき 80% 以内　☐ ばらつき 80% 超える					品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
		●評価対象項目 ☐ ☐ 1 視線誘導標設置基準､道路標識ハンドブック等の規定を満足していることが確認できる。 ☐ ☐ 2 ペイント式(常温式)区画線に使用するシンナーの使用量が、10%以下であることが確認できる。 ☐ ☐ 3 区画線の厚さが見本等で設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ ☐ 4 区画線施工後の昼間及び夜間の視認性が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ ☐ 5 区画線の施工にあたって設置路面の水分、泥、砂じん及びほこりを取り除いて行っていることが確認できる。 ☐ ☐ 6 区画線を消去の場合、表示材（塗料）のみの除去となっており、路面への影響が最小限であることが確認できる。 ☐ ☐ 7 プライマーの施工にあたって、路面に均等に塗布していることが確認できる。 ☐ ☐ 8 区画線の材料が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ ☐ 9 その他　理由： d ☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。 e ☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。						
	III. 出来ばえ	□ a 優れている 履行3項目以上で77%以上	＼	□ b やや優れている 履行3項目以上で63%以上	＼	■ c 他の評価に該当しない 履行2項目以下または50%以上	□ d 劣っている a~cに該当しない	＼
		●評価対象項目 ☐ ☐ 1 塗料の塗布が均一である。 ☐ ☐ 2 視認性が良い。 ☐ ☐ 3 接着状態が良い。 ☐ ☐ 4 施工前の清掃が入念に実施されている。 ☐ ☐ 5 全体的な美観が良い。						

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値(　%)＝該当項目(　)／評価対象項目(　)
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はC評価とする。

別紙-3　　工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表　　（検査員）

判断基準		a	a’	b	b’	c	d	e
評価値	90%以上	ばらつき50%以下	ばらつき80%以下	ばらつき80%超える ばらつき判断不能				
	75%以上 90%未満		ばらつき50%以下	ばらつき80%以下	ばらつき80%超える ばらつき判断不能			
	60%以上 75%未満			ばらつき50%以下	ばらつき80%以下	ばらつき80%超える ばらつき判断不能		
	60%未満				ばらつき50%以下	ばらつき80%以下 ばらつき80%超える		

別紙－3③-12 塗装工事（工場塗装を除く）　　（検査員）

考査項目	細別	□ a	□ a’	□ b	□ b’	□ c	□ d	□ e
3．出来形及び出来ばえ	II．品質	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。〈判断基準値参照〉 [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ ばらつきの判断は別紙-4参照　☑ ばらつき 50% 以内　☐ ばらつき 80% 以内　☐ ばらつき 80% 超える					品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
		●評価対象項目 ☐ ☐ 1 塗装作業にあたり、塗装面を十分に乾燥させて施工していることが確認できる。 ☐ ☐ 2 ケレンを入念に実施されていることが確認できる。 ☐ ☐ 3 天候状況の確認、気温及び湿度の測定を行い、塗装作業を行っていることが確認できる。 ☐ ☐ 4 塗料を使用前に攪拌し、容器の塗料を均一な状態にしてから使用していることが確認できる。 ☐ ☐ 5 鋼材表面及び被舗装面の汚れ、油類等を除去し塗装を行っていることが確認できる。 ☐ ☐ 6 塗料の空缶管理が、写真等で確実に空であることが確認できる。 ☐ ☐ 7 塗り残し、ながれ、しわ等が無く塗装されていることが確認できる。 ☐ ☐ 8 溶接部、ボルトの接合部分、構造の複雑な部分について、必要な塗膜厚を確保していることが確認できる。 ☐ ☐ 9 塗料の品質が出荷証明書、塗料成績表により、製造年月日、ロット番号、色彩、数量が確認できる。 ☐ ☐ 10 その他　理由： d ☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。 e ☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。						
	III．出来ばえ	□ a 優れている 履行3項目以上で77%以上		□ b やや優れている 履行3項目以上で63%以上		■ c 他の評価に該当しない 履行2項目以下または50%以上	□ d 劣っている a～cに該当しない	
		●評価対象項目 ☐ ☐ 1 塗装の均一性が良い。 ☐ ☐ 2 細部まできめ細かな施工がされている。 ☐ ☐ 3 補修箇所が無い。 ☐ ☐ 4 ケレンの施工状況が良好である。 ☐ ☐ 5 全体的な美観が良い。						

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値(　%)＝該当項目(　)／評価対象項目(　)
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はC評価とする。

別紙-3 　工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表 （検査員）

判断基準		a	a'	b	b'	c	d	e
評価値	90%以上	ばらつき50%以下	ばらつき80%以下	ばらつき80%超える ばらつき判断不能				
	75%以上 90%未満		ばらつき50%以下	ばらつき80%以下	ばらつき80%超える ばらつき判断不能			
	60%以上 75%未満			ばらつき50%以下	ばらつき80%以下	ばらつき80%超える ばらつき判断不能		
	60%未満				ばらつき50%以下	ばらつき80%以下 ばらつき80%超える		

別紙－3③-4　鋼橋工事(RC床版工事はｺﾝｸﾘｰﾄ構造物に準ずる) （検査員）

考査項目	細別	□ a	□ a'	□ b	□ b'	□ c	□ d	□ e
3．出来形及び出来ばえ	II．品質	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。〈判断基準値参照〉 [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ ばらつきの判断は別紙-4参照　☑ ばらつき 50% 以内　□ ばらつき 80% 以内　□ ばらつき 80% 超える					品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
		●評価対象項目 【工場製作関係】 □ □ 1 鋼材の種別を、品質を証明する書類又は現物により照合していることが確認できる。 □ □ 2 溶接作業にあたり、作業員の技量確認を行っていることが確認できる。 □ □ 3 塗装作業にあたり、溶接材料の仕様区分が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ □ 4 溶接施工に係る施工計画書を提出していることが確認できる。 □ □ 5 孔空けによって生じたまくれが削り取られているなど、きめ細やかに製作していることが確認できる。 □ □ 6 欠陥部の発生が見られないことが確認できる。 □ □ 7 塗装作業にあたり、塗布面を十分に乾燥させて施工していることが確認できる。 □ □ 8 素地調整を行う場合、第1種ケレン後4時間以内に金属前処理塗装を実施していることが確認できる。 □ □ 9 塗料の空缶管理について、写真等で確実に空であることが確認できる。 □ □ 10 塗料の品質が出荷証明書、塗料成績表により、製造年月日、ロット番号、色彩、数量が確認できる。 □ □ 11 その他　理由： 【架設関係】 □ □ 12 ﾎﾞﾙﾄの締付確認が実施され、記録を保管していることが確認できる。 □ □ 13 ﾎﾞﾙﾄの締付機及び測定機器のｷｬﾘﾌﾞﾚｰｼｮﾝを実施していることが確認できる。 □ □ 14 高力ﾎﾞﾙﾄの締め付けを、中心から外側に向かって行っていることが確認できる。 □ □ 15 高力ﾎﾞﾙﾄの品質が、証明書類で確認できる。 □ □ 16 支承の据付で、ｺﾝｸﾘｰﾄ面のﾁｯﾋﾟﾝｸﾞ及び仕上げ面に水切勾配がついていることが確認できる。 □ □ 17 架設にあたって、部材の応力と変形等を十分検討していることが確認できる。 □ □ 18 架設に用いる仮設備及び架設用機材について品質、性能が確保できる規模及び強度を有して確認していることが確認できる。 □ □ 19 現場塗装部のケレン及び膜厚管理を適切に行っていることが確認できる。 □ □ 20 現場塗装において、温度、湿度、風速等の確認を行っていることが確認できる。 □ □ 21 その他　理由： d □ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。 e □ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。						
	III．出来ばえ	□ a 優れている 履行3項目以上で77%以上		□ b やや優れている 履行3項目以上で63%以上		■ c 他の評価に該当しない 履行2項目以下または50%以上	□ d 劣っている a～cに該当しない	
		●評価対象項目 □ □ 1 表面に補修箇所が無い。 □ □ 2 部材表面に傷及び錆が無い。 □ □ 3 溶接に均一性がある。 □ □ 4 塗装に均一性がある。 □ □ 5 全体的な美観が良い。						

① 当該｢評価対象項目｣のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値(　%)＝該当項目(　)／評価対象項目(　)
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はC評価とする。

別紙-3 　　工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表 　　（検査員）

判断基準		a	a’	b	b’	c	d	e
評価値	90%以上	ばらつき50%以下	ばらつき80%以下	ばらつき80%超える ばらつき判断不能				
	75%以上 90%未満		ばらつき50%以下	ばらつき80%以下	ばらつき80%超える ばらつき判断不能			
	60%以上 75%未満			ばらつき50%以下	ばらつき80%以下	ばらつき80%超える ばらつき判断不能		
	60%未満				ばらつき50%以下	ばらつき80%以下 ばらつき80%超える		

別紙－３③-２２ ｺﾝｸﾘｰﾄ橋工事(PC及びRC) 　　（検査員）

考査項目	細　別	□ a	□ a’	□ b	□ b’	□ c	□ d	□ e
３．出来形及び出来ばえ	II．品質	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。〈判断基準値参照〉 [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ ばらつきの判断は別紙-４参照　☑ ばらつき 50% 以内　☐ ばらつき 80% 以内　☐ ばらつき 80% 超える					品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

●評価対象項目

☐ ☐ １ コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており、コンクリートの品質(強度・ｗ／ｃ・最大骨材粒径・塩化物総量・単位水量・アルカリ骨材反応抑制等）が確認できる。
☐ ☐ ２ コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度・スランプ・空気量などの測定結果が確認できる。
☐ ☐ ３ 圧縮強度試験に使用したコンクリートの供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。
☐ ☐ ４ 施工条件及び気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ及び締固め方法が、定められた条件を満足していることが確認できる、（寒中及び暑中コンクリート等を含む）
☐ ☐ ５ コンクリートの圧縮強度を管理して、必要な強度に達した後に型枠及び支保工の取り外しを行っていることが確認できる。
☐ ☐ ６ 鉄筋の品質が、証明書類で確認できる。
☐ ☐ ７ 鉄筋の引張強度及び曲げ強度の試験値が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
☐ ☐ ８ コンクリート打設までにさび、どろ、油等の有害物が鉄筋に付着しないよう管理していることが確認できる。
☐ ☐ ９ 圧接作業にあたり、作業員の技量確認を行っていることが確認できる。
☐ ☐ 10 鉄筋の組立及び加工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
☐ ☐ 11 コンクリートの養生が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
☐ ☐ 12 スペーサーの品質及び個数が、設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。
☐ ☐ 13 プレビーム桁のプレフレクション管理が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
☐ ☐ 14 使用する装置及び機器のキャリブレーションを事前に実施していることが確認できる。
☐ ☐ 15 ＰＣ鋼材の緊張及びグラウト注入管理値が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
☐ ☐ 16 プレストレッツィング時のコンクリート圧縮強度が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
☐ ☐ 17 コンクリートの圧縮強度の確認は、構造物と同様な養生条件におかれた供試体を用いていることが確認できる。
☐ ☐ 18 有害なクラックが無い。
☐ ☐ 19 有害又は進行性のｸﾗｯｸが無く、発生したｸﾗｯｸに対しては有識者等の意見に基づく処置を行っている。
☐ ☐ 20 その他　理由：

ｄ ☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。
ｅ ☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

細　別								
III．出来ばえ	□ ａ　優れている 履行３項目以上で77%以上		□ ｂ やや優れている 履行３項目以上で63%以上		■ ｃ 他の評価に該当しない 履行２項目以下または50%以上	□ ｄ 劣っている a～cに該当しない	

●評価対象項目

☐ ☐ １ コンクリート構造物の表面状態が良い。
☐ ☐ ２ コンクリート構造物の通りが良い。
☐ ☐ ３ 天端及び端部仕上げが良い。
☐ ☐ ４ 支承部の仕上げが良い。
☐ ☐ ５ クラックが無い。
☐ ☐ ６ 全体的な美観が良い。

① 当該｢評価対象項目｣のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値(　%)＝該当項目(　)／評価対象項目(　)
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はC評価とする。

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

（検査員）

判断基準		a	a’	b	b’	c	d	e
評価値	90%以上	ばらつき50%以下	ばらつき80%以下	ばらつき80%超える ばらつき判断不能				
	75%以上 90%未満		ばらつき50%以下	ばらつき80%以下	ばらつき80%超える ばらつき判断不能			
	60%以上 75%未満			ばらつき50%以下	ばらつき80%以下	ばらつき80%超える ばらつき判断不能		
	60%未満				ばらつき50%以下	ばらつき80%以下 ばらつき80%超える		

別紙－３③-２１ 基礎工工事(地盤改良等を含む)

（検査員）

考査項目	細別	□ a	□ a’	□ b	□ b’	□ c	□ d	□ e
３. 出来形及び出来ばえ	II. 品質	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。〈判断基準値参照〉 [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ ばらつきの判断は別紙-４参照 ☑ ばらつき 50% 以内 □ ばらつき 80% 以内 □ ばらつき 80% 超える					品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
		●評価対象項目 【杭関係（ｺﾝｸﾘｰﾄ・鋼管・鋼管井筒・場所打・深礎等）】 □ □ １ 杭に損傷及び補修痕が無いことが確認できる。 □ □ ２ 既成杭の打止め管理の方法及び場所打杭の施工管理の方法が整備されており、その記録が確認していることが確認できる。 □ □ ３ 杭頭処理において、杭本体を損傷していないことが確認できる。 □ □ ４ 水平度、鉛直度等が設計図書を満足していることが確認できる。 □ □ ５ 溶接の品質管理に関して、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ □ ６ 支持地盤に達していることが、掘削深さ、掘削土砂等により確認できる。 □ □ ７ 場所打杭についてトレミー管をコンクリート内に２m以上挿入して施工していることが確認できる。 □ □ ８ 掘削深度、排出土砂、孔内水位の変動及び安定液を用いる場合の孔内の安定液濃度並びに比重等が設計図書を満足していることが確認できる。 □ □ ９ 背筋、スペーサーの配置及びコンクリート打設等が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ □ １０ ライナープレートの組立にあたり、偏心と歪みに配慮して施工していることが確認できる。 □ □ １１ 裏込材注入の圧力などが施工記録により確認できる。 □ □ １２ 強度確認、セメントミルクの比重管理などの品質に係わる事項の管理資料を整理していることが確認できる。 □ □ １３ その他　理由： 【地盤改良関係】 □ □ １４ 改良材のバッチ管理記録が整理され、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ □ １５ セメントミルクの比重、スリラーの噴出量、強度等の管理資料を整理していることが確認できる。 □ □ １６ 事前に土質試験を実施し、改良材の選定、必要添加量の設定等を行っていることが確認できる。 □ □ １７ 施工箇所が均一に改良されているとともに、十分な強度及び支持力を確保していることが確認できる。 □ □ １８ その他　理由： d □ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。 e □ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。						
	III. 出来ばえ	□ a 優れている 履行３項目以上で77%以上		□ b やや優れている 履行３項目以上で63%以上		■ c 他の評価に該当しない 履行２項目以下または50%以上	□ d 劣っている a～cに該当しない	
		●評価対象項目 □ □ １ 土工関係の仕上げが良い。 □ □ ２ 通りが良い。 □ □ ３ 端部及び天端仕上げが良い。 □ □ ４ 施工管理記録等から不可視部分の出来ばえの良さが伺える。 □ □ ※ 地盤改良はC評価とする。						

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値(　%)＝該当項目(　)／評価対象項目(　)
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はC評価とする。

別紙-3　　工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表　　（検査員）

判断基準		a	a’	b	b’	c	d	e
評価値	90%以上	ばらつき50%以下	ばらつき80%以下	ばらつき80%超える ばらつき判断不能				
	75%以上 90%未満		ばらつき50%以下	ばらつき80%以下	ばらつき80%超える ばらつき判断不能			
	60%以上 75%未満			ばらつき50%以下	ばらつき80%以下	ばらつき80%超える ばらつき判断不能		
	60%未満				ばらつき50%以下	ばらつき80%以下 ばらつき80%超える		

別紙－3③-32 仮設工工事　　（検査員）

考査項目	細別	□ a	□ a’	□ b	□ b’	□ c	□ d	□ e
3．出来形及び出来ばえ	II．品質	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。〈判断基準値参照〉 [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ ばらつきの判断は別紙-４参照　☑ ばらつき 50% 以内　□ ばらつき 80% 以内　□ ばらつき 80% 超える					品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
		●評価対象項目 □ □ 1 仮設材にそり、ゆがみ、傷がないことが確認できる。 □ □ 2 仮設材の組立・設置が確実になされ、かつ点検も行われていることが確認できる。 □ □ 3 周辺環境（騒音・振動・地盤変動等）に配慮した施工方法で実施していることが確認できる。 □ □ 4 施工記録等により設計条件に適合した根入れ長で施工されていることが確認できる。 □ □ 5 排水を考慮し、良好な床付け面を確保していることが確認できる。 □ □ 6 その他　理由： d □ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。 e □ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。						
	III．出来ばえ	□ a　優れている 履行３項目以上で77%以上		□ b やや優れている 履行３項目以上で63%以上		■ c 他の評価に該当しない 履行２項目以下または50%以上	□ d 劣っている a～cに該当しない	
		●評価対象項目 □ □ 1 鋼矢板・親杭の通りが良い。 □ □ 2 覆工板にがたつきがない。 □ □ 3 鋼矢板のかみ合わせ等不良部分がない。 □ □ 4 床付け面の仕上げがよい。 □ □ 5 全体的な美観が良い。						

① 当該｢評価対象項目｣のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値(　%)＝該当項目(　)／評価対象項目(　)
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はC評価とする。

別紙-3　　工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表　　（検査員）

判断基準		a	a'	b	b'	c	d	e
評価値	90%以上	ばらつき50%以下	ばらつき80%以下	ばらつき80%超える ばらつき判断不能				
	75%以上 90%未満		ばらつき50%以下	ばらつき80%以下	ばらつき80%超える ばらつき判断不能			
	60%以上 75%未満			ばらつき50%以下	ばらつき80%以下	ばらつき80%超える ばらつき判断不能		
	60%未満				ばらつき50%以下	ばらつき80%以下 ばらつき80%超える		

別紙－３③-31 電線共同溝工事　　（検査員）

考査項目	細　別	□ a	□ a'	□ b	□ b'	□ c	□ d	□ e
3．出来形及び出来ばえ	II．品質	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。〈判断基準値参照〉 [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ ばらつきの判断は別紙-４参照　☑ ばらつき 50% 以内　□ ばらつき 80% 以内　□ ばらつき 80% 超える					品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
		●評価対象項目 □ □　1 指定材料の規格が、品質を証明する書類で確認できる。 □ □　2 管路の通過試験を行っており、試験結果から全箇所が導通していることが確認できる。 □ □　3 プラント出荷時、現場到着時、舗設時等において、アスファルト混合物の温度管理を記録していることが確認できる。 □ □　4 特殊部の施工基面の支持力が、均等となるようにかつ不陸が無いように仕上げていることが確認できる。 □ □　5 特殊部等の施工において、隣接する各ブロックに目違いによる段差及び蛇行等が無いよう敷設していることが確認できる。 □ □　6 埋戻しにおいて、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ □　7 舗装の復旧等が適時行われ、路面の沈下や不陸が無く平坦性を確保していることが確認できる。 □ □　8 管枕及び埋設シートの設置及び土被りが、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ □　9 管設置において、それぞれの管の最小曲げ半径を満足していることが確認できる。 □ □　10 その他　理由： d □ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。 e □ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。						
	III．出来ばえ	□ a 優れている 履行３項目以上で77%以上		□ b やや優れている 履行３項目以上で63%以上		■ c 他の評価に該当しない 履行２項目以下または50%以上	□ d 劣っている a～cに該当しない	
		●評価対象項目 □ □　1 歩道及び車道の舗装（含、仮復旧舗装）の勾配が適切で、有害な段差が無く平坦性が確保されている。 □ □　2 プレキャストコンクリートブロックの蓋に、がたつきや不要な隙間が生じていない。 □ □　3 施工管理記録などから、不可視部分の出来映えの良さが伺える。 □ □　4 全体的な美観が良い。						

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値(　%)＝該当項目(　)／評価対象項目(　)
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はC評価とする。

別紙-3　　工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表　（検査員）

判断基準		a	a’	b	b’	c	d	e
評価値	90%以上	ばらつき50%以下	ばらつき80%以下	ばらつき80%超える ばらつき判断不能				
	75%以上 90%未満		ばらつき50%以下	ばらつき80%以下	ばらつき80%超える ばらつき判断不能			
	60%以上 75%未満			ばらつき50%以下	ばらつき80%以下	ばらつき80%超える ばらつき判断不能		
	60%未満				ばらつき50%以下	ばらつき80%以下 ばらつき80%超える		

別紙-3③-30　管水路工事

考査項目	細別	□ a	□ a’	□ b	□ b’	□ c	□ d	□ e
3. 出来形及び出来ばえ	II. 品質	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。〈判断基準値参照〉 [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ ばらつきの判断は別紙-4参照　☑ ばらつき 50% 以内　□ ばらつき 80% 以内　□ ばらつき 80% 超える					品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
		●評価対象項目 □ □ 1 仕様書等で定められている品質管理が実施されていることが確認できる。 □ □ 2 材料の品質規定証明書が整備されていることが確認できる。 □ □ 3 中心線の通りがよいことが確認できる。 □ □ 4 仕様書で示す条件により締固めが実施されていることが確認できる。 □ □ 5 管の両端が均等に埋め戻されていることが確認できる。 □ □ 6 地盤面、基盤面に不陸が生じていないことが確認できる。 □ □ 7 管の吊り込み、据付けの際に常に十分な注意を払っていることが確認できる。 □ □ 8 コンクリート構造物にきめ細やかな施工が確認できる。 □ □ 9 その他　理由： d □ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。 e □ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。						
	III. 出来ばえ	□ a 優れている 履行3項目以上で77%以上		□ b やや優れている 履行3項目以上で63%以上		■ c 他の評価に該当しない 履行2項目以下または50%以上	□ d 劣っている a～cに該当しない	
		●評価対象項目 □ □ 1 管の通りがよい。 □ □ 2 管内面塗装に補修痕等がない。 □ □ 3 小構造物にも細心の注意が払われている。 □ □ 4 管から漏水がない。 □ □ 5 クラックがない。 □ □ 6 全体的な美観が良い。						

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値(　%)＝該当項目(　)／評価対象項目(　)
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はC評価とする。

別紙-3　　　　　　　　　　　　　　工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表　　　　　　　　　　　（検査員）

判断基準		a	a’	b	b’	c	d	e
評価値	90%以上	ばらつき50%以下	ばらつき80%以下	ばらつき80%超える ばらつき判断不能				
	75%以上 90%未満		ばらつき50%以下	ばらつき80%以下	ばらつき80%超える ばらつき判断不能			
	60%以上 75%未満			ばらつき50%以下	ばらつき80%以下	ばらつき80%超える ばらつき判断不能		
	60%未満				ばらつき50%以下	ばらつき80%以下 ばらつき80%超える		

別紙-3③-42　ほ場整備工事（整地工、暗渠排水工等）

考査項目	細別	□ a	□ a’	□ b	□ b’	□ c	□ d	□ e
3.出来形及び出来ばえ	II.品質	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。〈判断基準値参照〉 [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ ばらつきの判断は別紙-4参照　☑ ばらつき 50% 以内　□ ばらつき 80% 以内　□ ばらつき 80% 超える					品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
		●評価対象項目 □ □ 1 仕様書等で定められている品質管理が実施されていることが確認できる。 □ □ 2 材料の品質規定証明書が整備されていることが確認できる。 □ □ 3 地区内の地表水及び地下水を排除しドライの状態で施工していることが確認できる。 □ □ 4 濁り等の防止に十分留意して施工していることが確認できる。 □ □ 5 石礫、根株等の除去は仕様書に定められたとおり実施されていることが確認できる。 □ □ 6 表土剥ぎ取り、基盤切盛、畦畔築立、基盤整地、表土整地は、仕様書及び設計図書により施工されていることが確認できる。 □ □ 7 暗渠排水工は仕様書及び設計図書により施工されていることが確認できる。 □ □ 8 用・排水路の縦断勾配等については、ほ場面標高等を考慮して施工されていることが確認できる。 □ □ 9 用・排水路の施工基面が平滑に仕上げられていることが確認できる。 □ □ 10 用・排水路の法面のとおりがよいことが確認できる。 □ □ 11 構造物側面の埋め戻しについては、仕様書等で示す条件により締め固めが実施されていることが確認できる。 □ □ 12 護岸等の根入れが図面通り実施されていることが確認できることが確認できる。 □ □ 13 二次製品との取り付け部コンクリート構造物にきめ細かい施工が確認できる。 □ □ 14 設置工事は適切な深さと関係諸基準に基づき設置されていることが確認できる。 □ □ 15 その他　理由: d □ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。 e □ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。						
	III.出来ばえ	□ a 優れている 履行3項目以上で77%以上		□ b やや優れている 履行3項目以上で63%以上		■ c 他の評価に該当しない 履行2項目以下または50%以上	□ d 劣っている a~cに該当しない	
		●評価対象項目 □ □ 1 畦畔、溝畔等の仕上げがよい。 □ □ 2 坪平度がよい。 □ □ 3 土工の仕上げがよい。 □ □ 4 土工のとおりがよい。 □ □ 5 土工の構造物等のすりつけがよい。 □ □ 6 用・排水路のとおりがよい。 □ □ 7 コンクリート構造物のとおりがよい。 □ □ 8 全体的な美観が良い。						

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値(　%)＝該当項目(　)／評価対象項目(　)
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はＣ評価とする。

別紙-3

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

（検査員）

判断基準		a	a’	b	b’	c	d	e
評価値	90%以上	ばらつき50%以下	ばらつき80%以下	ばらつき80%超える ばらつき判断不能				
	75%以上 90%未満		ばらつき50%以下	ばらつき80%以下	ばらつき80%超える ばらつき判断不能			
	60%以上 75%未満			ばらつき50%以下	ばらつき80%以下	ばらつき80%超える ばらつき判断不能		
	60%未満				ばらつき50%以下	ばらつき80%以下 ばらつき80%超える		

別紙-3③-11　標識設置工事

考査項目	細　別	□　a	□　a’	□　b	□　b’	□　c	□　d	□　e
3.出来形及び出来ばえ	II.品質	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。〈判断基準値参照〉 [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ ばらつきの判断は別紙-4参照　☑ ばらつき 50% 以内　□ ばらつき 80% 以内　□ ばらつき 80% 超える					品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
		●評価対象項目 □ □ 1 視線誘導標設置基準､道路標識ハンドブック等の規定を満足していることが確認できる。 □ □ 2 標識の基礎工の施工にあたって、床堀りの仕上がり面において、地山の乱れや不陸が生じないよう施工していることが確認できる。 □ □ 3 標識の基礎工の施工にあたって、無筋及び鉄筋コンクリートの規定を満足していることが確認できる。 □ □ 4 標識の支柱の施工にあたって、既設舗装面へ影響が無いよう施工していることが確認できる。 □ □ 5 基礎設置箇所について地盤の地耐力を把握して、施工していることが確認でこる。 □ □ 6 その他　理由： d □ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。 e □ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。						
	III.出来ばえ	□　a　優れている 履行3項目以上で77%以上		□　b やや優れている 履行3項目以上で63%以上		■　c 他の評価に該当しない 履行2項目以下または50%以上	□　d 劣っている a～cに該当しない	
		●評価対象項目 □ □ 1 設置位置に配慮がある。 □ □ 2 標識板の向き並びに角度及びその支柱の通りが良い。 □ □ 3 標識板の支柱に変色がない。 □ □ 4 支柱基礎が入念に埋め戻されている。 □ □ 5 全体的な美観が良い。						

① 当該｢評価対象項目｣のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値(　%)＝該当項目(　)／評価対象項目(　)
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はC評価とする。

別紙-3　　工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表　　（検査員）

判断基準		a	a’	b	b’	c	d	e
評価値	90%以上	ばらつき50%以下	ばらつき80%以下	ばらつき80%超える ばらつき判断不能				
	75%以上 90%未満		ばらつき50%以下	ばらつき80%以下	ばらつき80%超える ばらつき判断不能			
	60%以上 75%未満			ばらつき50%以下	ばらつき80%以下	ばらつき80%超える ばらつき判断不能		
	60%未満				ばらつき50%以下	ばらつき80%以下 ばらつき80%超える		

別紙－3③-10 植栽工事　　（検査員）

考査項目	細別	□ a	□ a’	□ b	□ b’	□ c	□ d	□ e
3. 出来形及び出来ばえ	II. 品質	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。〈判断基準値参照〉 [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ ばらつきの判断は別紙-４参照　☑ ばらつき 50% 以内　☐ ばらつき 80% 以内　☐ ばらつき 80% 超える					品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
		●評価対象項目 ☐ ☐ 1 活着が促されるよう管理していることが確認できる。 ☐ ☐ 2 樹木などに損傷、はちくずれ等が無いよう保護養生を行っていることが確認できる。 ☐ ☐ 3 樹などの生育に害のある害虫等がいないことが確認できる。 ☐ ☐ 4 施工完了後、余剰枝の剪定, 整形その他必要な手入れが行われていることが確認できる。 ☐ ☐ 5 肥料が直接樹木の根にふれないよう均一に施肥していることが確認できる。 ☐ ☐ 6 植生する樹木に応じて、余裕のある植穴を掘り植穴底部を耕していることが確認できる。 ☐ ☐ 7 添木をぐらつきがないよう設置していることが確認できる。 ☐ ☐ 8 樹名板を視認しやすい場所に据付けていることが確認できる。 ☐ ☐ 9 土壌硬度試験及び土壌試験(PH)を実施し施工に反映している。 ☐ ☐ 10 その他　理由： d ☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。 e ☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。						
	III. 出来ばえ	□ a 優れている 履行３項目以上で77%以上		□ b やや優れている 履行３項目以上で63%以上		■ c 他の評価に該当しない 履行２項目以下または50%以上	□ d 劣っている a～cに該当しない	
		●評価対象項目 ☐ ☐ 1 樹木の活着状況が良い。 ☐ ☐ 2 支柱の取り付けがきめ細かく施工されている。 ☐ ☐ 3 支柱の取り付けが堅固である。 ☐ ☐ 4 全体的な美観が良い。						

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値(　%)＝該当項目(　)／評価対象項目(　)
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はC評価とする。

別紙-3　　工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表　（検査員）

判断基準		a	a'	b	b'	c	d	e
評価値	90%以上	ばらつき50%以下	ばらつき80%以下	ばらつき80%超える ばらつき判断不能				
	75%以上 90%未満		ばらつき50%以下	ばらつき80%以下	ばらつき80%超える ばらつき判断不能			
	60%以上 75%未満			ばらつき50%以下	ばらつき80%以下	ばらつき80%超える ばらつき判断不能		
	60%未満				ばらつき50%以下	ばらつき80%以下 ばらつき80%超える		

別紙-3③-39　水管橋工事

考査項目	細　別	□ a	□ a'	□ b	□ b'	□ c	□ d	□ e
3.出来形及び出来ばえ	II.品質	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。〈判断基準値参照〉 [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ ばらつきの判断は別紙-4参照　☑ ばらつき 50% 以内　□ ばらつき 80% 以内　□ ばらつき 80% 超える					品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
		●評価対象項目 □ □ 1 仕様書で定められている品質管理が実施されていることが確認できる。 □ □ 2 材料の品質及び形状が設計図書等との適切性確認ができ証明書が整備されていることが確認できる。 □ □ 3 部品の品質及び形状が設計図書等との適切性確認ができ証明書が整備されていることが確認できる。 □ □ 4 据付基準線及び基準高は図面どおり施工されていることが確認できる。 □ □ 5 基礎ボルトの締め付けが適切に行われていることが確認できる。 □ □ 6 溶接施工上の注意事項（共通仕様書）が守られていることが確認できる。 □ □ 7 塗装の塗り残し、むら等がなく、均一性がよいことが確認できる。 □ □ 8 その他　理由： d □ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。 e □ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。						
	III.出来ばえ	□ a 優れている 履行3項目以上で77%以上		□ b やや優れている 履行3項目以上で63%以上		■ c 他の評価に該当しない 履行2項目以下または50%以上	□ d 劣っている a～cに該当しない	
		●評価対象項目 □ □ 1 表面に傷、錆、補修個所がない。 □ □ 2 溶接、塗装組立の均一性が良い。 □ □ 3 管の通りがよい。 □ □ 4 コンクリート構造物の肌がよい。 □ □ 5 コンクリート構造物の通りがよい。 □ □ 6 クラックがない。 □ □ 7 天端仕上げ、端部仕上げがよい。 □ □ 8 全体的な美観が良い。						

① 当該｢評価対象項目｣のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値(　%)＝該当項目(　)／評価対象項目(　)
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はC評価とする。

別紙-3

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

（検査員）

判断基準		a	a’	b	b’	c	d	e
評価値	90%以上	ばらつき50%以下	ばらつき80%以下	ばらつき80%超える ばらつき判断不能				
	75%以上 90%未満		ばらつき50%以下	ばらつき80%以下	ばらつき80%超える ばらつき判断不能			
	60%以上 75%未満			ばらつき50%以下	ばらつき80%以下	ばらつき80%超える ばらつき判断不能		
	60%未満				ばらつき50%以下	ばらつき80%以下 ばらつき80%超える		

別紙-3③-40　林道土工事

考査項目	細別	□ a	□ a’	□ b	□ b’	□ c	□ d	□ e
3.出来形及び出来ばえ	II. 品質	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。〈判断基準値参照〉 [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ ばらつきの判断は別紙-4参照　☑ ばらつき 50% 以内　☐ ばらつき 80% 以内　☐ ばらつき 80% 超える					品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
	III. 出来ばえ	□ a 優れている 履行3項目以上で77%以上		□ b やや優れている 履行3項目以上で63%以上		■ c 他の評価に該当しない 履行2項目以下または50%以上	□ d 劣っている a~cに該当しない	

II. 品質

●評価対象項目

☐ ☐ 1 伐開・伐根作業により発生して伐開木、根株、枝条等が適切に処理されていることが確認できる。
☐ ☐ 2 掘削面の土砂等は、乱さないように丁寧に漉き取り、適切な場所に搬出していることが確認できる。
☐ ☐ 3 基礎地盤が急勾配の斜面では、法面の崩壊や不等沈下の防止のため段切等適切に施工していることが確認できる。
☐ ☐ 4 盛土中の暗渠・管等の構造物のある場合は偏圧の架からないよう施工していることが確認できる。
☐ ☐ 5 路床、排水路等は設計図書により施工・管理されており、その出来形についても適切に確認できる。
☐ ☐ 6 着手前に、崩壊、湧水等を調査確認し、適切な排水対策が実施されていることが確認できる。
☐ ☐ 7 地すべり、崩壊等のある場合は、適切な予防法により工夫され施工されていることが確認できる。
☐ ☐ 8 掘削等により、立木等に損傷を与えず、また飛散の防止等にも注意を払って施工されていることが確認できる。
☐ ☐ 9 道路の横断勾配、幅員・基準高、土質等について設計図書等に基づき適切に施工管理されており仕上がりも基準値を満足していることが確認できる。
☐ ☐ 10 仮設道路、排水施設について設計図書により施工・管理され、出来形も適切に管理されている。
☐ ☐ 11 その他 理由：

d ☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。
e ☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

III. 出来ばえ

●評価対象項目

☐ ☐ 1 切取勾配が確保され、法面の仕上げがよい。
☐ ☐ 2 盛土勾配が確保され法面の仕上げがよい。
☐ ☐ 3 道路の形状（線形、拡幅、縦、横断勾配、土側溝）がよい。
☐ ☐ 4 構造物へのすりつけ及び良質土砂等の流用状況がよい。
☐ ☐ 5 土工の仕上げがよい。
☐ ☐ 6 全体的な美観が良い。
☐ ☐ 7 残土処理等が適切である。

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値(　%)＝該当項目(　)／評価対象項目(　)
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はC評価とする。

別紙-3　　工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表　　（検査員）

判断基準		a	a’	b	b’	c	d	e
評価値	90%以上	ばらつき50%以下	ばらつき80%以下	ばらつき80%超える ばらつき判断不能				
	75%以上 90%未満		ばらつき50%以下	ばらつき80%以下	ばらつき80%超える ばらつき判断不能			
	60%以上 75%未満			ばらつき50%以下	ばらつき80%以下	ばらつき80%超える ばらつき判断不能		
	60%未満				ばらつき50%以下	ばらつき80%以下 ばらつき80%超える		

別紙-3③-15　海岸工事

考査項目	細別	□ a	□ a’	□ b	□ b’	□ c	□ d	□ e
3.出来形及び出来ばえ	II.品質	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。〈判断基準値参照〉 [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ ばらつきの判断は別紙-4参照　☑ ばらつき 50% 以内　□ ばらつき 80% 以内　□ ばらつき 80% 超える					品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
		●評価対象項目 □ □ 1 コンクリートの圧縮強度を管理し、必要な強度に達した後に型枠及び支保工の取り外し行っていることが確認できる。 □ □ 2 運搬、打設、締固めが、気象条件に適しており、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ □ 3 圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。 □ □ 4 コンクリートブロックの転置及び仮置にあたって、強度確認を行っている。 □ □ 5 転倒や崩壊が無いようコンクリートブロックの仮置を行っていることが確認できる。 □ □ 6 捨石基礎の均し面を平坦に仕上げられているのが確認できる。 □ □ 7 工事期間中、1日1回は潮位観測を実施して記録していることが確認出来る。 □ □ 8 台風などの異常気象に備えて施工前に避難場所の確保及び退避設備の対策を講じていることが確認できる。 □ □ 9 その他　理由： d □ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。 e □ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。						
	III.出来ばえ	□ a 優れている 履行3項目以上で77%以上		□ b やや優れている 履行3項目以上で63%以上		■ c 他の評価に該当しない 履行2項目以下または50%以上	□ d 劣っている a~cに該当しない	
		●評価対象項目 □ □ 1 コンクリート構造物の表面が良い。 □ □ 2 コンクリート構造物の通りが良い。 □ □ 3 天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。 □ □ 4 クラックが無い。 □ □ 5 漏水が無い。 □ □ 6 全体的な美観が良い。						

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値(　%)＝該当項目(　)／評価対象項目(　)
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はC評価とする。

別紙-3

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

（検査員）

判断基準		a	a’	b	b’	c	d	e
評価値	90%以上	ばらつき50%以下	ばらつき80%以下	ばらつき80%超える ばらつき判断不能				
	75%以上 90%未満		ばらつき50%以下	ばらつき80%以下	ばらつき80%超える ばらつき判断不能			
	60%以上 75%未満			ばらつき50%以下	ばらつき80%以下	ばらつき80%超える ばらつき判断不能		
	60%未満				ばらつき50%以下	ばらつき80%以下 ばらつき80%超える		

別紙-3③-19　護岸・根固・水制工事

考査項目	細別	□ a	□ a’	□ b	□ b’	□ c	□ d	□ e
3. 出来形及び出来ばえ	II. 品質	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。〈判断基準値参照〉 [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ ばらつきの判断は別紙-4参照　☑ ばらつき 50% 以内　□ ばらつき 80% 以内　□ ばらつき 80% 超える					品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
		●評価対象項目 □ □ 1 施工基面を平滑に仕上げられていることが確認できる。 □ □ 2 裏込材及び胴込めコンクリートの締固めを、空隙が生じ無いよう十分に行っていることが確認できる。 □ □ 3 緑化ブロック、石積（張）、法枠、かごマット等における材料のかみ合わせ又は連結が、裏込材の吸い出しが無いよう行っていることが確認できる。 □ □ 4 石積（張）工において、大きさ及び重さが設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ □ 5 護岸工の端部や曲線部の処理が適切であり、必要な強度及び水密性を確保していることが確認できる。 □ □ 6 遮水シートが所定の幅で重ね合わせられ、端部処理が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ □ 7 植生工で、植生の種類、品質、配合及び養生が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ □ 8 根固工、水制工、沈床工、捨石工等で、材料の連結及びかみ合わせが設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ □ 9 指定材料の品質が、証明書類で確認できる。 □ □ 10 基礎工において、堀り過ぎが無く施工していることが確認できる。 □ □ 11 コンクリートブロック等を損傷無く設置していることが確認できる。 □ □ 12 施工にあたって、床堀箇所の湧水及び滞水等は、排除して施工していることが確認できる。 □ □ 13 埋戻し材料について、床堀箇所の仕様を満足していることが確認できる。 □ □ 14 有害なクラックが無い □ □ 15 その他　理由： d □ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。 e □ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。						
	III. 出来ばえ	□ a 優れている 履行3項目以上で77%以上		□ b やや優れている 履行3項目以上で63%以上		■ c 他の評価に該当しない 履行2項目以下または50%以上	□ d 劣っている a～cに該当しない	
		●評価対象項目 □ □ 1 通りがよい。 □ □ 2 材料のかみ合わせがよくクラックが無い。 □ □ 3 天端及び端部の仕上げが良い。 □ □ 4 既設構造物とのすりつけが良い。 □ □ 5 全体的な美観が良い。						

① 当該｢評価対象項目｣のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値(　%)＝該当項目(　)／評価対象項目(　)
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はC評価とする。

別紙-3　　工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表　　（検査員）

判断基準		a	a’	b	b’	c	d	e
評価値	90%以上	ばらつき50%以下	ばらつき80%以下	ばらつき80%超える ばらつき判断不能				
	75%以上 90%未満		ばらつき50%以下	ばらつき80%以下	ばらつき80%超える ばらつき判断不能			
	60%以上 75%未満			ばらつき50%以下	ばらつき80%以下	ばらつき80%超える ばらつき判断不能		
	60%未満				ばらつき50%以下	ばらつき80%以下 ばらつき80%超える		

別紙-3③-16　トンネル工事

考査項目	細別	□ a	□ a’	□ b	□ b’	□ c	□ d	□ e
3. 出来形及び出来ばえ	II. 品質	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。〈判断基準値参照〉 [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ ばらつきの判断は別紙-4参照　☑ ばらつき 50% 以内　□ ばらつき 80% 以内　□ ばらつき 80% 超える					品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
		●評価対象項目 □ □ 1 コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており､コンクリートの品質(強度・w／c・最大骨材粒径・塩化物総量・単位水量・アルカリ骨材反応抑制等）が確認できる。 □ □ 2 コンクリート受け入れ時時に必要な試験を実施しており、温度・スランプ・空気量等の測定結果が確認できる。 □ □ 3 圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。 □ □ 4 施工条件及び気象条件に適した運搬時間､打設方法及び締固め方法が、定められた条件を満足していることが確認できる。 □ □ 5 吹付コンクリートの配合及びロックボルトの種別、規格が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ □ 6 設計図書に定められた岩区分（支保工パターン含む）の境界を確認し施工を行っていることが確認できる。 □ □ 7 坑内観察調査などについて、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ □ 8 金網の継ぎ目を15cm以上重ね合わせて施工していることが確認できる。 □ □ 9 吹付コンクリートの施工にあたって、浮石等を除いた後に､吹付コンクリートの一層の厚さが15cm以下で地山と密着するよう施工していることが確認できる。 □ □ 10 吹付コンクリートを打継ぎする場合は、吹き付け完了面を清掃した上、湿潤状態で施工していることが確認できる。 □ □ 11 ロックボルトの定着長が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ □ 12 防水工に防水シートを使用する場合は、ロックボルト等の突起物にモルタルや保護マット等で防護対策を行っていることが確認できる。 □ □ 13 逆巻の場合において、側壁コンクリートとアーチコンクリートの打継目が同一線上で施工していないことが確認できる。 □ □ 14 その他　理由： d □ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。 e □ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。						
	III. 出来ばえ	□ a　優れている 履行３項目以上で77%以上		□ b やや優れている 履行３項目以上で63%以上		■ c 他の評価に該当しない 履行２項目以下または50%以上	□ d 劣っている a～cに該当しない	
		●評価対象項目 □ □ 1 コンクリート構造物の表面が良い。 □ □ 2 コンクリート構造物の通りが良い。 □ □ 3 天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。 □ □ 4 クラックが無い。 □ □ 5 漏水が無い。 □ □ 6 全体的な美観が良い。						

① 当該｢評価対象項目｣のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値(　%)＝該当項目(　)／評価対象項目(　)
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はC評価とする。

別紙-3　　工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表　　（検査員）

判断基準		a	a’	b	b’	c	d	e
評価値	90%以上	ばらつき50%以下	ばらつき80%以下	ばらつき80%超える ばらつき判断不能				
	75%以上 90%未満		ばらつき50%以下	ばらつき80%以下	ばらつき80%超える ばらつき判断不能			
	60%以上 75%未満			ばらつき50%以下	ばらつき80%以下	ばらつき80%超える ばらつき判断不能		
	60%未満				ばらつき50%以下	ばらつき80%以下 ばらつき80%超える		

別紙-3③-17-1盛土、築堤等工事

考査項目	細別	□ a	□ a’	□ b	□ b’	□ c	□ d	□ e
3.出来形及び出来ばえ	II.品質	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。〈判断基準値参照〉 [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ばらつきの判断は別紙-4参照　☑ ばらつき 50% 以内　□ ばらつき 80% 以内　□ ばらつき 80% 超える					品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
		●評価対象項目 □ □ 1 雨水による崩壊が起こらないように、排水対策を実施していることが確認できる。 □ □ 2 段切りを設計図書に基づき行っていることが確認できる。 □ □ 3 置換えのための掘削を行うにあたり、掘削面以下を乱さないように施工していることが確認できる。 □ □ 4 締固めが設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。 □ □ 5 一層あたりのまき出し厚を管理していることが確認できる。 □ □ 6 芝付け及び種子吹付を設計図書に定められた条件で行っていることが確認できる。 □ □ 7 構造物周辺の締固めを設計図書に定められた条件で行っていることが確認できる。 □ □ 8 土羽土の土質が設計図書を満足していることが確認できる。 □ □ 9 CBR試験などの品質管理に必要な試験を行っていることが確認できる。 □ □ 10 法面に有害な亀裂が無い。 □ □ 11 伐開除根作業が設計図書に定められた条件を満足している。 □ □ 12 その他　理由： d □ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。 e □ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。						
	III.出来ばえ	□ a 優れている 履行3項目以上で77%以上		□ b やや優れている 履行3項目以上で63%以上		■ c 他の評価に該当しない 履行2項目以下または50%以上	□ d 劣っている a〜cに該当しない	
		●評価対象項目 □ □ 1 仕上げが良い。 □ □ 2 通りが良い。 □ □ 3 天端及び端部処理が良い。 □ □ 4 構造物へのすりつけなどが良い。 □ □ 5 全体的な美観が良い。						

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値(　%)＝該当項目(　)／評価対象項目(　)
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はC評価とする。

別紙-3

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

（検査員）

判断基準		a	a’	b	b’	c	d	e
評価値	90%以上	ばらつき50%以下	ばらつき80%以下	ばらつき80%超える ばらつき判断不能				
	75%以上 90%未満		ばらつき50%以下	ばらつき80%以下	ばらつき80%超える ばらつき判断不能			
	60%以上 75%未満			ばらつき50%以下	ばらつき80%以下	ばらつき80%超える ばらつき判断不能		
	60%未満				ばらつき50%以下	ばらつき80%以下 ばらつき80%超える		

別紙-3③-17-2 切土工事

考査項目	細別	□ a	□ a’	□ b	□ b’	□ c	□ d	□ e
3.出来形及び出来ばえ	II. 品質	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。〈判断基準値参照〉 [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ ばらつきの判断は別紙-4参照　☑ ばらつき 50% 以内　□ ばらつき 80% 以内　□ ばらつき 80% 超える					品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
		●評価対象項目 □ □ 1 雨水による崩壊が起こらないように、排水対策を実施していることが確認できる。 □ □ 2 段切りを設計図書に基づき行っていることが確認できる。 □ □ 3 置換えのための掘削を行うにあたり、掘削面以下を乱さないように施工していることが確認できる。 □ □ 4 締固めが設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。 □ □ 5 一層あたりのまき出し厚を管理していることが確認できる。 □ □ 6 芝付け及び種子吹付を設計図書に定められた条件で行っていることが確認できる。 □ □ 7 構造物周辺の締固めを設計図書に定められた条件で行っていることが確認できる。 □ □ 8 土羽土の土質が設計図書を満足していることが確認できる。 □ □ 9 CBR試験などの品質管理に必要な試験を行っていることが確認できる。 □ □ 10 法面に有害な亀裂が無い。 □ □ 11 伐開除根作業が設計図書に定められた条件を満足している。 □ □ 12 その他　理由： d □ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。 e □ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。						
	III. 出来ばえ	□ a 優れている 履行3項目以上で77%以上		□ b やや優れている 履行3項目以上で63%以上		■ c 他の評価に該当しない 履行2項目以下または50%以上	□ d 劣っている a~cに該当しない	
		●評価対象項目 □ □ 1 規定された勾配が確保されている。 □ □ 2 切土法面の施工にあたって、法面の浮き石が除去されているなど、適切に施工されている。 □ □ 3 法面勾配の変化部について、干渉部を設けるなど適切に施工されている。 □ □ 4 滞水などによる施工面の損傷が発生しないよう処理が行われている。 □ □ 5 関係構造物等との取り合いが設計図書を満足するよう施工されている。 □ □ 6 全体的な美観が良い。						

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値(　%)＝該当項目(　)／評価対象項目(　)
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はC評価とする。

別紙-3　　　　工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表　　　　（検査員）

判断基準		a	a’	b	b’	c	d	e
評価値	90%以上	ばらつき50%以下	ばらつき80%以下	ばらつき80%超える ばらつき判断不能				
	75%以上 90%未満		ばらつき50%以下	ばらつき80%以下	ばらつき80%超える ばらつき判断不能			
	60%以上 75%未満			ばらつき50%以下	ばらつき80%以下	ばらつき80%超える ばらつき判断不能		
	60%未満				ばらつき50%以下	ばらつき80%以下 ばらつき80%超える		

別紙-3③-14-1 砂防構造物工事

考査項目	細別	□ a	□ a’	□ b	□ b’	□ c	□ d	□ e
3.出来形及び出来ばえ	II.品質	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。〈判断基準値参照〉 [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ ばらつきの判断は別紙-4参照　☑ ばらつき 50% 以内　□ ばらつき 80% 以内　□ ばらつき 80% 超える					品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
		●評価対象項目 □ □ 1 コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており､コンクリートの品質（強度・w／c・最大骨材粒径・塩化物総量・単位水量・アルカリ骨材反応抑制等）が確認できる。 □ □ 2 コンクリート受け入れ時時に必要な試験を実施しており、温度・スランプ・空気量等の測定結果が確認できる。 □ □ 3 圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。 □ □ 4 運搬時間､打設時の投入高さ､締固時のバイブレータの機種及び養生方法が、施工条件及び気象条件に適しており、定められた条件を満足していることが確認できる。 （寒中及び暑中コンクリート等を含む） □ □ 5 コンクリートの圧縮強度を管理しており、必要な強度に達した後に型枠及び支保工の取り外しを行っていることが確認できる。 □ □ 6 地山との取り合わせを適切に行っていることが確認できる。 □ □ 7 鉄筋または鋼材の品質が、証明書類で確認できる。 □ □ 8 有害なクラックが無い。 □ □ 9 コンクリート打設までさび、どろ、油等の有害物が、鉄筋に付着しないよう保管管理していることが確認できる。 □ □ 10 鉄筋の組立及び加工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ □ 11 施工基面が平滑に仕上げられていることが確認できる。 □ □ 12 アンカーの施工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ □ 13 ボルトの締付確認が実施され、記録を保管していることが確認できる。 □ □ 14 ボルトの締付機及び測定機器のキャリブレーションを実施していることが確認できる。 □ □ 15 その他　理由： d □ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。 e □ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。						
	III.出来ばえ	□ a　優れている 履行３項目以上で77%以上		□ b やや優れている 履行３項目以上で63%以上		■ c 他の評価に該当しない 履行２項目以下または50%以上	□ d 劣っている a～cに該当しない	
		●評価対象項目 □ □ 1 コンクリート構造物の表面が良い。 □ □ 2 コンクリート構造物の通りが良い。 □ □ 3 天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。 □ □ 4 クラックが無い。 □ □ 5 漏水が無い。 □ □ 6 全体的な美観が良い。						

① 当該｢評価対象項目｣のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値(　%)＝該当項目(　)／評価対象項目(　)
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はＣ評価とする。

判断基準		a	a’	b	b’	c	d	e
評価値	90%以上	ばらつき50%以下	ばらつき80%以下	ばらつき80%超える ばらつき判断不能				
	75%以上 90%未満		ばらつき50%以下	ばらつき80%以下	ばらつき80%超える ばらつき判断不能			
	60%以上 75%未満			ばらつき50%以下	ばらつき80%以下	ばらつき80%超える ばらつき判断不能		
	60%未満				ばらつき50%以下	ばらつき80%以下 ばらつき80%超える		

別紙-3③-14-2 地すべり工事 (抑止杭・集水井工事を含む)

考査項目	細別	□ a	□ a’	□ b	□ b’	□ c	□ d	□ e
3.出来形及び出来ばえ	II. 品質	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。〈判断基準値参照〉 [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ ばらつきの判断は別紙-4参照　☑ ばらつき 50% 以内　□ ばらつき 80% 以内　□ ばらつき 80% 超える					品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

●評価対象項目

□ □ 1 コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており､コンクリートの品質（強度・w／c・最大骨材粒径・塩化物総量・単位水量・アルカリ骨材反応抑制等）が確認できる。
□ □ 2 コンクリート受け入れ時時に必要な試験を実施しており、温度・スランプ・空気量等の測定結果が確認できる。
□ □ 3 圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。
□ □ 4 運搬時間､打設時の投入高さ､締固時のバイブレータの機種及び養生方法が、施工条件及び気象条件に適しており、定められた条件を満足していることが確認できる。（寒中及び暑中コンクリート等を含む）
□ □ 5 コンクリートの圧縮強度を管理しており、必要な強度に達した後に型枠及び支保工の取り外しを行っていることが確認できる。
□ □ 6 地山との取り合わせを適切に行っていることが確認できる。
□ □ 7 鉄筋または鋼材の品質が、証明書類で確認できる。
□ □ 8 有害なクラックが無い。
□ □ 9 アンカーの施工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ □ 10 ライナープレートの組み立てにあたり、偏心と歪みに配慮し施工していることが確認できる。
□ □ 11 ライナープレートと地山との隙間が少なくなるように施工していることが確認できる。
□ □ 12 集・排水ボーリング工の方向及び角度が、適正となるように施工上の配慮をしていることが確認できる。
□ □ 13 その他　理由：

d □ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。
e □ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

細別	a	a’	b	b’	c	d	e
III. 出来ばえ	□ a 優れている 履行3項目以上で77%以上		□ b やや優れている 履行3項目以上で63%以上		■ c 他の評価に該当しない 履行2項目以下または50%以上	□ d 劣っている a～cに該当しない	

●評価対象項目

□ □ 1 地山との取り合いが良い。
□ □ 2 天端、端部の仕上げが良い
□ □ 3 施工管理記録などから不可視部分の出来ばえの良さが伺える。
□ □ 4 全体的な美観が良い。

① 当該｢評価対象項目｣のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値(　%)＝該当項目(　)／評価対象項目(　)
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はC評価とする。

別紙-3　　　　工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表　　　　（検査員）

判断基準		a	a’	b	b’	c	d	e
評価値	90%以上	ばらつき50%以下	ばらつき80%以下	ばらつき80%超える ばらつき判断不能				
	75%以上 90%未満		ばらつき50%以下	ばらつき80%以下	ばらつき80%超える ばらつき判断不能			
	60%以上 75%未満			ばらつき50%以下	ばらつき80%以下	ばらつき80%超える ばらつき判断不能		
	60%未満				ばらつき50%以下	ばらつき80%以下 ばらつき80%超える		

別紙-3③-34　柵工、筋工、伏工工事

考査項目	細別	□ a	□ a’	□ b	□ b’	□ c	□ d	□ e
3.出来形及び出来ばえ	II.品質	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。〈判断基準値参照〉 [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ ばらつきの判断は別紙-4参照　☑ ばらつき 50% 以内　□ ばらつき 80% 以内　□ ばらつき 80% 超える					品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
		●評価対象項目 □ □ 1 仕様書等で定められている品質管理が実施されていることが確認できる。 □ □ 2 材料の品質規定証明書が整備されていることが確認できる。 □ □ 3 各工種の施工に適した法面整形、階段切付が行われており、障害となる根株、転石等が除去されていることが確認できる。 □ □ 4 雨水等による崩落を防止するため排水対策が実施されていることが確認できる。 □ □ 5 端部における地山とのすりつけにきめ細かい注意を行っていることが確認できる。 □ □ 6 植生の生育に配慮した丁寧な施工がなされていることが確認できる。 □ □ 7 植栽木に損傷や病害虫がなく、植栽、施肥の施工にあたり、苗木の生育に配慮した丁寧な施工がなされていることが確認できる。 □ □ 8 背面土の流失防止に配慮した施工がなされていることが確認できる。 □ □ 9 各工種の特徴、要点を理解し、施工に創意工夫が確認できる。 □ □ 10 その他　理由： d □ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。 e □ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。						
	III.出来ばえ	□ a 優れている 履行3項目以上で77%以上		□ b やや優れている 履行3項目以上で63%以上		■ c 他の評価に該当しない 履行2項目以下または50%以上	□ d 劣っている a～cに該当しない	
		●評価対象項目 □ □ 1 とおりがよい。 □ □ 2 材料の連結、かみ合わせがよい。 □ □ 3 構造物へのすりつけがよい。 □ □ 4 全体的な美観が良い。						

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値(　%)＝該当項目(　)／評価対象項目(　)
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はＣ評価とする。

別紙-3　工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表　（検査員）

判断基準		a	a'	b	b'	c	d	e
評価値	90%以上	ばらつき50%以下	ばらつき80%以下	ばらつき80%超える ばらつき判断不能				
	75%以上 90%未満		ばらつき50%以下	ばらつき80%以下	ばらつき80%超える ばらつき判断不能			
	60%以上 75%未満			ばらつき50%以下	ばらつき80%以下	ばらつき80%超える ばらつき判断不能		
	60%未満				ばらつき50%以下	ばらつき80%以下 ばらつき80%超える		

別紙-3③-33　フィルダム・ため池工事

考査項目	細別	□ a	□ a'	□ b	□ b'	□ c	□ d	□ e
3.出来形及び出来ばえ	II.品質	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。〈判断基準値参照〉 [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ばらつきの判断は別紙-4参照　☑ ばらつき 50% 以内　□ ばらつき 80% 以内　□ ばらつき 80% 超える					品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
		●評価対象項目 □ □ 1 仕様書等で定められている品質管理が実施されていることが確認できる。 □ □ 2 材料の品質規定証明書が整備されていることが確認できる。 □ □ 3 法面等が平滑に仕上げられていることが確認できる。 □ □ 4 雨水による崩壊防止対策、流入水等の排水対策が適切に実施されていることが確認できる。 □ □ 5 基礎基盤の整形、清掃、湧水処理が適切に実施されていることが確認できる。 □ □ 6 段切り等が施工前に設計図書に基づき適切に施工されていることが確認できる。 □ □ 7 盛土材料は指定する区域から採取計画に基づき採取し、有害物の除去、含水比等について適切な管理がなされていることが確認できる。 □ □ 8 刃金土は仕様書等に基づき適切な施工がなされ、締め固め密度も規格値を余裕をもって満足していることが確認できる。 □ □ 9 基礎基盤の整形、清掃、湧水処理が適切に実施されていることが確認できる。 □ □ 10 鉄筋の組立、継ぎ手部、かぶりは設計図書に示されたとおりに施工していることが確認できる。 □ □ 11 コンクリート供試体が当該現場のものであることが確認できる。 □ □ 12 堤体に接する構造物周辺の盛土、埋戻土の施工にあたり、コンクリートが所定の強度に達したことを確認し施工していることが確認できる。 □ □ 13 旧施設の取り壊し、撤去にあたり形状・寸法が確認できるよう管理するとともに、残存する場合は漏水の原因とならないよう適切に処理されていることが確認できる。 □ □ 14 その他　理由： d □ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。 e □ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。						
	III.出来ばえ	□ a 優れている 履行3項目以上で77%以上		□ b やや優れている 履行3項目以上で63%以上		■ c 他の評価に該当しない 履行2項目以下または50%以上	□ d 劣っている a～cに該当しない	
		●評価対象項目 □ □ 1 とおりがよい。 □ □ 2 材料の連結、かみ合わせがよい。 □ □ 3 構造物へのすりつけがよい。 □ □ 4 全体的な美観が良い。						

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値(　%)＝該当項目(　)／評価対象項目(　)
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はＣ評価とする。

別紙-3　　工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表　　（検査員）

判断基準		a	a’	b	b’	c	d	e
評価値	90%以上	ばらつき50%以下	ばらつき80%以下	ばらつき80%超える ばらつき判断不能				
	75%以上 90%未満		ばらつき50%以下	ばらつき80%以下	ばらつき80%超える ばらつき判断不能			
	60%以上 75%未満			ばらつき50%以下	ばらつき80%以下	ばらつき80%超える ばらつき判断不能		
	60%未満				ばらつき50%以下	ばらつき80%以下 ばらつき80%超える		

別紙-3③-28　共同溝シールド工事

考査項目	細別	□ a	□ a’	□ b	□ b’	□ c	□ d	□ e
3.出来形及び出来ばえ	II.品質	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。〈判断基準値参照〉 [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ ばらつきの判断は別紙-4参照　□ ばらつき 50% 以内　□ ばらつき 80% 以内　□ ばらつき 80% 超える					品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
		●評価対象項目 □ □ 1 作業残土の処理が、資料により確実に実施されているか確認できる。 □ □ 2 裏込め注入について、注入量・注入圧力の管理・記録が適切になされていることが確認できる。 □ □ 3 シールド設備工（坑内外）については、的確に実施されていることが確認できる。 □ □ 4 セグメントの品質が、工場管理資料より的確に確認できる。 □ □ 5 不可視部分の写真記録が適正であることが確認できる。 □ □ 6 その他　理由： d □ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。 e □ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。						
	III.出来ばえ	□ a 優れている 履行3項目以上で77%以上		□ b やや優れている 履行3項目以上で63%以上		■ c 他の評価に該当しない 履行2項目以下または50%以上	□ d 劣っている a～cに該当しない	
		●評価対象項目 □ □ 1 RCセグメントの割れ・カケがない。 □ □ 2 継ぎ手面の防水が確実になされている。 □ □ 3 セグメント間の目違い、段差が少ない。 □ □ 4 ボルトの締め付け状況がよい。 □ □ 5 全体的な美観が良い。						

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値(　%)＝該当項目(　)／評価対象項目(　)
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はC評価とする。

別紙-3

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

（検査員）

	a	a’	b	b’	c	d	e
判断基準	ばらつきを考慮しない 履行３項目以上 評価値90%以上	ばらつきを考慮しない 履行３項目以上 評価値75%以上90%未満	ばらつきを考慮しない 履行３項目以上 評価値60%以上75%未満	ばらつきを考慮しない 履行３項目以上 評価値60%未満	ばらつきを考慮しない 履行２項目以上 評価値60%未満		

別紙-3③-　機械設備工事 (土木)

考査項目	細別	□ a	□ a’	□ b	□ b’	□ c	□ d	□ e
3．出来形及び出来ばえ	II．品質	優れている 履行３項目以上で90%以上	bより優れている 履行３項目以上で75%以上90%未満	やや優れている 履行３項目以上で60%以上75%未満	cより優れている 履行３項目以上で60%未満	他の評価に該当しない 履行２項目以下または60%未満	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
		●評価対象項目 □ □ 1 材料、部品の品質照合の書類（現物照合）を整理し品質の確認ができる。 □ □ 2 設備の機能及び性能が、承諾図書のとおり確保され、品質の確認ができる。 □ □ 3 設計図書の仕様を踏まえた詳細設計を行い、承諾図書として提出していることが確認できる。 □ □ 4 機器の機能及び性能に係わる成績書が整理され、品質の確認ができる。 □ □ 5 溶接管理基準の品質管理項目について、品質管理書類を整理し品質の確認ができる。 □ □ 6 塗装管理基準の品質管理項目について、品質管理書類を整理し品質の確認ができる。 □ □ 7 操作制御設備について、操作ｽｲｯﾁや表示灯が承諾図書のとおり配置され、操作性にすぐれていることが確認ができる。 □ □ 8 操作制御設備の安全装置及び保護装置の機能・性能確認試験について、試験書類を整理し品質の確認ができる。 □ □ 9 小配管、電気配線、配管が承諾図書のとおり敷設していることが確認できる。 □ □ 10 設備の取扱説明書を工夫していることが確認できる。 □ □ 11 完成図書（取扱説明書）に部品等の点検及び交換方法について、まとめていることが確認できる。 □ □ 12 機器の配置が点検しやすいよう工夫していることが確認できる。 □ □ 13 設備の構造や機器の配置が、交換頻度の高い部品等の交換作業を容易にできるよう工夫していることが確認できる。 □ □ 14 二次コンクリートの配合試験及び試験練りを実施し、試験成績表にまとめていることが確認できる。 □ □ 15 バルブ類の平時の状態を示すラベルなどが見やすい状態で表示してあることが確認できる。 □ □ 16 計器類に運転時の適用範囲を見やすく表示していることが確認出来る。 □ □ 17 回転部や高温部等の危険箇所に表示又は防護をしていることが確認出来る。 □ □ 18 構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。 □ □ 19 現地状況を勘案し、施工方法等についての提案を行うなど積極的に取り組んでいることが確認できる。 □ □ 20 その他　理由： d □ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。 e □ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。						
	III．出来ばえ	□ a　優れている 履行３項目以上で77%以上		□ b やや優れている 履行３項目以上で63%以上		■ c 他の評価に該当しない 履行２項目以下または50%以上	□ d 劣っている a～cに該当しない	
		●評価対象項目 □ □ 1 主設備、関連設備、操作制御設備が全体的に統制されており、運転操作性が良い。 □ □ 2 きめ細かな施工がなされている。 □ □ 3 土木構造物、既設設備等とのすりつけが良い。 □ □ 4 溶接、塗装、組立等にあたって、細部に渡る配慮がなされている。 □ □ 5 全体的な美観が良い。						

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値(　%)＝該当項目(　)／評価対象項目(　)
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はC評価とする。

別紙-3

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

（検査員）

判断基準	a	a’	b	b’	c	d	e
	ばらつきを考慮しない 履行３項目以上 評価値90%以上	ばらつきを考慮しない 履行３項目以上 評価値75%以上90%未満	ばらつきを考慮しない 履行３項目以上 評価値60%以上75%未満	ばらつきを考慮しない 履行３項目以上 評価値60%未満	ばらつきを考慮しない 履行２項目以上 評価値60%未満		

別紙-3③-8　電気設備工事 (土木)

考査項目	細　別	□ a	□ a’	□ b	□ b’	□ c	□ d	□ e
3．出来形及び出来ばえ	II．品質	優れている 履行３項目以上で90%以上	bより優れている 履行３項目以上で75%以上90%未満	やや優れている 履行３項目以上で60%以上75%未満	cより優れている 履行３項目以上で60%未満	他の評価に該当しない 履行２項目以下または60%未満	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

●評価対象項目

- □ □ 1 製作着手前に、品質や性能の確保に係る技術検討が実施していることが確認出来る。
- □ □ 2 材料・部品の品質照合の結果が品質保証書等（現物照合を含む）で確認でき、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □ □ 3 機器の品質、機能及び性能が設計図書を満足して、成績書にまとめられていることが確認できる。
- □ □ 4 操作スイッチや表示灯が承諾図書のとおり配置され、操作性に優れていることが確認できる。
- □ □ 5 ケーブル及び配管の接続などの作業が、施工計画書に記載された手順に沿って行われ、不具合が無いことが確認できる。
- □ □ 6 設備の機能及び性能が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □ □ 7 操作制御関係の機能及び性能が、設計図書の仕様を満足しているとともに、必要な安全装置及び保護装置の作動が確認できる。
- □ □ 8 設備の総合性能が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □ □ 9 現場条件によって機器（製品）の機能及び性能が確認できない場合において、工場試験などで確認していることが確認できる。
- □ □ 10 設備全体についての取扱説明書を工夫し作成（修繕（改造・更新含む）の場合は、修正又は更新）していることが確認できる。
- □ □ 11 完成図書で定期的な点検や交換を要する部品及び箇所を明示していることが確認できる。
- □ □ 12 設備の構造において、点検や消耗品の取替え作業が容易にできるよう工夫していることが確認できる。
- □ □ 13 その他　理由：

d □ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。
e □ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

細別							
III．出来ばえ	□ a 優れている 履行３項目以上で77%以上	＼	□ b やや優れている 履行３項目以上で63%以上	＼	■ c 他の評価に該当しない 履行２項目以下または50%以上	□ d 劣っている a～cに該当しない	＼

●評価対象項目

- □ □ 1 きめ細やかな施工がなされている。
- □ □ 2 公共物としての安全性の確保、環境及び維持管理等への配慮がなされている。
- □ □ 3 動作状態において、電気的及び機械的な異常が無く、総合的な機能及び運用性が良い
- □ □ 4 ケーブル等の接続方法及び収納状況が適切である。
- □ □ 5 操作、保守点検等の容易さを確保するための配慮がなされている。
- □ □ 6 全体的な美観が良い。

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値(　%)＝該当項目(　)／評価対象項目(　)
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はC評価とする。

別紙-3

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

（検査員）

判断基準		a	a’	b	b’	c	d	e
評価値	90%以上	ばらつき50%以下	ばらつき80%以下	ばらつき80%超える ばらつき判断不能				
	75%以上 90%未満		ばらつき50%以下	ばらつき80%以下	ばらつき80%超える ばらつき判断不能			
	60%以上 75%未満			ばらつき50%以下	ばらつき80%以下	ばらつき80%超える ばらつき判断不能		
	60%未満				ばらつき50%以下	ばらつき80%以下 ばらつき80%超える		

別紙-3③-23　通信設備工事、受変電設備工事、その他類似工事 (土木)

考査項目	細別	□ a	□ a’	□ b	□ b’	□ c	□ d	□ e
3. 出来形及び出来ばえ	II. 品質	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。〈判断基準値参照〉 [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ ばらつきの判断は別紙-4参照　☑ ばらつき 50% 以内　□ ばらつき 80% 以内　□ ばらつき 80% 超える					品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
		●評価対象項目 □ □ 1 設計図書で定められている品質管理を実施されていることが確認できる。 □ □ 2 材料及び構成部品の品質及び形状について、設計図書等と適合が確認できる証明書を整備していることが確認できる。 □ □ 3 材料の品質照合の結果が、品質保証書等（現物照合を含む）で確認でき、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ □ 4 設備、機器の品質、機能及び性能が、成績等で確認でき、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ □ 5 ケーブル及び配管の接続などの作業が、施工計画書に記載された手順に沿って行われ、不具合がないことが確認できる。 □ □ 6 設備全体としての運転性能が所定の能力を満足していることが確認できる。 □ □ 7 完成図書において、設備の機能並びに性能及び操作方法が容易に判断できる資料を整備していることが確認できる。 □ □ 8 完成図書において、単体品の製造年月日及び製造者が判別できる資料を整備していることが確認できる。 □ □ 9 設備全体及び各機器において、設計図書に規定した品質及び性能を工場試験記録により確認できる。 □ □ 10 設備全体についての取扱説明書を工夫していることが確認できる。 □ □ 11 完成図書で定期な点検や交換を要する部品及び箇所えを明示していることが確認できる。 □ □ 12 設備の構造において、点検や消耗品の取替え作業が容易にできるよう工夫していることが確認できる。 □ □ 13 その他　理由： d □ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。 e □ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。						
	III. 出来ばえ	□ a 優れている 履行3項目以上で77%以上		□ b やや優れている 履行3項目以上で63%以上		■ c 他の評価に該当しない 履行2項目以下または50%以上	□ d 劣っている a~cに該当しない	
		●評価対象項目 □ □ 1 主設備、関連設備等にきめ細かな施工がされている。 □ □ 2 公共物として、安全の確保、環境及び維持管理等への配慮がされている。 □ □ 3 動作状態において、電気的及び気化器的な異常が無く、総合的な機能や運用が良い。 □ □ 4 当該設備及び関連設備が全体的に強調及び統制され、統合的な性能向上への配慮がなされている。 □ □ 5 操作、保守点検等の容易さを確保するための配慮がされている。 □ □ 6 全体的な美観が良い。						

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値(　%)＝該当項目(　)／評価対象項目(　)
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はC評価とする。

別紙-3　　工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表　　（検査員）

判断基準	a	a’	b	b’	c	d	e
	ばらつきを考慮しない 履行３項目以上 評価値90%以上	ばらつきを考慮しない 履行３項目以上 評価値75%以上90%未満	ばらつきを考慮しない 履行３項目以上 評価値60%以上75%未満	ばらつきを考慮しない 履行３項目以上 評価値60%未満	ばらつきを考慮しない 履行２項目以上 評価値60%未満		

別紙-3③-9　建築工事 (土木)

考査項目	細別	□ a	□ a’	□ b	□ b’	□ c	□ d	□ e
3．出来形及び出来ばえ	II．品質	優れている 履行３項目以上で90%以上	bより優れている 履行３項目以上で75%以上90%未満	やや優れている 履行３項目以上で60%以上75%未満	cより優れている 履行３項目以上で60%未満	他の評価に該当しない 履行２項目以下または60%未満	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
		●評価対象項目 □ □ 1 材料の品質及び形状が設計図書等との適切性確認ができ、証明書が整備されている。 □ □ 2 部品の品質及び形状が設計図書等との適切性確認ができ、証明書が整備されている。 □ □ 3 機器等(設備等)の機能が設計図書等との適切性確認ができ、証明書が整備されている。 □ □ 4 室内の塵芥処理等が適切に行われ、納まりの事前検討も十分実施され、良質な施工が伺える。 □ □ 5 その他　理由： d □ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。 e □ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。						
	III．出来ばえ	□ a　優れている 履行３項目以上で77%以上		□ b やや優れている 履行３項目以上で63%以上		■ c 他の評価に該当しない 履行２項目以下または50%以上	□ d 劣っている a～cに該当しない	
		●評価対象項目 □ □ 1 建築物の通り、形状が良い。 □ □ 2 仕上げの均一性、平坦性が良い。 □ □ 3 機能面での配慮が適切である。 □ □ 4 防水の納まりが良好である。 □ □ 5 建具の取り付け、作動が良い。 □ □ 6 関連工事との取り合いが良い。 □ □ 7 全体的な美観が良い。						

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値(　%)＝該当項目(　)／評価対象項目(　)
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はC評価とする。

別紙-3　　工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表　　（検査員）

判断基準	a	a’	b	b’	c	d	e
	ばらつきを考慮しない 履行３項目以上 評価値90%以上	ばらつきを考慮しない 履行３項目以上 評価値75%以上90%未満	ばらつきを考慮しない 履行３項目以上 評価値60%以上75%未満	ばらつきを考慮しない 履行３項目以上 評価値60%未満	ばらつきを考慮しない 履行２項目以上 評価値60%未満		

別紙-3③-37　用排水ポンプ・構成付属設備工事 (農林)

考査項目	細別	□ a	□ a’	□ b	□ b’	□ c	□ d	□ e
3．出来形及び出来ばえ	II．品質	優れている 履行３項目以上で90%以上	bより優れている 履行３項目以上で75%以上90%未満	やや優れている 履行３項目以上で60%以上75%未満	cより優れている 履行３項目以上で60%未満	他の評価に該当しない 履行２項目以下または60%未満	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

●評価対象項目
□ □ 1 仕様書で定められている品質管理が実施されていることが確認できる。
□ □ 2 材料の品質及び形状が設計図書等との適切性確認ができ証明書が整備されていることが確認できる。
□ □ 3 部品の品質及び形状が設計図書等との適切性確認ができ証明書が整備されていることが確認できる。
□ □ 4 機械単本品の品質及び形状が設計図書等との適切性確認ができ証明書が整備されていることが確認できる。
□ □ 5 設備の機能が設計図書等との適切性確認ができ証明書が整備されている確認できる。
□ □ 6 据付基準線及び基準高は図面どおり施工されていることが確認できる。
□ □ 7 配電盤類の関係諸基準に基づき各種試験が行われていることが確認できる。
□ □ 8 配電盤類の動作試験は正常に動作したことが確認できる。
□ □ 9 電線類の接続部が適切に処理されていることが確認できる。
□ □ 10 基礎ボルトの締め付けが適切に行われていることが確認できる。
□ □ 11 シーケンスに従い正常に動作したことが確認できる。
□ □ 12 ピット内の電線類は行き先札が取り付けられ整然と配置されていることが確認できる。
□ □ 13 地中電線路等は適切な深さ及び間隔で配備されていることが確認できる。
□ □ 14 設置工事は適切な深さと関係諸基準に基づき設置されていることが確認できる。
□ □ 15 溶接施工上の注意事項（共通仕様書）が守られていることが確認できる。
□ □ 16 その他　理由：

d □ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。
e □ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

細別	a	a’	b	b’	c	d	e
III．出来ばえ	□ a 優れている 履行３項目以上で77%以上		□ b やや優れている 履行３項目以上で63%以上		■ c 他の評価に該当しない 履行２項目以下または50%以上	□ d 劣っている a～cに該当しない	

●評価対象項目
□ □ 1 主設備、関連設備等にきめ細やかな施工がなされている。
□ □ 2 溶接、塗装、組み立ての均一性がよい。
□ □ 3 製作上の補修痕跡がない。
□ □ 4 全体的な取扱いがしやすい。

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値(　%)＝該当項目(　)／評価対象項目(　)
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はC評価とする。

別紙-3

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

（検査員）

判断基準	a	a’	b	b’	c	d	e
	ばらつきを考慮しない 履行３項目以上 評価値90%以上	ばらつきを考慮しない 履行３項目以上 評価値75%以上90%未満	ばらつきを考慮しない 履行３項目以上 評価値60%以上75%未満	ばらつきを考慮しない 履行３項目以上 評価値60%未満	ばらつきを考慮しない 履行２項目以上 評価値60%未満		

別紙-3③-38　除塵設備 ・構成付属設備工事 (農林)

考査項目	細別	□ a	□ a’	□ b	□ b’	□ c	□ d	□ e
3．出来形及び出来ばえ	II．品質	優れている 履行３項目以上で90%以上	bより優れている 履行３項目以上で75%以上90%未満	やや優れている 履行３項目以上で60%以上75%未満	cより優れている 履行３項目以上で60%未満	他の評価に該当しない 履行２項目以下または60%未満	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
		●評価対象項目 □ □ 1 仕様書で定められている品質管理が実施されていることが確認できる。 □ □ 2 材料の品質及び形状が設計図書等との適切性確認ができ証明書が整備されていることが確認できる。 □ □ 3 部品の品質及び形状が設計図書等との適切性確認ができ証明書が整備されていることが確認できる。 □ □ 4 機械単本品の品質及び形状が設計図書等との適切性確認ができ証明書が整備されていることが確認できる。 □ □ 5 設備の機能が設計図書等との適切性確認ができ証明書が整備されていることが確認できる。 □ □ 6 据付基準線及び基準高は図面どおり施工されていることが確認できる。 □ □ 7 基礎ボルトの締め付けが適切に行われていることが確認できる。 □ □ 8 電線類の接続部が適切に処理されていることが確認できる。 □ □ 9 溶接施工上の注意事項（共通仕様書）が守られていることが確認できる。 □ □ 10 その他　理由： d □ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。 e □ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。						
	III．出来ばえ	□ a 優れている 履行３項目以上で77%以上		□ b やや優れている 履行３項目以上で63%以上		■ c 他の評価に該当しない 履行２項目以下または50%以上	□ d 劣っている a～cに該当しない	
		●評価対象項目 □ □ 1 主設備、関連設備等にきめ細やかな施工がなされている。 □ □ 2 溶接、塗装、組み立ての均一性がよい。 □ □ 3 製作上の補修痕跡がない。 □ □ 4 全体的な取扱いがしやすい。						

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値(　%)＝該当項目(　)／評価対象項目(　)
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はＣ評価とする。

別紙-3　　　工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表　　　（検査員）

	a	a’	b	b’	c	d	e
判断基準	ばらつきを考慮しない 履行３項目以上 評価値90%以上	ばらつきを考慮しない 履行３項目以上 評価値75%以上90%未満	ばらつきを考慮しない 履行３項目以上 評価値60%以上75%未満	ばらつきを考慮しない 履行３項目以上 評価値60%未満	ばらつきを考慮しない 履行２項目以上 評価値60%未満		

別紙-3③-36　電気通信設備工事 (農林)

考査項目	細　別	□ a	□ a’	□ b	□ b’	□ c	□ d	□ e
3. 出来形及び出来ばえ	II. 品質	優れている 履行３項目以上で90%以上	bより優れている 履行３項目以上で75%以上90%未満	やや優れている 履行３項目以上で60%以上75%未満	cより優れている 履行３項目以上で60%未満	他の評価に該当しない 履行２項目以下または60%未満	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
		●評価対象項目 □ □ 1 仕様書で定められている品質管理を実施していることが確認できる。 □ □ 2 材料の品質及び形状が設計図書等との適切性確認ができ証明書が整備されていることが確認できる。 □ □ 3 部品の品質及び形状が設計図書等との適切性確認ができ証明書が整備されていることが確認できる。 □ □ 4 機械単本品の品質及び形状が設計図書等との適切性確認ができ証明書が整備されていることが確認できる。 □ □ 5 設備の機能が設計図書との適切性確認ができ証明書が整備されていることが確認できる。 □ □ 6 盤内機器の取り付け及び配線の仕上がりが良好であることが確認できる。 □ □ 7 配電盤類の動作試験は正常に動作したことが確認できる。 □ □ 8 シーケンスに従い正常に動作したことが確認できる。 □ □ 9 盤内機器等の性能検査表が整備されていることが確認できる。 □ □ 10 配電盤類の関係諸基準に基づき各種試験が行われていいることが確認できる。 □ □ 11 電線類の接続部が適切に処理されていることが確認できる。 □ □ 12 ピット内の電線類は行き先札が取り付けられ整然と配置されていることが確認できる。 □ □ 13 地中電線路等は適切な深さ及び間隔で配備されていることが確認できる。 □ □ 14 設置工事は適切な深さと関係諸基準に基づき設置されていることが確認できる。 □ □ 15 その他　理由： d □ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。 e □ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。						
	III. 出来ばえ	□ a 優れている 履行３項目以上で77%以上		□ b やや優れている 履行３項目以上で63%以上		■ c 他の評価に該当しない 履行２項目以下または50%以上	□ d 劣っている a～cに該当しない	
		●評価対象項目 □ □ 1 構造物等にきめ細やかな施工がなされている。 □ □ 2 公共物としての安全、 環境、 維持管理等への配慮が良い。 □ □ 3 構造物へのすりつけがよい。 □ □ 4 製作上の補修痕跡がない。 □ □ 5 全体的な取扱いがしやすい。						

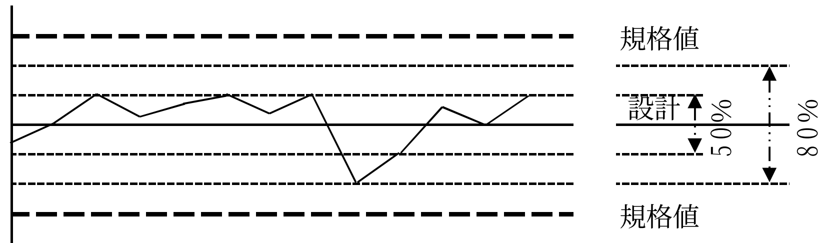
① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値(　%)＝該当項目(　)／評価対象項目(　)
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はC評価とする。

別紙４

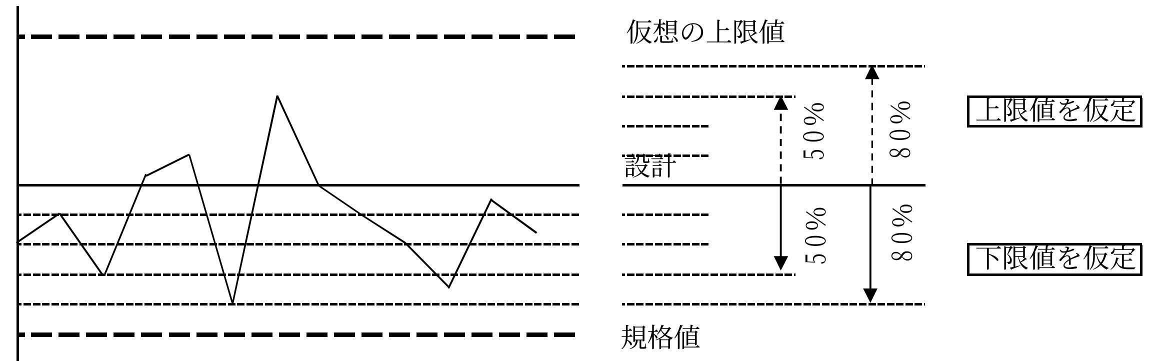
【記入方法及び留意事項】
１．出来形及び品質のばらつきの考え方

〔管理図の場合〕

〔上・下限値がある場合〕



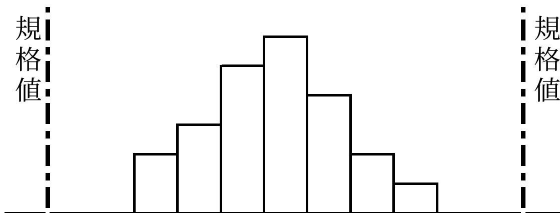
〔下限値の規格値の場合〕



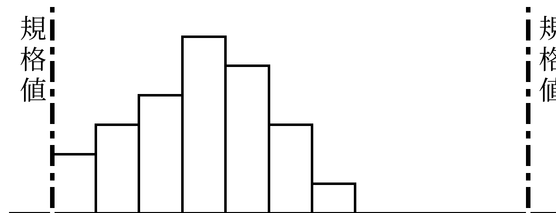
※　上限値のない場合のばらつきの考え方は、下限値と同様な値があるものと仮定し、ばらつきの%を考慮する。

〔度数表または、ヒストグラムの場合〕

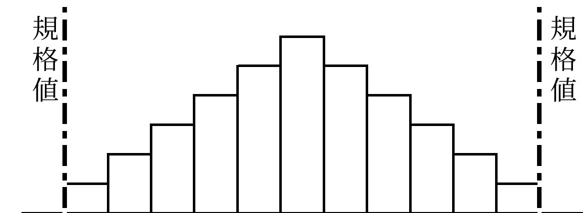
ばらつきが少ない



ばらついている



ばらつきが大きい



２．多工種複合工事の取り扱い
（１）　主たる工種で評定する。なお、多種工種で評定対象が重要な場合はこの限りではない。
（２）　コンクリート橋は、プレテンション桁等、工場で製作される構造物も対象とする。
（３）　評定は「合併工事」欄を活用する。
３．コンクリート構造物のクラックについて
（１）　クラックが発生した構造物では「進行性又は有害なクラックがなく、発生したクラックに対しては適切な処置をしている」等が見られたら、ｃ評価とする。
（２）　「進行性又は有害なクラックがある」場合、無処理の場合は、状況に応じて、ｄ又はｅ評価とする。
４．その他
「４　工事特性」「５　創意工夫」「６　社会性等」は、請負者から提出された実施状況に関する書類を活用して、評定を行う。

別紙５

「施工プロセス」チェックリスト

１．工 事 名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

２．工　　期 ～

３．施工業者 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

工事担当課名：

担当監督員　：

①「施工プロセス」チェックリストは、共通仕様書、契約書等に基づき、施工に必ず必要なプロセスが適切に施工されているかを監督職員等が確認する。
②チェック欄では、書類もしくは現場等で確認した月日、及びその内容がＯＫであればレマークを記入し、ＯＫでなければ、備考欄に指示事項や是正状況等を記入する。
③用語の定義については、契約後：当初契約後、変更後：工期内に行う契約変更後とする。

（1／5）

考査項目	細別	確認項目		チェックリスト一覧表（チェックの目安）	チェック時期（指示事項）着手前	施工中												完成時	提出・提示	備考（指示事項及びその是正状況等）
1 施工体制	Ⅰ 施工体制一般	○契約工程表	1	・契約締結の１４日以内に、工程表が提出された。（契約後、変更後）	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □		提出	契約約款等　考査項目：1-Ⅰ-1
		○工事カルテ	2	・事前に監督職員の確認を受け、契約締結後等の１０日以内に登録機関に申請した。（契約後、変更後、完成時）	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	提出	共通仕様書　考査項目：1-Ⅰ-1 (５００万円未満は工事カルテを必要としないためﾁｪｯｸ対象外)
		○品質証明	3	・品質証明員の資格（身分及び経歴）が適正である。また、品質証明員に関する資料を書面で提出した。（契約後、変更後）	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □		提出	共通仕様書　考査項目：1-Ⅰ-1、1-Ⅰ-4、2-Ⅰ-6 (品質証明員が品質の確認を実施していない工事で、当初設計金額１億円未満及び低入札価格調査対象外のものはﾁｪｯｸ対象
			4	・工事途中及び検査時の事前に品質確認を行い、その結果を所定の様式により提出した。（検査の前等）		( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	提出	共通仕様書　考査項目：1-Ⅰ-1、1-Ⅰ-4、2-Ⅰ-6 (品質証明員が品質の確認を実施していない工事で、当初設計金額１億円未満及び低入札価格調査対象外のものはﾁｪｯｸ対象
			5	・品質証明は、出来高、品質及び写真管理等、工事全般にわたり適切（数量も含む）に実施した。（品質証明実施時）		( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	確認	共通仕様書　考査項目：1-Ⅰ-1、1-Ⅰ-4、2-Ⅰ-6 (品質証明員が品質の確認を実施していない工事で、当初設計金額１億円未満及び低入札価格調査対象外のものはﾁｪｯｸ対象
		○建設業退職金共済制度等	6	・掛金収納書の写しを契約締結後１ヶ月以内に提出した。（契約後、増額変更後）	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □		提示	建設業退職金共済制度　考査項目：1-Ⅰ-1
			7	・「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識が現場に掲示している。（施工時１回程度）		( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □		確認	建設業退職金共済制度　考査項目：1-Ⅰ-1
			8	・労災保険関係の項目が現場の見やすい場所に掲示している。（施工時１回程度）		( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □		確認	労働安全衛生法　考査項目：1-Ⅰ-1
			9	・建設業退職金共済証紙の配布を受け払い簿等により適切に管理している。（施工時適宜）		( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □		提示	建設業退職金共済制度　考査項目：1-Ⅰ-1
		○請負代金内訳書	10	・契約締結後１４日以内に、所定の様式で提出した。（契約後、変更後）	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □		提出	契約約款等　考査項目：1-Ⅰ-1
		○施工体制台帳施工体系図	11	・施工体制台帳を現場に備え付け、かつ同一のものを提出した。（施工時の当初、変更時）		( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □		提出	建設業法等　考査項目：1-Ⅰ-1、1-Ⅰ-3、1-Ⅱ-9 (下請金額総額3000万円未満の工事で施工体制台帳を作成してない場合、または下請負業者がいない場合はﾁｪｯｸ対象外)
			12	・施工体制台帳に下請負契約書（写）及び再下請負通知書を添付している。（施工時の当初、変更時）		( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □		提出	建設業法等　考査項目：1-Ⅰ-1、1-Ⅰ-3、1-Ⅱ-9 (下請金額総額3000万円未満の工事で施工体制台帳を作成してない場合、または下請負業者がいない場合はﾁｪｯｸ対象外)
			13	・施工体制台帳に、下請負金額を記入している。（施工時の当初、変更時）		( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □		確認	建設業法等　考査項目：1-Ⅰ-1、1-Ⅰ-3、1-Ⅱ-9 (下請金額総額3000万円未満の工事で施工体制台帳を作成してない場合、または下請負業者がいない場合はﾁｪｯｸ対象外)
			14	・施工体系図を現場の工事関係者及び公衆の見やすい場所に掲げている。（施工時の当初、変更時）		( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	提出	建設業法等　考査項目：1-Ⅰ-1、1-Ⅰ-3 (下請負業者がいない場合はﾁｪｯｸ対象外)
			15	・施工体系図に記載のない業者が作業していない。（施工時　１回／月程度）		( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □		確認	建設業法等　考査項目：1-Ⅰ-1、1-Ⅰ-3 (下請負業者がいない場合はﾁｪｯｸ対象外)
			16	・施工体系図に記載されている主任技術者及び施工計画書に記載されている技術者が本人である。（施工時の当初、変更時）		( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □		確認	建設業法等　考査項目：1-Ⅰ-1、1-Ⅰ-3 (下請負業者がいない場合はﾁｪｯｸ対象外)

別紙５

「施工プロセス」チェックリスト

１．工 事 名

２．工　　期　　　～

３．施工業者

工事担当課名：

担当監督員　：

①「施工プロセス」チェックリストは、共通仕様書、契約書等に基づき、施工に必ず必要なプロセスが適切に施工されているかを監督職員等が確認する。
②チェック欄では、書類もしくは現場等で確認した月日、及びその内容がＯＫであればレマークを記入し、ＯＫでなければ、備考欄に指示事項や是正状況等を記入する。
③用語の定義については、契約後：当初契約後、変更後：工期内に行う契約変更後とする。

考査項目	細別	確認項目		チェックリスト一覧表（チェックの目安）	チェック時期（指示事項）着手前	施工中												完成時	提出・提示	備考（指示事項及びその是正状況等）
１施工体制	Ｉ施工体制一般	○一括下請負の禁止	17	・元請負人がその下請工事の施工に実質的に関与している。（施工時の当初、変更時）		( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □		確認	建設業法等　考査項目：1-Ｉ-1、1-Ⅱ-9 (下請負業者がいない場合はﾁｪｯｸ対象外)
		○建設業許可標識	18	・建設業許可を受けたことを示す標識を公衆の見やすい場所に設置し、監理または主任技術者を正しく記載している。（施工時１回程度）		( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □		確認	建設業法等　考査項目：1-Ｉ-1
	Ⅱ配置技術者／現場代理人・監理技術者・主任技術者	○現場代理人	19	・現場代理人は、現場に常駐している。（施工時　１回／月程度）		( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □		確認	契約約款等　考査項目：1-Ｉ-1
			20	・現場代理人は、監督職員との連絡調整及び対応を書面で行っている。（施工時適宜）		( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □		確認	契約約款等　考査項目：1-Ｉ-1、1-Ⅱ-5
		○専門技術者の配置	21	・専門技術者を専任し、配置している。（施工計画時、施工時適宜）	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □		確認	契約約款等　考査項目：1-Ⅱ-1、1-Ⅱ-2 (専門技術者の選任及び配置を要しない現場はﾁｪｯｸ対象外)
		○作業主任者の選任	22	・作業主任者を選任し、配置している。（施工計画時、施工時適宜）	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □		確認	契約約款等　考査項目：1-Ⅱ-1、1-Ⅱ-2 (作業主任者の選任及び配置を要しない現場はﾁｪｯｸ対象外)
		○監理技術者（主任技術者）	23	・資格者証の内容を確認した。（着手前）	( ) □														確認	契約約款等・入契適正化法　考査項目：1-Ⅱ-1、1-Ⅱ-10
			24	・配置予定技術者、通知による監理技術者と施工体制台帳に記載された監理技術者と監理技術者証に記載された技術者及び本人が同一であった。（着手	( ) □														確認	契約約款等・入契適正化法　考査項目：1-Ⅱ-1 （2500万円未満で監理技術者を必要としない場合はﾁｪｯｸ対象外)
			25	・現場に常駐していた。（施工時　１回／月程度）		( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	確認	契約約款等・入契適正化法　考査項目：1-Ⅱ-1、1-Ⅱ-10 （2500万円未満で監理技術者を必要としない場合はﾁｪｯｸ対象外)
			26	・施工計画や工事に係る工程、技術的事項を把握し、主体的に係わっていた。（施工時、打合せ時）		( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □		確認	契約約款等・入契適正化法 考査項目：1-Ⅱ-1、1-Ⅱ-7、1-Ⅱ
			27	・施工に先立ち、創意工夫又は提案をもって工事を進めている。（施工時適宜）		( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □		提出	契約約款等・入契適正化法　考査項目：1-Ⅱ-1
		○現場技術者	28	・現場技術員との対応が適切である。（施工時適宜）		( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □		確認	共通仕様書　考査項目：1-Ⅱ-1
		○下請負者の把握	29	・下請負者が静岡市の工事指名競争参加資格者である場合には、指名停止期間中でない。（施工時適宜）		( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □		確認	建設業法、工事請負契約等に係る指名停止等措置要綱 考査項目：1-Ⅱ-1 (下請負業者がいない場合はﾁｪｯｸ対象外)

別紙５

「施工プロセス」チェックリスト

１．工 事 名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

２．工　　期　〜＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　　　　　　工事担当課名：

３．施工業者　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　　　　　　担当監督員　：

①「施工プロセス」チェックリストは、共通仕様書、契約書等に基づき、施工に必ず必要なプロセスが適切に施工されているかを監督職員等が確認する。
②チェック欄では、書類もしくは現場等で確認した月日、及びその内容がＯＫであればレマークを記入し、ＯＫでなければ、備考欄に指示事項や是正状況等を記入する。
③用語の定義については、契約後：当初契約後、変更後：工期内に行う契約変更後とする。

考査項目	細別	確認項目		チェックリスト一覧表	チェック時期（指示事項）														提出・提示	備考
				（チェックの目安）	着手前	施工中												完成時		（指示事項及びその是正状況等）
2 施工状況	Ⅰ 施工管理	○設計図書の照査等	30	・契約書第１８条第１項第１号から５号に係わる設計図書の照査を行っている。（着手前、施工時適宜）	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □		提出	契約約款等　考査項目：1-Ⅱ-3、1-Ⅱ-4、2-Ⅰ-1
			31	・現場との相違事実がある場合、その事実が確認できる資料を書面により提出して確認を受けた。（着手前、施工時適宜）	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □		提出	共通仕様書 考査項目：1-Ⅱ-3、1-Ⅱ-4、2-Ⅰ-1、2-Ⅰ-3、2-Ⅱ-4 設計図書と現場に相違がない場合はﾁｪｯｸ対象外
		○施工計画書	32	・簡易施工計画書または、施工計画書を施工（変更を含む）に先立ち、提出した。（着手前、変更時）	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □		提出	共通仕様書　考査項目：1-Ⅰ-2、2-Ⅰ-1、2-Ⅰ-2
			33	・記載内容と現場施工方法と一致している。（施工時適宜）		( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □		確認	共通仕様書　考査項目：1-Ⅰ-6、1-Ⅱ-7、1-Ⅱ-8、2-Ⅰ-1 2-Ⅰ-2、2-Ⅰ-3 請負代金額５００万円未満の工事で簡易施工計画書を提出した場合はﾁｪｯｸ対象外
			34	・記載内容（作業手順書等）と現場施工体制が一致している。（施工時適宜）		( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □		確認	共通仕様書 考査項目：1-Ⅰ-6、1-Ⅱ-7、2-Ⅰ-1、2-Ⅰ-2、2-Ⅰ-3 請負代金額５００万円未満の工事で簡易施工計画書を提出した場合はﾁｪｯｸ対象外
			35	・記載内容が、設計図書、現場条件等を反映している。（着手前、変更時）	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □		確認	共通仕様書 考査項目：1-Ⅰ-6、1-Ⅱ-8、2-Ⅰ-1、2-Ⅰ-2、2-Ⅰ-3 請負代金額５００万円未満の工事で簡易施工計画書を提出した場合はﾁｪｯｸ対象外
		○施工管理 ・工事材料管理 ・出来形 ・品質管理 ・ｲﾒｰｼﾞｱｯﾌﾟ	36	・工事材料の資料の整理及び確認がされ管理している。（施工時適宜）		( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □		確認	共通仕様書　考査項目：2-Ⅰ-1、2-Ⅰ-8
			37	・品質確保のための対策など施工に関する工夫を書面で確認できる。（施工時適宜）		( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □		提出	共通仕様書　考査項目：2-Ⅰ-1、2-Ⅰ-6
			38	・日常の出来形、品質管理が書面にて確認できる。（施工時適宜）		( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □		提出	共通仕様書　考査項目：2-Ⅰ-1、2-Ⅰ-5、2-Ⅰ-6
			39	・特記仕様書等に定められた事項や独自の取り組み、又、地域等より評価されるものがある。（施工時適宜）		( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □		確認	共通仕様書　考査項目：2-Ⅰ-1 (特記仕様書等に定められた事項や独自の取り組み、地域貢献等創意工夫がない場合はﾁｪｯｸ対象外)
		○検査（確認を含む）及び立会い等の調整	40	・監督員の立会いにあたって、あらかじめ立会願を提出している。（施工時適宜）		( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □		提出	共通仕様書　考査項目：2-Ⅰ-1
			41	・段階確認の確認時期が適切である。（施工時適宜）		( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □		確認	共通仕様書　考査項目：2-Ⅰ-1
		○工事の着手	42	・工事の開始日後、14日以内に工事に着手した。（着手時）		( ) □													確認	共通仕様書　考査項目：2-Ⅰ-1
		○支給品及び貸与品	43	・受領予定14日前までに、品名、数量、品質、規格又は性能を記した要求書を提出した。（施工時適宜）		( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □		提出	共通仕様書　考査項目：2-Ⅰ-1
		○建設副産物及び建設廃棄物	44	・請負者は、産業廃棄物管理票（マニュフェスト）により適正に処理されていることを確認し、監督職員に提示した。（施工時適宜）		( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □		提示	廃棄物処理・清掃に関する法律 考査項目：2-Ⅰ-1、2-Ⅰ-10 (ﾏﾆｭﾌｽﾄを必要とする工種ない場合はﾁｪｯｸ対象外)
			45	・再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を所定の様式に基づき作成し施工計画書に含め提出した。（施工時適宜）	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	( ) □		提出	資材の再資源化に関する法律 考査項目：2-Ⅰ-1、2-Ⅰ-10 (ｺﾌﾞﾘｽを必要とする工種がない場合はﾁｪｯｸ対象外)

別紙５

「施工プロセス」チェックリスト

１．工 事 名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

２．工　　期　　～

３．施工業者

工事担当課名：

担当監督員　：

①「施工プロセス」チェックリストは、共通仕様書、契約書等に基づき、施工に必ず必要なプロセスが適切に施工されているかを監督職員等が確認する。
②チェック欄では、書類もしくは現場等で確認した月日、及びその内容がＯＫであればレマークを記入し、ＯＫでなければ、備考欄に指示事項や是正状況等を記入する。
③用語の定義については、契約後：当初契約後、変更後：工期内に行う契約変更後とする。

考査項目	細別	確認項目		チェックリスト一覧表（チェックの目安）	着手前	施工中												完成時	提出・提示	備考（指示事項及びその是正状況等）
2 施工状況	Ⅰ 施工管理	○建設副産物及び建設廃棄物	46	・建設リサイクル法の対象工事については工事届出の手続きがされているか。（対象工種着手前）		(　)□	(　)□	(　)□	(　)□	(　)□	(　)□	(　)□	(　)□	(　)□	(　)□	(　)□	(　)□		提出	建設リサイクル法　考査項目：2-Ⅰ-1、2-Ⅰ-10 (建設リサイクル法に関する通知書と説明書を作成する必要がない工事の場合はﾁｪｯｸ対象外)
		○指定建設機械類の確認	47	・指定建設機械（排出ガス対策型・低騒音型・低振動型建設機械）を使用している。（施工時　1回程度）		(　)□	(　)□	(　)□	(　)□	(　)□	(　)□	(　)□	(　)□	(　)□	(　)□	(　)□	(　)□		確認	共通仕様書、環境基本法　考査項目：2-Ⅰ-1、2-Ⅰ-11 (排出ガス対策指定の建設機械及び車両を使用しない場合はﾁｪｯｸ対象外)
	Ⅱ 工程管理	○工程管理	48	・フォローアップ等を実施し、工程の管理を行っている。（施工時適宜）		(　)□	(　)□	(　)□	(　)□	(　)□	(　)□	(　)□	(　)□	(　)□	(　)□	(　)□	(　)□		確認	共通仕様書　考査項目：2-Ⅱ-1
			49	・現場条件変更への対応、地元調整を積極的に行い、その結果を書類で提出した。（施工時適宜）		(　)□	(　)□	(　)□	(　)□	(　)□	(　)□	(　)□	(　)□	(　)□	(　)□	(　)□	(　)□		提示	共通仕様書　考査項目：2-Ⅰ-3、2-Ⅱ-1、2-Ⅱ-4、2-Ⅱ-5 設計図書と現場に相違がない場合はﾁｪｯｸ対象外
			50	・作業員の休日の確保を行った記録が整理されている。（施工時適宜）		(　)□	(　)□	(　)□	(　)□	(　)□	(　)□	(　)□	(　)□	(　)□	(　)□	(　)□	(　)□		提示	労働安全衛生法　考査項目：2-Ⅱ-1、2-Ⅱ-8
	Ⅲ 安全対策	○安全対策	51	・災害防止協議会を設置し、活動記録がある。（施工時　1回／月程度）		(　)□	(　)□	(　)□	(　)□	(　)□	(　)□	(　)□	(　)□	(　)□	(　)□	(　)□	(　)□		提示	労働安全衛生法　考査項目：2-Ⅲ-1、2-Ⅲ-2 (下請負業者がいない場合はﾁｪｯｸ対象外)
			52	・店社パトロールを実施し、記録がある。（施工時適宜）		(　)□	(　)□	(　)□	(　)□	(　)□	(　)□	(　)□	(　)□	(　)□	(　)□	(　)□	(　)□		提示	労働安全衛生法　考査項目：2-Ⅲ-1
			53	・安全・訓練等を実施し、記録がある。（施工時適宜）		(　)□	(　)□	(　)□	(　)□	(　)□	(　)□	(　)□	(　)□	(　)□	(　)□	(　)□	(　)□		提出	労働安全衛生法　考査項目：2-Ⅲ-1、2-Ⅲ-3
			54	・安全巡視、ＴＢＭ、ＫＹ等を実施し、記録がある。（施工時適宜）		(　)□	(　)□	(　)□	(　)□	(　)□	(　)□	(　)□	(　)□	(　)□	(　)□	(　)□	(　)□		提示	労働安全衛生法　考査項目：2-Ⅲ-1
			55	・新規入場者教育を実施し、記録がある。（施工時適宜）		(　)□	(　)□	(　)□	(　)□	(　)□	(　)□	(　)□	(　)□	(　)□	(　)□	(　)□	(　)□		提示	労働安全衛生法　考査項目：2-Ⅲ-1、2-Ⅲ-4
			56	・過積載防止に取り組んでいる記録がある。（施工時適宜）		(　)□	(　)□	(　)□	(　)□	(　)□	(　)□	(　)□	(　)□	(　)□	(　)□	(　)□	(　)□		提示	労働安全衛生法　考査項目：2-Ⅲ-1
			57	・使用機械、車輌等の点検整備等が管理され、記録がある。（施工時　1回／月程度）		(　)□	(　)□	(　)□	(　)□	(　)□	(　)□	(　)□	(　)□	(　)□	(　)□	(　)□	(　)□		提示	労働安全衛生法　考査項目：2-Ⅲ-1 対象となる車両による運搬作業がない場合はﾁｪｯｸ対象外
			58	・重機操作で、誘導員配置や重機と人との行動範囲の分離措置がなされた点検記録等がある。（施工時適宜）		(　)□	(　)□	(　)□	(　)□	(　)□	(　)□	(　)□	(　)□	(　)□	(　)□	(　)□	(　)□		提示	労働安全衛生法　考査項目：2-Ⅲ-1
			59	・山留め、仮締切等の設置後の点検及び管理の記録がある。（施工時適宜）		(　)□	(　)□	(　)□	(　)□	(　)□	(　)□	(　)□	(　)□	(　)□	(　)□	(　)□	(　)□		提示	労働安全衛生法　考査項目：2-Ⅲ-1、2-Ⅲ-7 (山留め、仮締切等がない場合はﾁｪｯｸ対象外)
			60	・足場や支保工の組立完了時や使用中の点検及び管理がチェックリスト等により実施され、記録がある。（施工時適宜）		(　)□	(　)□	(　)□	(　)□	(　)□	(　)□	(　)□	(　)□	(　)□	(　)□	(　)□	(　)□		提示	労働安全衛生法　考査項目：2-Ⅲ-1、2-Ⅲ-7、2-Ⅲ-8 (足場や支保工がない場合はﾁｪｯｸ対象外)
			61	・保安施設等の整理・設置・管理が的確であり、記録がある。（施工時適宜）		(　)□	(　)□	(　)□	(　)□	(　)□	(　)□	(　)□	(　)□	(　)□	(　)□	(　)□	(　)□		提示	労働安全衛生法　考査項目：2-Ⅲ-1、2-Ⅲ-9

別紙５

「施工プロセス」チェックリスト

１．工 事 名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

２．工　　期　～＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　　　　　　工事担当課名：

３．施工業者　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　　　　　　　担当監督員　：

①「施工プロセス」チェックリストは、共通仕様書、契約書等に基づき、施工に必ず必要なプロセスが適切に施工されているかを監督職員等が確認する。
②チェック欄では、書類もしくは現場等で確認した月日、及びその内容がＯＫであればレマークを記入し、ＯＫでなければ、備考欄に指示事項や是正状況等を記入する。
③用語の定義については、契約後：当初契約後、変更後：工期内に行う契約変更後とする。

（５／５）

考査項目	細別	確認項目	チェックリスト一覧表	（チェックの目安）	チ ェ ッ ク 時 期 （指 示 事 項） 着手前	施 工 中												完成時	提出・提示	備 考 (指示事項及びその是正状況等)
2 施工状況	Ⅲ 安全対策	○安全パトロールの指摘事項の処理	62	・各種安全パトロールでの指摘事項や是正事項について、速やかに完全を図り、かつ,関係者に是正報告した記録がある。 （施工時適宜）		(　) ☐	(　) ☐	(　) ☐	(　) ☐	(　) ☐	(　) ☐	(　) ☐	(　) ☐	(　) ☐	(　) ☐	(　) ☐	(　) ☐		提示	労働安全衛生法 考査項目：2-Ⅲ-1、2-Ⅲ-7、2-Ⅲ-8、2-Ⅲ-9 (各種安全パトロールにおいて、指摘事項や是正事項がない場合にはﾁｪｯｸ対象外)
	Ⅳ 対外関係	○関係機関等	63	・関係官公庁等の関係機関との折衝及び調整をした記録がある。 （施工時適宜）	(　) ☐	(　) ☐	(　) ☐	(　) ☐	(　) ☐	(　) ☐	(　) ☐	(　) ☐	(　) ☐	(　) ☐	(　) ☐	(　) ☐	(　) ☐		提示	労働安全衛生法　考査項目：2-Ⅱ-5、2-Ⅳ-1、2-Ⅳ-2 (関係官公庁との調整が必要ない場合はﾁｪｯｸ対象外)
			64	・地元住民等との施工上必要な交渉、工事の施工に関しての苦情対策を適切に行い、記録がある。 （施工時適宜）	(　) ☐	(　) ☐	(　) ☐	(　) ☐	(　) ☐	(　) ☐	(　) ☐	(　) ☐	(　) ☐	(　) ☐	(　) ☐	(　) ☐	(　) ☐		提示	労働安全衛生法　考査項目：2-Ⅱ-5、2-Ⅳ-1、2-Ⅳ-3
			65	・隣接工事又は施工上密接に関連する工事の請負業者と相互に協力を行っている記録がある。 （施工時適宜）	(　) ☐	(　) ☐	(　) ☐	(　) ☐	(　) ☐	(　) ☐	(　) ☐	(　) ☐	(　) ☐	(　) ☐	(　) ☐	(　) ☐	(　) ☐		提示	労働安全衛生法　考査項目：2-Ⅱ-5、2-Ⅳ-1、2-Ⅳ-5 (関連工事がなく調整の必要がない場合はﾁｪｯｸ対象外)